

2009. 11. 25 発行

SUIGENREN
DAYORI
NO.52

水源連だより

◆水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ: <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html>

(随時ホームページの更新を行っています。「水源連のページ」と検索してご覧ください。)

成瀬ダム問題全国集会と水源連総会を

秋田県成瀬ダム現地で



開催

二つの「提言」を国交大臣へ

「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」
「補助ダムの駆け込み建設への緊急対応の提言」

目次

事務局からの報告	1
「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」	4
「補助ダムの駆け込み建設への緊急対応の提言」	6
「中止を求めるダム等事業一覧表」	8
「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」(概要)	10
第16回総会・全国集会 概要報告	11
16回総会 記録	14
総会関連新聞記事	22
石木ダム関連新聞記事	27
「ハッ場ダム 建設事業に関する1都5県 知事共同声明」の 事実認識の誤りについて	29
総会資料の抜粋 目次	37
・10.921年度ダム事業に関する前原大臣コメント(38) ・// 補足資料(38) ・民主党の地域振興法案(41) ・事務局からの報告(45) ・参考資料1 計画中・工事中のダム事業を中止させる為の課題(48) ・参考資料2 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に関する諸課題(52) ・参考資料3 全国ダム事業の現状(国土交通省関係)(57) ・参考資料4 耐越流堤防について(68) ・参考資料5 費用便益計算の抜本的改善を(73) ・参考資料6 水需給計画の問題点(77) ・参考資料7 穴あきダム問題(79) ・参考資料8 補助ダム問題について(81)	
《追加挟み込み》 「前原大臣ハッ場有識者会議設置」	



I 事務局からの報告

10月24日（土）午後3時から水源連第16回総会を成瀬ダム予定地に近い小安峡温泉の「太郎兵衛旅館」で開催、翌25日（日）は成瀬川源流を経由して成瀬ダム予定地、皆瀬頭首工を視察の後、横手駅近くの農協会館で全国集会を開催しました。多くの皆様に参加いただきありがとうございました。一連の報告は別項をご覧ください。ここでは、総会・全国集会後の状況を報告いたします。

1. 三日月大造国土交通政務官との面談

総会では国土交通大臣に対して2つの「提言」、「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」と「補助ダムの駆け込み建設への緊急対応の提言」（別項参照）を提出することになりました。本来であれば全国集会の翌日、10月26日に前原国土交通大臣に面会して手渡すことを考えていたのですが、あいにく臨時国会初日と重なってしまったために大臣を初めとした政務三役全員の都合がつかず、実現しませんでした。10月26日には三日月政務官の野崎秘書にお会いして政務三役との面談が実現するようにお願いしました。

そのあと、11月4日10時から三日月政務官との面談が実現しました。当方からは、市野・奥州・佐藤・嶋津・遠藤が出席しました。

紹介議員として労をとっていただいた松野信夫参議院議員（公共事業チェック議員の会幹事長、民主党）から要請の趣旨説明があり、遠藤が2つの「提言」について説明をしました。また、奥州氏が「成瀬ダムの中止」を求めて、市野氏が「設楽ダムの中止」を求めて要請と説明を行いました。

「提言」の個々の内容についての論議をする時間はありませんでしたが、三日月政務官からは「趣旨には賛同します」という発言をいただきました。

終了後、緊急記者会見を国交省記者クラブで行いました。多くの記者さんが参加されました。北海道新聞の11月5日の記事を紹介します。

北海道新聞 11月5朝刊 ダム見直し 専門家チーム設置を 市民団体、国交相に提言

ダム事業の中止を求める60の市民団体でつくる「水源開発問題全国連絡会」（東京）は4日、ダム事業の是非を検討する専門家チーム「タスクフォース」設置と、サンルダム（上川管内下川町）など道内3ダムを含む46事業の中止を求める提言書を前原誠司国土交通大臣宛に提出した。

提言では、専門家チームが客観的な中止勧告基準を策定、該当する事業の一律中止を国交相に勧告することが必要とした。

また、基準に該当しない事業については、専門家チームが地域ごとに部会を設置し、住民参加の下で事業を精査する仕組みを提案した。

さらに、同連絡会が「治水、利水面から必要が無いと判断したダム」として、サンルダムや平取ダム（日高管内平取町）、当別ダム（石狩管内当別町）など46事業のリストも同時に提出した。

前原氏はすでに、全国143ダム見直しに向けた有識者会議設置の方針を示している。

同連絡会によると、提言書を受取った三日月国交政務官は「ダム中心の治水対策は根本から改める」と賛意を示したという。

国土交通大臣が143ダムの見直しを進めるには、水源連からの二つの提言が活かされなければなりません。水源連提案が活かされるよう、国土交通省政務三役に強く働きかけると同時に、各地の現場からも「水源連提案を活用せよ」との声を上げていただきたいと思います。とりわけ見直しが進まないうち



に事業が進行してしまう恐れのあるところは「水源連提案を活用して早急の見直しをせよ」という世論形成をお願いいたします。

2. 水源連からの2つの提案について衆議院国土交通委員長川内博史衆議院議員に要請

10月26日、水源連からの2つの「提言」を三日月政務官の野崎秘書に手渡すと共に、衆議院の国土交通委員長である川内博史衆議院議員を尋ね、この件について国会においても取り上げられるよう要請を行いました。この件の趣旨についてご理解をいただくことができました。

2009年10月26日

衆議院国土交通委員長 川内 博史 様

水源開発問題全国連絡会 共同代表 嶋津 暉之
共同代表 遠藤 保男

河川行政の徹底見直しを実現するための提言

ダム事業を所与とする河川行政を徹底的に見直し、合理的かつ民主的な河川行政に転換しようとする川内衆議院国土交通委員長の取組みに、深く敬意を表します。

水源開発問題全国連絡会は、不合理なダム事業の徹底見直しを求め活動する、全国の市民団体の集まりです。1993年の発足以来、「公共事業チェック議員の会」等の超党派国会議員とも協力し、河川行政の問題点を明らかにしてきました。

その結果、得られた知見に基づき、河川行政を見直すに当たり必要と思われる事項について提言を取りまとめ、別紙のとおり、「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」および「補助ダムの駆け込み建設への緊急対応の提言」を前原国土交通大臣に提出しました。

つきましては、衆議院国土交通委員会の審議において別紙の事項を参考にいただくよう要望いたします。

また、その審議において積極的に専門家や市民、利害関係者を参考人として招致したり、現地を視察したり、地方公聴会を開催したり、地方整備局ごとの委員会を現地開催する等、河川行政のあり方について国会で誠実かつ丁寧な議論が行われるように要望いたします。

以上

3. 石木ダム問題で辻元清美国土交通副大臣に要請

10月26日、長崎県が石木ダムに土地収用法適用を急いでいることへの緊急対応として、石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんが辻元清美国土交通副大臣への要請を行いました。水源連からは環瀬戸内海環境会議の松本さん、九州ネットワークの原さん、事務局の佐藤と遠藤が同席しました。

石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんは前原国土交通大臣に宛てた「石木ダム建設計画の中止を求める陳情書」、事業の概要・これまでの経過を説明するダム関連記事・石木ダム問題に関する京都大学名誉教授今本博健氏の解析・大阪府立大学名誉教授荻野芳彦氏の解析・水源連事務局の解析・佐世保市民の解析を綴じこんだ「ダム関連資料」を辻元副大臣に提出しました。

要請に対して辻元副大臣はその趣旨は理解するとしながらも、補助ダムは基本的には都道府県の意向が優先なのでどのように対応できるのかを考える、と話していました。

たしかに補助ダムは事業者が都道府県なのでそれを国土交通省が力づくで中止することは問題ですが、とんでもない事業を補助ダムとして補助金をつけることにも大きな問題があります。

長崎県から土地収用法の事業認定申請が出された場合は九州地方整備局がこれを審査して決定することになります。政権がかわり、ダム事業に関する方針が変更されて143ダムの見直しを国交省が決められていることから、事業認定処分申請が出された場合の審査は見直し後の内容を踏まえなければなりません。国土交通大臣に対して、見直しが完了するまで事業認定申請の受理・審査を凍結することを求めている予定です。

佐世保市は「厳しい水事情」を解決するには「石木ダムが必要」としています。今、石木ダム事業関連を含めた経費増で3割もの水道料金値上げが必要とされており、佐世保市民にとって経済的にも石木ダムは看過できない問題になっています。

漏水率13%が示すように、佐世保市水道は漏水防止への取り組みがきわめて遅れています。

「厳しい水事情」への抜本的対策としての漏水防止、これには漏水実態の解明、大規模な修理が必要です。多くの費用と労働力を必要とすることから、地域の労働力を活用することができます。石木ダム建設と比べると、抜本的漏水防止対策を行うことの方が地域経済にとって大きなプラスになります。造る公共事業から修理の公共事業への転換を図る絶好の機会です。

4. 路木ダム問題で衆議院国土交通委員長川内博史氏（民主党）に説明

現在、「中止をさせないように既成事実を重ねなければ」と各地のダム現場では駆け込み的に事業を進めています。熊本県が計画している路木ダムもその一例です。

路木ダムは天草諸島下島の路木川に治水・治水目的で熊本県が計画しているダムですが、治水面では昭和 57 年 7 月の集中豪雨被害が川浦町路木集落に発生したことを根拠にしていますが、実際には路木集落は被災していないので。路木ダムの費用対便益は 1 を大きく割るのが実態です。利水面でも通常は飲用に用いていない水（井戸フィルターを洗浄した水）を見せて「こんなに悪い水を飲まされているので水道が必要」と説明した経緯があります。路木ダム計画はこのように、治水・利水両面でその必要性を捏造したダム計画です。熊本県はこのようにダムの必要性を捏造して事業を進め、10 月 1 日、ダム本体工事の入札手続きを開始しました（実際にはその後の不手際で入札はやり直しとなった）。このような駆け込みを許さないために補助金支出の凍結が必要であることを国会で取り上げてもらうため、「路木ダムを考える河浦住民の会」の松本基督さんが 11 月 6 日、衆議院国土交通委員長である川内博史衆議院議員（民主党）に要請を行いました。水源連からは嶋津・遠藤が同席しました。

5. ハッ場ダム問題に関する 1 都 5 県知事声明の問題

東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の 1 都 5 県の知事は 10 月 19 日、「ハッ場ダム建設事業に関する 1 都 5 県知事共同声明」を発表しました。その内容は、「ハッ場ダムは利根川の治水・利水上必要不可欠な施設であるので、ハッ場ダム建設事業中止の撤回」を国に求めたものです。

しかし、この声明で示されたハッ場ダムが必要だとする治水・利水上の論拠はいずれも事実を誤認したもののばかりです。今回の声明で逆に、ハッ場ダム建設事業を継続することの科学的な根拠が如何に希薄であるかが明らかになりました。

これらの事実を内外に明らかにすることを目的に、「ハッ場ダムあしたの会」「ハッ場ダムをストップさせる会」は急遽、『ハッ場ダム建設事業に関する 1 都 5 県知事共同声明』の事実認識の誤り」（別紙参照）を作成し、記者会見を開いて公表しました。併せて、1 都 5 県の知事に提出しました。

6. 東京都に「ハッ場ダム見直しと生活再建」を求める請願運動の開始

前原国土交通大臣が着任直後に「ハッ場ダム中止」を明言するや否や、ハッ場ダムの推進役であった 1 都 5 県の知事たちはこぞって「ハッ場ダム中止反対」を合唱しています。その理由たるやまったくお粗末なもので聞いているほうが恥ずかしくなるほどです。そのような石原東京都知事に対して、東京都議会から「ハッ場ダム見直し」「ダム予定地住民の生活再建」を求めていくため、「ハッ場ダムをストップさせる東京の会」は都議会への請願を行うことになりました。都議会の自民党・公明党以外のすべての会派には紹介議員になっていただくことの下承を得ていることから、都議会で採択されるものと私たちは期待をこめています。この署名用紙を同封しますので、第 2 次集約期限の 1 月 10 日までに下記宛てにお送りいただくようお願いいたします。この署名は住居が東京都外の方にもお願いいたします。住所は都道府県名から記してください。同上とか、「々」という表記ではなく、省略することなく記入されるようお願いいたします。

署名簿の送付先：〒187-0001 東京都小平市大沼町 1-106-19 深澤洋子

※ 訂正：先日団体会員宛にお送りした「総会資料 2」の中「中止を求めるダム事業一覧表 1」に間違いがありましたので訂正をお願いします。 誤：「鹿野川ダム改良事業」→正：「鹿野川ダム改造事業」

2009 年 10 月 26 日

国土交通大臣 前原 誠司 様

水源開発問題全国連絡会
共同代表 嶋津 暉之
共同代表 遠藤 保男

河川行政の徹底見直しを実現するための提言

ダム事業を所与とする河川行政を徹底的に見直し、合理的かつ民主的な河川行政に転換しようとする前原国土交通大臣の取組みに、深く敬意を表します。

流域住民の暮らしを第一とし、流域の生態系の保全や漁業への影響を重視する河川行政は私たちの願いです。この願いに向けてスタートが切られたことに大きな期待を寄せています。

水源開発問題全国連絡会は、不合理なダム事業の徹底見直しを求め活動する、全国の市民団体の集まりです。1994 年の発足以来、「公共事業チェック議員の会」等の超党派国会議員とも協力し、河川行政の問題点を明らかにしてきました。

その結果、得られた知見に基づき、河川行政を見直すに当たり必要と思われる事項について、以下のとおり提言を取りまとめました。

つきましては、国務のご参考としていただくよう要望いたします。

- ① 転流工事もしくは本体工事に着工している事業は、見直しが終わるまで工事を直ちに凍結すること。
- ② 国土交通大臣の下に専門家からなる「河川行政見直しタスクフォース」を設け、事業の是非や検討のルール等、河川行政見直しの全般について調査審議させ、大臣に勧告させること。
- ③ 「タスクフォース」では、客観的基準に基づく「中止勧告基準」を策定し、それに該当する事業・補助事業については、一律の中止を大臣に勧告すること。
- ④ 「中止勧告基準」に該当しない直轄事業については、「タスクフォース」の下に事業ごとの「部会」を事業地域に設け、情報公開・住民参加により、あらゆる角度から事業を徹底的に精査した上で、中止・縮小・続行の勧告をすること。
- ⑤ 「中止勧告基準」に該当しない補助事業については、「タスクフォース」で見直しルールを策定し、それに基づく事業精査を事業者に課すこと。この事業精査を受け入れない補助事業については、国の予算において計上及び執行をしないこと。
- ⑥ 「中止勧告基準」の策定、「部会」及び補助事業の見直しに際しては、「聖域なき情報公開」「住民参加の徹底」「見直し中の工事凍結」の三原則を基本とし、住民や事業見直しを求める専門家、市民団体等が、事業者の主張をタスクフォース外部からも徹底的に検証できるようにすること。
- ⑦ 「タスクフォース」及び「部会」には、社会資本整備審議会や事業評価監視委員会等の委員とし

て従来の河川行政に協力してきた専門家を入れないこと。

- ⑧ 河川整備基本方針について、基本的に将来の課題とするものの、球磨川水系河川整備基本方針のように、事実上、ダム事業以外の代替手段を阻む方針については早急に見直すこと。
- ⑨ 各事業のあり方について、「タスクフォース」の勧告に基づき国土交通大臣が決定次第、速やかに河川整備計画及び水資源開発基本計画（フルプラン）等、関係する行政計画に反映させること。
- ⑩ 水需給計画について、「タスクフォース」の監視の下で、水需要予測や保有水源評価の方法、渇水年の保有水源減少率の適正算出法等、水需給計画策定のガイドラインを策定すること。
- ⑪ 都道府県に対し、上記ガイドラインに基づく水需給計画の見直しを求めるとともに、国土交通省はその状況について「タスクフォース」に報告すること。
- ⑫ 水利権のあり方について、国土交通大臣のリーダーシップで関係する府省の副大臣・大臣政務官らを含めた会議を設け、「タスクフォース」等の専門家の助言に基づき、見直しに着手すること。
- ⑬ 事業の費用便益計算について、「タスクフォース」の監視の下で、実際に起こりうる氾濫を再現できるように治水経済調査マニュアルを抜本的に改正し、環境への負荷をマイナスの便益として計算するなど、計算方法を適正かつ合理的なものに改め、各事業の再計算を行うこと。
- ⑭ ダムに拠らない治水対策を確立するため、「タスクフォース」等の専門家の助言に基づき、正しい流下能力の計算方法や耐越水堤防の技術、その他の治水対策技術の検討を進めること。

以上

連絡先

遠藤保男

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28

電話 & FAX 045-561-8186

携帯電話 09086828610

メールアドレス yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

2009 年 10 月 26 日

国土交通大臣 前原 誠司 様

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津 暉之

共同代表 遠藤 保男

補助ダムの駆け込み建設への緊急対応の提言

必要性が失われた新規ダム事業の全面見直しの明言に厚く感謝いたします。

別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」のうち、補助ダムについては、一部の事業県が、駆け込みでダム建設に向けた既成事実作りに躍起となっています。是非とも、緊急な対応をお願いいたします。

補助ダムに関する最新情報

① 石木ダム（長崎県）

長崎県はダム予定地に住む 13 世帯の所有地を強制収用すべく、土地収用法に基づく事業認定申請に先立つ事前説明会を 10 月 23 日に行いました。県は近々、九州地方整備局に対して事業認定申請を行うとしています。

② 内海ダム再開発（香川県）

10 月 21 日、新内海ダムの本体建設工事の入札で、飛島・田村・安井特定建設工事共同企業体（JV）が落札し、本体工事の直前まで進みました。地権者は土地収用の事業認定取り消し訴訟を提起していますが、現行法では係争中であっても工事を止めることができません。

③ 辰巳ダム（石川県）

辰巳ダム予定地の未買収地（地権者約 650 人）について、土地収用法が適用され、事業認定取り消し訴訟が提起され、係争中です。更に、係争中にもかかわらず、石川県収用委員会は県の強制収用を認める裁決を出し、10 月 21 日までに関係者に送付しました。来年 4 月までに県はすべての用地取得が完了することになっており、それに対して地権者は裁決の取り消しを求める行政訴訟を提起する予定です。

④ 路木ダム（熊本県）

熊本県は来年１月に路木ダムの本体工事の入札を行うこととしています。１０月上旬に行われた入札で、落札者の確定前に参加業者名と入札金額がインターネット上に公開されるミスがあり、やり直しとなった日程ですが、県が今年度中に本体工事まで進めようとしている状況です。地元住民が蒲島郁夫県知事に対して路木ダムへの支出差し止めを求める住民訴訟を提起し、１０月２１日に初公判が行われています。

緊急対応の提言

１ 土地収用法による強制収用のための事業認定申請がされる石木ダムについては事業認定の審査をストップすると同時に平成２１年度以降の補助金を凍結してください。

別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④の審査を進め、同ダムの不要性が明らかになった段階で認定申請を却下してください。

２ 土地収用法による強制収用に向けた手続きが進み、事業認定取り消し訴訟で係争中の内海ダム再開発、辰巳ダムについては平成２１年度以降の補助金を凍結し、住民による司法への訴えの利益を確保してください。その間、補助金支出官庁として、別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④でこれらのダム事業の見直しを進めてください。

３ 住民訴訟中の路木ダムについては、平成２１年度以降の補助金支出を凍結し、地方自治法に基づいた住民の司法への訴えの利益を確保してください。その間、補助金支出官庁として、別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④で同ダム事業の見直しを進めてください。

以上

連絡先 水源開発問題全国連絡会 遠藤保男
〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28
—電話&FAX 045-561-8186
—携帯電話 090-8682-8610
メールアドレス yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

中止を求めるダム等事業一覧表(1) 2009/10/26 水源開発問題全国連絡会

直轄ダム 水資源機構ダム

(個別説明添付)

番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	サンルダム	北海道	北海道開発局	北海道自然保護協会
2	平取ダム	北海道	北海道開発局	平取ダム反対連絡協議会
3	成瀬ダム	秋田県	東北地方整備局	成瀬の水とダムを考える会
4	胆沢ダム	岩手県	東北地方整備局	奥州光吉
5	ハッ場ダム	群馬県	関東地方整備局	ハッ場あしたの会
6	霞ヶ浦導水事業	茨城県	関東地方整備局	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議 特定非営利活動法人 アサザ基金
7	南摩ダム	栃木県	水資源機構	思川開発事業を考える流域の会
8	湯西川ダム	栃木県	関東地方整備局	ムダなダムをストップさせる栃木の会
11	設楽ダム	愛知県	中部地方整備局	設楽ダム建設中止を求める会
12	木曽川水系連絡導水路	岐阜県、愛知県	水資源機構	長良川に徳山ダムの水は要らない市民学習会実行委員会
13	丹生ダム	滋賀県	水資源機構	関西のダムと水道を考える会
14	天ヶ瀬ダム再開発	京都府	近畿地方整備局	宇治・防災を考える市民の会
15	大戸川ダム	滋賀県	近畿地方整備局	(社)大阪自然環境保全協会
16	川上ダム	三重県	水資源機構	伊賀の水と緑を考える会
17	吉野川第十堰	徳島県	四国地方整備局	NPO法人 吉野川みんなの会
18	山鳥坂ダム	愛媛県	四国地方整備局	大洲市の住民投票を実現する会
19	鹿野川ダム改造事業	愛媛県	四国地方整備局	肱川・水と緑の会
20	川辺川ダム	熊本県	九州地方整備局	子守り歌の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 清流球磨川・川辺川を未来に手渡す郡市民の会

(個別説明なし)

番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	鳥海ダム	秋田県	東北地方整備局	
2	利賀ダム	富山県	北陸地方整備局	
3	足羽川ダム	福井県	近畿地方整備局	
4	城原川ダム	佐賀県	九州地方整備局	

遊水池の掘削事業 (個別説明添付)

番号	事業名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	渡良瀬遊水地掘削事業	群馬・栃木・茨城・埼玉県	関東地方整備局	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
2	稲戸井調節池掘削事業	茨城県	関東地方整備局	利根川の水と自然を守る取手連絡会

補助ダム(道府県営ダム) (個別説明添付)				
番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	当別ダム	北海道	北海道	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会
2	最上小国川ダム	山形県	山形県	最上小国川の真の治水を考える会
3	奥胎内ダム	新潟県	新潟県	奥胎内ダムを考える会
4	太田川ダム	静岡県	静岡県	太田川ダム研究会
5	浅川ダム	長野県	長野県	信州ラブソディ
6	平瀬ダム	山口県	山口県	美しい錦川を未来へ手渡す会
7	内海ダム再開発	香川県	香川県	寒霞溪の自然を守る連合会 環瀬戸内会議
8	石木ダム	長崎県	長崎県	石木ダム建設絶対反対同盟
9	路木ダム	熊本県	熊本県	路木ダムを考える河浦住民の会
10	安威川ダム	大阪府	大阪府	安威川ダム反対市民の会
(個別説明なし)				
番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	倉渕ダム	群馬県	群馬県	
2	増田川ダム	群馬県	群馬県	
3	角間ダム	長野県	長野県	
4	蓼科ダム	長野県	長野県	
5	辰巳ダム	石川県	石川県	辰巳の会
6	槇尾川ダム	大阪府	大阪府	
7	武庫川ダム	兵庫県	兵庫県	
8	五木ダム	熊本県	熊本県	

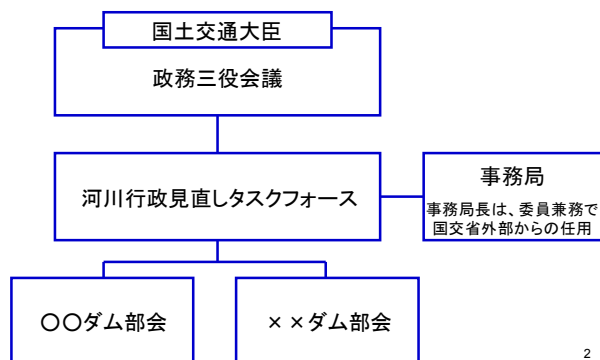
砂防ダム (個別説明添付)				
番号	ダム名	所在地	起業者	主な関係運動団体など
1	霞沢砂防ダム	長野県	国交省 松本砂防事務所	水と緑の会 溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える
2	島々谷川第6号砂防ダム			

河川行政の徹底見直しを 実現するための提言 (概要)

水源開発問題全国連絡会
2009年10月

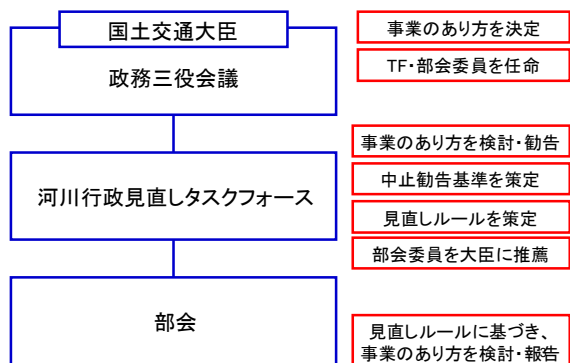
1

見直しスキームのイメージ ①

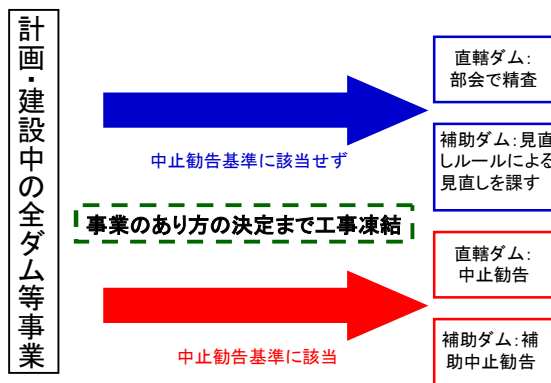


2

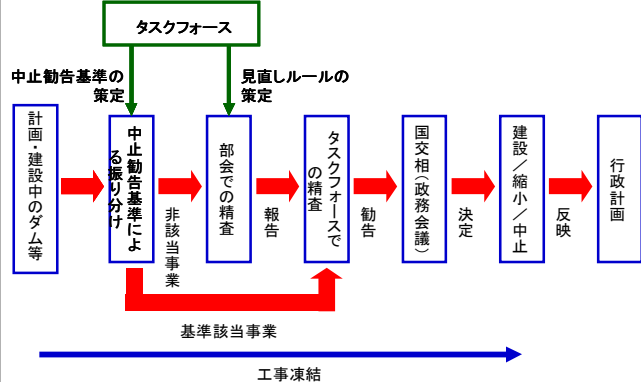
見直しスキームのイメージ ②



中止勧告基準のスキーム



見直しスキームの流れ 直轄ダム



5

第 16 回総会・全国集会 概要報告

1. 前原誠司国土交通大臣への提言

総会で論議し採択した前原誠司国土交通大臣への「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」、緊急に提出を決めた同大臣への「補助ダムの駆け込み建設への緊急対応の提言」を掲載します。国土交通省政務三役と面談の上、これらの提言に「中止を求めるダム一覧表」とその説明を記した冊子と共に、10月29日に郵送にて提出しました。この件について、政務三役に面談を求めているところです。（11月4日、国土交通大臣政務官三日月大造氏との面談が実現し、提言を手渡すことができました）

2. 総会報告

09年10月24日、成瀬ダム建設予定地に近い秋田県の小安峡温泉で第16回水源連総会を開催しました。北は北海道、南は九州から40名近い皆さん、現地秋田県内から20名近い皆さん、マスコミ関係者を含めると総勢およそ70名が参加され、熱い熱気に包まれた総会になりました。

ジャーナリストの岡田幹治さんから「新政権のダム政策－これまでとこれから」と題した基調報告をいただきました。

次いで、事務局からの報告の後、各地の状況が報告されました。

北海道自然保護協会の佐々木さんがサンルダム・平取ダム・当別ダムの問題、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会の神原さんとSTOPハッ場ダム市民ネットの鈴木さんがハッ場ダムの問題、設楽ダムの建設中止を求める会の市野さんが設楽ダム問題、徳山ダムの建設中止を求める会の三浦さんが徳山ダム反対運動と



のかかわり、環瀬戸内海会議の松本さんが土地収用法が適用されている新内海ダム問題、大洲市の住民投票を実現する会の有友さんが山鳥坂ダムの問題、緑・川・人フォーラムの橋本さんが完成してしまった苫田ダムによるさまざまな影響、九州住民ネットワークの原さんが土地収用法適用を目前に控えている石木ダムの問題、球磨川川漁師の会の吉村さんが23時間のドライブの疲れを吹き飛ばすように川辺川ダム問題の現状、溪流ネットワークの田口さんが砂防ダム問題、全水道書記局の湊さんが水道下水道労働組合としての政策課題、新潟水辺の会の大熊さんが新潟全般の状況を報告されました。

続いて、今回の総会の課題にすえた、政権交代を背景に「ムダなダム徹底見直し」実現へむけた「前原大臣への提案」について議論を行いました。

提言が必要な具体的問題の説明、提言の案文提案の後、参加者全員で検討を加えました。提言には私たちが求める川のイメージを端的に示す必要がある、環境負荷をマイナスの便益として織り込むべき、など、すばらしい多くの意見が出されました。ダム建設の既成事実作りに「駆け込み」が多いことが報告され、その対応を提言として提出することも決めました。（それらを夜の部で取りまとめ、翌朝、修正案と補足提案を採択しました。）

これらの論議を受けた形で、水源連の会員でもある大河原雅子参議院議員から、大きな流れを政策につなげるには賛同議員を増やすことが何よりも大切なので、地元の代議士に積極的に働きかけることを強く勧める挨拶をいただきました。

その後、水源連の今年度の活動方針、現行と代わらぬ役員体制が提案され、全体の拍手で承認しました。

長旅と熱く盛り上がった総会論議に疲れた身体を温泉で癒し、懇親会へと移りました。地元の奥州さんから歓迎の挨拶をもらいました。地元の盆踊りの実演も用意され、この地方の文化の片鱗を覗かせていただきました。

全国集会で報告をしていただくことになっている保坂展人社民党副幹事長が到着、挨拶を受けました。

3. 現地視察

25 日 8 時半からひんやりとした風を受け、マイクロバス等に分乗して成瀬ダム予定地の視察を行いました。道中の景色は見事な紅葉と所々に残る緑の針葉樹、それに澄み渡った青い空が織り成す最高のものでした。

皆瀬川源流から成瀬川源流部を経て、ダムサイト予定地を遠望、工事用道路工事現場、名勝赤滝、付替え道路用橋脚下とダム予定地の自然破壊をじっくりと眼に入れ、成瀬頭首工・皆瀬頭首工を経て全国集会会場に着きました。



4. 全国集会

横手駅前の横手農協会館 5 階ホールで 25 日午後 1 時から開催しました。あふれんばかりの多くの皆さん、160 名余が参加されました。

第 1 部で成瀬ダムの問題点を明らかにすることと、第 2 部で新政権下のダム政策について検討し、成瀬ダム見直しの大きな世論が巻き起こるきっかけとすることが全国集会の目的でした。

第 1 部では成瀬ダムをストップさせる会の奥州さんが成瀬ダム計画の概要、経過、問題点を丁寧に説明され、成瀬ダム住民訴訟弁護団の沼田弁護団長が同訴訟の争点を解説されました。成瀬ダムの主に治水目的の問題点を水源連共同代表の嶋津さんが提示し解説しました。

第 2 部は国政レベルと地政レベルの両面から、「新政権下のダム政策について」をテーマとしました。最初に民主党の大河原雅子参議院議員が「ダム見直しを政策として実現させるには、見直しに反対する地元首長・議会が多いので難しい側面があるので、とりわけ国会議員に理解してもらうことが大切。シッカリ働きかけて欲しい」という主旨で発言され、社民党の保坂展人副幹事長は「ダムのような公共事業依存型から脱却するには雇用をシッカリしないと行けない。補修・修繕・



森林整備といった質的変換を遂げた公共事業が必要になる」と私たちに訴えました。国民新党からは石川錬次郎県会議員が「成瀬ダムに使う金があるならばもっと重要なところに使わせる、ムダなダムを 1 つも作らせない」と語られました。共産党からは山内梅良県会議員が「『県自らが成瀬ダムを検証して、その結果、成瀬ダムは不要』といえる状況を作りたい」と言葉

を結ばれました。

地元選出の京野公子衆議院議員（民主党）は予定が詰まっていたことから到着が遅れましたが、「公共事業が基幹産業という論点もあるが疑問を感じる。ダムが本当に必要なのか否か、ダム以外の選択肢があるのか、ダム賛否両者がシッカリと話合う円卓会議のようなものが必要」と地域社会にとっての成瀬ダムに関する共通認識をもてるようにすることの大切さを訴えました。

議論の場では、とりわけ、共通認識が得られるまで話合っているうちに事業が進んでしまわないように、これ以上事業が進まないようにする仕組みづくりが必要であることなどが話されました。

集会宣言案が発表され、全員の大きな拍手で採択しました。最後に奥州さんが「ここをコンクリートから緑のダムのモデル地区にさせよう」と団結頑張ろう！の音頭をとり、全員で心をついに重ねあいました。



コンクリートのダムから緑と清流の時代へ。

成瀬ダム見直しでお金を県民生活に！」

成瀬ダム問題全国集会宣言

9月16日に鳩山内閣が成立して以来、前原国土交通大臣が八ッ場ダムと川辺川ダムの中止表明、143ダム事業の見直し表明、6ダムの事業凍結表明など、ダム事業に重きを置いた河川行政を徹底的に見直し、合理的かつ民主的な河川行政に転換する政策が打ち出されています。私たちはこれらの的確かつ素早い行政判断を高く評価し、強く支持します。

ムダなダム事業は自然を破壊し、地域社会を破壊し、国民には大きな負債を押し付けてきました。

ダムに依存した治水はその効用範囲が極度に限られていることから、治水本来の目的である致命的な被害発生の未然防止の役には立ちません。ダム計画を最優先してきたことで堤防整備・堆積土砂の浚渫など本来取られるべき河道改修が大幅に遅れ、水害被害はあとを絶ちません。利水にしても然りです。現実離れた過大な水需要予測のもとに多くのダム計画が策定、実施されてきました。

私たちは、今こそダム依存の河川政策に決別し、

まずは「ダム予定地住民の生活再建」に力を入れること

そして、「見直し組織」を設置し、情報公開・住民参加により、あらゆる角度からダム事業を初めとした河川行政を徹底的に精査すること、

を政府に求めます。

そのなかで

洪水による致命的被害を未然に防ぐために堤防整備・浚渫などの促進、

森林の整備を図るなど緑のダム構想を樹立して実践、

水需要予測の合理的な手法による見直し、

などが進むことを強く希望します。

同時に、秋田県をはじめ関係自治体に対しても、ダム依存の政策から早期に転換することを強く求めるものです。

私たちは、これらの政策が実現されるよう努めるとともに、成瀬ダム事業の「見直し」が適切に行われ、早期に「中止」へと進むよう全力をあげることを宣言します。

2009年10月25日

□ コンクリートのダムから緑と清流の時代へ。成瀬ダム見直しでお金を県民生活に！□

「成瀬ダム問題全国集会」参加者一同

水源開発問題全国連絡会 第 16 回総会 記録

2009 年 10 月 24 日 秋田県・子安峡温泉



遠藤共同代表：早いもので1年経ちました。遠くは九州から参加ありがとうございました。16 回目の総会です。政権が変わり、無駄なダム事業を徹底的に見直すことになってきた。闘っているダム問題について中止を獲得していくにはどうしたらいいかを考えていきたい。

司会（西島）：岡田幹治さんから基調報告をいただきます。岡田さんは、元朝日新聞論説委員で、会員でもあり、環境問題を中心に取材活動をされ、霞ヶ関と永田町を鋭く取材されてきました。お願いします。

1 基調報告 岡田幹治

皆さんこんにちは。岡田でございます。皆さんの議論の前座として、民主党政権のダム政策についてお話をさせていただきます。レジメを2頁に簡単に作りました。そもそもどんなダム政策を民主党は持っているか、I D E X 2009 には三項目あります。一つはコントロール法を作る、一つは大型事業のうちハッ場と川辺を見直し生活再建を、もう一つは緑のダム構想を推進すると同時に、計画中、建設中ダムを凍結し再検討するといっている。見て気づくのはネクストキャビネットを作ったときに前原誠司大臣は最初の担当大臣でした。五十嵐先生を中心として緑のダム法案、公共事業コントロール法を提出した。廃案にはなったが。そのようなマニフェストを掲げて闘い圧勝。前原大臣となった。その後はご存じの通り、ハッ場、川辺川を中止し、生活再建の法律を作るということを行った。143のダムについては今年度をどう取り扱うか、来年度どう取り扱うかを発表している。おおざっぱにいうと143のうち国交省48のダムについては新しい段階にはいかない。ただ既存ダムの整備はこのまま続ける。補助ダムはとりあえず今年度は都道府県知事の考え方を尊重するとしている。この考え方で3月までは続ける。2010



年度はどうかは予算案の提出するまでに方針を決めるとしている。予算案は12月にでき国会に提出される1月に提出される。10年度の方針がそのときに出る。以上が選挙で戦い、大臣が就任して行われてきたこと。

これからそれではどうなるのか、これはなかなか大変なことだ。方針は非常に明確でそれなりに納得できるものだけれど、それを実行するというのは、そう簡単ではない。

ハッ場ダムはどのように中止するか。川辺川ダムは比較的難しくないかもしれない。関係6都県、議会は知事与党だからどのように説得、納得するか、ハッ場ダムの必要性があるのかどうか、コストより便益が多いと国交省は言っているが本当か。地滑りはおきないのか。減電補償はどうなるかを表に洗い出して、明確にしなければならない。ハッ場も川辺も大事なことは予定地の住民の皆さんの生活再建をどうするかということ。レジメの4の課題の2に関連する。民主党は生活再建のための法律を作るといい、骨子も発表されている。これを見ると果たして本当に十分かなと、主な内容は国と自治体と住民で地域再建のためのプランを作る。産業振興策には国が金を出すというがいいのか。今暮らしている人は補償金を生活の柱にしているがそういうものをどうしていくか。どういうふうに出していくことができるか。法律にどう書いて具体的にどう実行していくかはやっかいな問題だと思う。大型公共事業をどう後始末するかのモデルケースとなる。

二つのダムを含む143ダムの見直しをするが馬淵副大臣が言っているのは、「再評価をしたい」。川辺、ハッ場の他のダムについても、おそらく来年1月下旬には大まかな報告が決まる。しかし、再評価の手法をどのようにするのか。たとえば淀川水系流域委員会がある。委員を選ぶ段階から公募をしてじっくり皆で議論をする。会を開いたときには傍聴席からも質問ができる。いい結果は出たが、金と時間がかかる。あるいは川辺川ダムの例では熊本県知事が県民討論集会を開いた。果たしてそれだけの時間的余裕があるのか。

また、民主党は大きな方針を打ち出したがその中にもダムの推進派がいる。たとえば無駄なダムの典型である設楽ダムは地元民主党の代議士が推進している。合理的、科学的に再評価できるかどうかは課題。問題だと思うのは、「政策 INDEX」にある公共事業コントロール法案と緑のダム法案である。趣旨は分からないではないが住民討論が狭められなければならないのではないかなど、対処する必要がある。

ダムを止めようとするときに問題になるのは、地元の雇用や地域の再生である。地域は生きていくのは大変。その点についても提案やアドバイスがダム反対運動にはかかせないのではないかな。ヒントになるのは長野県。田中知事（当時）は大型公共事業はやめるが3つ有力産業があると言った。環境、教育、福祉など人手のいる仕事だ。それが一つの今度の一つのヒントなるのではないかな。前原チームがさまざまな問題を解決していけるだろうか、不安がある。国交省は今は、面従腹背。大臣、副大臣、政務官6人で何事も仕切ろうとしているが膨大な予算と事業だ。役人も見方にして、彼らに取り込まれないためにはどうしたらいいか。見直しのチームを作り、嶋津氏や宮本氏を入れるべきだ。そういうチームでしっかり大臣を補佐していく事が必要だ。

同時に政治の世界では、もっぱら政権交代が大事だとか、2大政党だとか言われるが、ごく最近の政治学の世界では何が一番大事と言われているかということ、けっして議会制民主主義とか政権交代とかがあったら上手い政治が出来るとは考えられていない。同時にそれを補完するものが必要である。それは「討議の民主主義」とか「熟議の民主主義」とか言われている。それはテーマごとでも良いし、みんなで議論をする。それで補って行かないと、議会制民主主義だけではなかなかうまくいかないということが言われている。

淀川流域委員会と熊本の県民討論集会はそれを地でいっていた。とくに民主党は二面性を持っていた政党だ。一面で社会民主主義、一面は新自由主義の政党。一致する点は大いに支持して利用し、一致しない点は、どんどん改めるよう働きかけていくことが重要だ。そういう意味でも「討議の民主主義」と言うのは大切だ。

●総会議長選出

成瀬ダムをストップさせる会奥州、事務局田中、の両氏を選出

2 事務局からの報告 遠藤 共同代表兼事務局長

8月30日の衆議院選挙で与野党が大逆転し、9月16日に民主党・社民党・国民新党からなる連立政権が発足しました。この選挙の4ヶ月前の4月25日、東京で開催した「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」で、私たちは自民党・公明党以外の各政党から、「ムダな公共事業徹底見直し」の決意表明を受けました。その決意は衆議院選挙における各党のマニフェストに盛り込まれ、選挙の争点の一つとなりました。民主党が総選挙で圧勝して、政権交代が実現しました。ハッ場ダムと川辺川ダムの中止が組閣直後に表明され、現在計画・着工中の国土交通省関係140余基のダム事業の見直しも発表されました。これをひとつの成果ととらえたい。



10月9日には「平成21年度におけるダム事業の進め方について」が発表されました。この一年、全国のダム反対運動は、昨年秋における川辺川ダムや大戸川ダムに対する関係知事からの白紙撤回の要求や、名古屋市長になった河村たかし氏が木曽川水系連絡導水路に反対を表明されたことなど、「脱・ダム依存」が進み始める一方で、ハッ場ダム訴訟における行政に勝たせるための恣意的な判決、長崎県が石木ダムについて土地収用法適用の準備を進めるなど「ダム依存」の固執、というように相反する動きがあります。

辰巳ダムと内海ダム再開発に土地収用法が適用されています。両ダム計画とも補助ダムであること、事業目的が喪失していること、流域住民の公開討論会開催要請をそれぞれの起業者（石川県・香川県）が徹底して拒否していることなどが共通しています。起業者が説明責任をまったく放棄し、土地収用法を適用して強行しているダムに補助金をつける国の責任を追及することも必要です。起業者と補助金をつける国に対して、説明責任の履行を強く求めていかねばなりません。これらの補助ダムも140余基の見直しダム群に含まれているものの、工事等が新たな段階に入ることを防ぐために来年度予算の凍結を求めていかねばなりません。

この一年の取組みで特筆できるのは、4月25日の「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」の開催と成功です。今回の総会・全国集会で、国交大臣宛の「緊急提言」を皆さんにおはかりして採択し、すぐに働きかけていきたいと考えています。

・活動報告

2008年総会以降の水源連関係の主な活動・出来事を「水源連だより」48, 49, 50, 51号に掲載した内容をまとめました。

・水源連活動全般を支える資金として「パタゴニア日本支社」の助成金を今年度も申請し、年間386,000円の助成を受けることができました。この助成金を有効に活用しています。

●会計報告

会計の和波です。11月1日から10月31日付けで締めになっている。収入は書いている通り、会費、資料売り上げ、パタゴニアから38万円で197万。支出は印刷送料、行動費、現地への支援で約88万円。前年度に比べ収入が増加、支出が減少。繰越金が増えているのはパタゴニアからの助成金。来年は行動費が増えてくる。会計監査を昨年置き、大木弁護士にいただいた。

3 各地からの報告

●佐々木克之 北海道自然保護協会 サンプルダム・平取ダム

時間がないのでポイントだけ言うと、治水、利水、環境はサクラマス。先日、宮本博司さんに来ていただいた。そのとき絵がでてきた。計画高水がでてきて計画高水を超えると堤防が切れるというのが河川局の考え方だと。開発局が同じことをいった。だからダムがいるんだと。



宮本さんの話をきいて、紙智子議員から聞いてもらったら河川課から、安全な堤防を作ることについては知見がないと。河川管理施設等構造令に書いてある。それまで掘削すればいいのではないかと思っていたが、知見がないということでダメという回答が来るような状況。安全な堤防作りについての法体系を変えていてもらいたい。

●神原禮二 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会 ハッ場ダム



ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会は1都5県の連合体。ハッ場ダムは1947年のカスリン台風をきっかけに構想され、しかし強酸性の水で中断、1964年に中和工場ができて、1965年治水利水で再登場、賛成反対が入り乱れた。地域は条件付き賛成へ。補償交渉が妥結され表だった反対の声が消えていった。2004年の増額を期に、1都5県がハッ場ダムをストップさせる市民の会を作った。栃木は3ダムが対象。5000人を越える住民監査をしたが、棄却と却下という厚い壁に阻まれ、各地裁に訴訟を提出。治水、利水、環境30数人の弁護団、専門家の支援を受けた。公開質問状を知事たちに出し、東京地裁、前橋、水戸で敗訴した。被告の主張を認める不当判決。定塚誠裁判長は最高裁に栄転。他の裁判所はならった。政権交代後、激しいハッ場ダムバッシングが始まったが冷静に対処しようとしている。多くの水余り、カスリン台風には効果ない、地すべり、その他、まだ知らない人に対し伝えていきたい。現地の生活再建についても出来る事でかかわっていききたい。

●鈴木郁子 STOP ハッ場ダム・市民ネット ハッ場ダム

主に現地の皆さんと交流を深めてきた。前原大臣視察の9月23日も参加した。推進派によるボイコットがあった。県議会が28日からはじまったが推進一色でその後、関東地方整備局とハッ場ダム工事事務所が呼ばれたが、何も言えなかった。ハッ場ダムは、地元の有力者萩原一族のために出てきたようなもの。ダムは国家の犯罪であり、皆さんの力を結集して息の根を止めていきたい。



●市野和夫 設楽ダムの建設中止を求める会 設楽ダム



町長選があったばかりなので、簡単に触れておきますが、設楽町も豊川だけでなく、矢作と天竜川にわたる地域で今回、難しい地域事情の中全町ぐるみで議論、政治討論が行われたことには違いない。これまでの相手陣営がデータを出さず推進とかみ合っていないが、今回ダム反対ということで住民が投票する選択肢を与えることはできた。大きな意義があったと思う。同時に町議補選が行われ、1名、無投票だがダム反対派が当選した。力関係がじわっと変わってきているが、町長選は今までのダムやむなしという雰囲気をやぶってまで当選できなかった。住民訴訟は11月12日に証人尋問、結審に向かう。立木トラストなどをあわせ、民主党政権の下、中止に向けがんばりたい。

●三浦真智 徳山ダム建設中止を求める会 徳山ダム

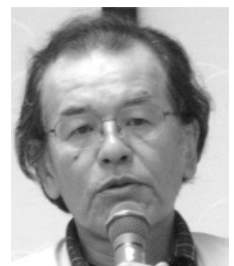


徳山ダムはすでに昨年度完成し、連休等は非常用の洪水吐きから観光用の放水をして使っている。昨年、雨が降り、水位を下げる効果があったと国交省はいうが、実は関係なかったと思っている。過大な表現だと思った。利水の使い道がないじゃないかと批判をしていたら、おそれていだが、揖斐川の水を長良川に引く導水路の計画が出てきた。名古屋市が反対を表明したが最終的には愛知県がどうするかという判断にゆだねられている。今、監査請求から住民訴訟に進んでいる。いろんなダム典型を見に来て

ください。

●松本宣崇 環瀬戸内海会議 新内海ダム

11府県の住民府県の市民団体。2002年から内海ダムの支援と立ち木トラストを行っている。明日寒霞溪の展望台に観光客が沢山くる中アンケート調査を行う。小豆島の総延長4Kmの川に堤長447mの早明浦ダムよりも長いダムを作る。17万トンほどの利水専用ダムです。老朽化の問題が有り阪神大震災を受けて再開発という事で既存に比べ巨大なダムとして計



画された。鳩山さんが夫婦でお忍びで来ていたとき、すぐ翌日の定例記者会見で見直しをすべきだといっていた。しかし、今県は土地収用法を適用して強引に推進している。政権交代後実績作りのため急速に事業を進めようとしている。事業認定差し止め訴訟も行っている。

●橋本省吾

緑・川・人フォラム

苦田ダム

苦田ダムの問題で八ッ場ダムと同じ頃に問題が起きたが押し切れずダム運用に入り5年になる。ダム問題は終結したが、水道料金が値上がりした。官製の水の卸売り企業体が、わざわざ要らないダムを造っていらぬものを押している。出来てしまったダムだが、今後もチェックを続けたい。



●吉村勝徳

球磨川川漁師の会

川辺川 ダム



皆さんのおかげで川辺川ダムは中止の方向だが、旧政権は体よく中止の責任だけ民主党にとってくださいという感じではないか。自民党の残りの国会議員が圧力をかけて、最後のいたづらをしているのは八ッ場ダムと変わらないのではないかと。前の知事が荒瀬ダムをこれは壊さなければ豊稔の海が守れないと撤去を計画した。その後樺島知事は、金がないから壊さないと言い出した。片方では川は、住民の宝だと言いながら、片方では必要の無いダムをよその地域の被害を防ぐことを口実として守ろうとしている。裏に九州電力が天草に原発を作りたいんだというところとの関連も見えてきた。川辺川につ

いては、ダム以外の方法での治水対策をやっていかなければなりません。人吉の水害がなくなったわけではないので、我々も根性とフンドシをしめていかねばと、21時間をかけて車でやって来ました。

●田口康夫

溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える 砂防ダム



砂防に関しては全国的な運動に発展できないという現状があるが、溪流環境を壊すという意味では無数にあるので影響が多い。長野では、島々地域の6号ダム、最近、霞沢砂防ダムは反対運動を進めている最中。砂防については生命財産がといわれると反対しにくくなるが、どれぐらいの砂が出ているか調査されていないのに作られている。砂防は明治以来やってきて、整備率はまだ20%。しかし、砂防ダムは100年が耐久。壊れていくので、更新をするといつまで経っても相変わらず整備率20%。ハードに頼れない、これは国も認めている。2002年は土砂が出ることを前提に法律を作った。土石流危険

溪流というのは18万溪流もある中、作られた砂防ダムは治山ダムを除いて8万6千基以上。今年も長野では120以上の政府の予算がついてしまった。ハードでは安全は守られないという現状にもかかわらず、相変わらず進んでいる。8万6千基作られているので、スリットをいれていけば新たにいらぬ。そうした代替案を提案している。今回10月10日づけで行政刷新会議に申し入れを出した。予算の削減に活用してもらいたいと思っている。砂防問題を全国化したい。

●全日本水道組合 湊

全国3万人ほどで、比較的大きい水道事業のところの労働組合。傘下の組合は推進や原因者になっている面もある。長崎の佐世保水道では、浄水場を民間委託するなどの動きもある。石木ダムでは遠藤さんに漏水率を全国並みにすれば新しいダムは要らないという提案をしていただいた。水基本法が必要。水道事業の民営化に反対し、水は公共財だという立場で運動している。



●大熊 孝

新潟大学名誉教授 新潟水辺の会



17日、18日に水郷水都全国会議と長良川シンポジウムを長良川で共同して開催した。二日とも150人ほどきてくれた。そこでも大変盛り上がった。

新潟には奥体内ダムという問題がある。28日に皆で見学に行く。本体着工は基礎岩盤を掘削し始めている。新聞には載りませんが新潟のダムは計画の段階でいくつか止まっているものがあります。信濃川のJRの発電所が止まっていて、水量が増え、今年3回ラフティングをやった最高だった。サケの稚魚を800万匹放流し、12匹サケが戻ってきている。密漁されていて

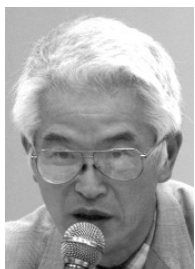
もっと多いはず。西大滝ダムを越えて 3 匹確認されている。流量さえあればサケは帰ってくるが、長野県が乗り気にならない。100 万尾以上、稚魚放流をしたい。100 万尾放流するのに 400 万円ぐらいのお金がかかる。そういうお金を調達していかなければならない。発電のための川から昔のような自然豊かな信濃川に戻していきたい。

●藤田恵 水源連 顧問

私が木頭村村長だった頃と比べ、政権交代で夢のような時代にはいった。水源連は特に嶋津先生を中心に活動されたことの意義が大きかった。細川内ダムでも 3 回も質問主意書を作っていたことが大きかった。200 ぐらい計画があるということでもまだ油断ができないが、一生懸命ダム中止を獲得できるよう、しんどいですがやっていきたい。



●奥州さん 成瀬ダムをストップさせる会 成瀬ダム



水源連には強い刺激を受け、去年から今年にかけて大きな動きがありました。去年の秋に、全国的に国家財政が行き詰まり、ダムが中止になる傾向は出てくるだろうと考えた。そのときに地元で反対の行動を移していなければ中止にならないだろうと考え会を作った。実際には 10 年前から考える会があったがストップさせる会を作り、2100 名の住民監査後、集中的に住民訴訟に取り組むことになった。総会開催の名誉をいただいた。7 月に第一回口頭弁論、10 月に第二回口頭弁論が行われる。知事の意見も、中止なら代替え案を示せと微妙に変わってきた。水没家屋がなく中止しやすいダムだと思っている。総会資料（2）の中で隣の胆沢ダムについては私がレポートを書いている。岩手県のダムだが小沢氏の地元。石淵ダムの下流に作っている。奥羽山脈の緑の回廊を守りたい。胆沢ダムも止められたらうれしいなと思う。

●有友正友 大洲市の住民投票を実現する会 山鳥坂ダム

市長選 2 回チャレンジして敗れてしまいました。相手は国交省の天下りで、市長選の中ではダムについては一言も何も言わなかったのに、当選したとたん、ダムは市民の選択だと言った。とんでもない。松山大学アンケートでダム反対の方がダム賛成よりはるかに多いとの結果が出た。民主党が検証委員会を設置し検証を始めた。新聞記事を配布していますので見てください。鹿野川ダムのゲート改造動き出しています。大規模なトンネルの洪水吐き建設で水質がワースト 3 のダムからの放水で、さらに下流に非常に影響が出る恐れがある。出平ダムのようにになったら困る。



●原 豊典 九州住民ネットワーク 石木ダム



川辺川ダムは、九州地方整備局が対応を変えたてきた。住民提案を含めて具体的に提案をしたのが 21 日に載っていた。石木ダムは、まったく逆で佐世保市長や長崎県は強制収用（50 人～60 人）しようとしている。長崎県は事業認定申請を始めるが、佐世保の水は足りている。ときたま給水制限がある程度。漏水が 1 日一万トンある。さぼっている。水源不足を言う資格がない。石木ダムは市民の願いと垂れ幕がかかっている状態。いままで石木ダム建設絶対反対同盟だけがこれを撃退してきたが、市民が応援する態勢が必要だ、と提案をし、運動を作りつつある。新しい地権者 4 名が加えたが、それを県はつかんでおらず、4 月に調査をただけで半年調査をせずタカをくくっていた。知らせた方がいいだろうと 10 月 22 日の法定説明会を中止しろと要求した。これを繰り返したい。54 名を数百名にして立ち木トラストと共有地運動を平行して進めたい。賛同の方は、住民票と千円を私に送ってください。

4 共通課題についての事務局からの報告

●計画中・工事中のダム事業を中止させるための課題

ダムを止める場合、政治的な判断で止める事もありますが、具体的な法的手続きをしていかなければいけない、そのためにどうしなければいけないかという事を話したい。

・治水

個々のダム計画は河川整備計画で位置づけられている。作成されていないところもあるが。これから作成されるところは、これからダムを除く。既にある場合はダムを抜く改訂が必要。

基本方針をどうするか、基本高水流量の改正、過大な数値の改訂は必要だが、それ以前にダムなしの整備計画作りが必要。

川辺川は例外で、基本方針そのものを変えないといけない。今国交省は、川辺ダム不要の代替案は出していないので、ダム必要に戻る事を警戒しなければいけない。

・利水：作り直しが必要

フルプランのある川7水系は、ダム計画を抜かなければいけない。フルプランの無いところでは各都県のダム不要の水需給計画に変えなければいけない。

暫定水利権の問題。ハッ場ダムでも問題になっているが、ダムをやめた場合の暫定水利権の扱いを変えなければいけない。

・費用対効果1を越えていけばOKの治水経済調査マニュアルの抜本改正

ダム等の公共事業は5年ごとに見直しをしなければいけない事になっているが、事業を続けて良いかどうかの便益の計算が恣意的に行われているので、マニュアルの抜本的改正が必要。現在の方法では、必ずB/Cが1を超えることになってしまう。

・ダムによらない治水対策技術の確立

ダムに頼らない技術、正しい河道の流下能力の計算方法の確率、いかなる洪水でも致命的な被害を防ぐ対越水堤防等の技術の確立が必要。

・住民参加

各地域で河川整備を、ダム反対派と起業者がじっくり話し合う場の設定、川辺川の県民討論集会、淀川流域委員会のように河川行政を住民参加で徹底的に見直す場を作っていく事が重要。

●「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」について

この「提言」の事務局案について討議をおこない、あるべき川の姿や、補助ダム問題が置かれている緊急の状況についての対応が不足しているとの指摘があり、その趣旨に沿って別途文章整理を行う。特に補助ダムは別途文書を作成し提言する事として承認された。(提言1, 2を資料として別掲)

5 討議の部

議長：民主党大河原参議院議員から現状について報告をいただきたい。

大河原議員：8月30日、前原大臣がハッ場、川辺川ダム中止を決定し、その他も新しい段階に進まないということを発表した。このことで、地元議員によくやってくれたと伝えるなどを行った人は手をあげてみてください。ローカルパーティー出身で、国政政党に対する不信は私自身もあったが、2007年に民主党内の「公共事業を検討する小委員会」に関わっています。都議会議員時代、嶋津さんや遠藤さんと出会いハッ場ダム問題を知りました。何層にもわけた運動をしないと動かないんだと学びました。このことに賛同する議員を増やしていただかないとダメです。今回の衆議院選挙で新しい自民党ではない政党にならないければダムは止まらない、変わらないと国民は判断された。新人議員だからこそオルグする意味がある。ほめて育てていただきたい。厳しいこともあります。政権与党になったというはじめ



ての経験であるわけです。これまでは民主党内の国土交通部門会議で議論を激しくしても、国の政策として実現することはなかった。今、大臣が開く政策会議で政府と与党を一元化しようとしている。直接どの議員も部門会議で発言をすることもできるようになりました。鳩山総理は、国民の手に公共事業を取り戻す委員会を2000年に設置し、大熊先生、嶋津さんにもはいつていただいた。市民の力を磨き上げなければならないなと思っています。民主党がこれまでの自民党政権と違う政権を作るときには、いろいろな意見を持つ市民とつながるということ。基本は地元の議員を動かすということをやっていたきたい。議員は育てていただきたいと思います。政官業の癒着のペンタゴンを壊すというのは、4月25日（ムダな公共事業徹底見直しを実現する全国大会）の大きなテーマでした。ジャーナリストの方もいますが、メディアが逆行するようであればペンの力を使っていたきたい。市民の力、ペンの力、学者の力が大事です。そして民主党もお使いいただきたい。私は政府の一員ではなく民主党の一議員です。ただ行政刷新会議の一員になったので、コンクリートから人への転換にしっかりと取り組んでいきたい。

6 水源連活動

●運動の拡大・強化

会員をもっと拡大したい。機関紙にも投稿をお寄せください。水源連パンフレット「ダムは要らない」を活用してください。海外との連携をしたい。日本でダム建設が難しくなると、海外でダムが作られていく側面がある。ホームページの充実も難しいが取り組んでいきたい。

●今年度の役員体制

顧問	矢山有作	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会計	和波一夫	
会計監査	大木一俊	（弁護士）
以上が承認された。		

議長：その他、何かあれば。

茂吉：熊本県相良村議会にいます。いままで村は川辺川ダム推進決議をしていましたが、中止決議を行った。6月議会でダム中止と相良村振興計画についての意見書の議決をおこなったということをお伝えしたい。

松本：内海ダム署名に協力を。



部

FAX 03(3555)5911

Eメール tokuho@chunichi.co.jp

全国でダム建設の見直しを求めている人たちの集まり「水源開発問題全国連絡会」(水源連)の総会が二十四日、秋田県湯沢市の小安峡温泉で開かれた。民主党政権が誕生し、ハッ場ダムなどが「中止」されて初の開催。ダム政策の大転換に意気が上がる中、「専門家からなるタスクフォース(作業部会)」を設け、客観的な「中止勧告基準」の策定を」という提言を取りまとめた。

(加藤裕治)

「民主政権のダム見直しの方針は明確だが、実行することは難しい」

全国から集まった約十五団体の六十人のメンバーを前に、ジャーナリス

トの岡田幹治氏が今後の問題をこう提起した。

例に挙げたのが、国が群馬県長野県に建設中のハッ場ダム。前原誠司

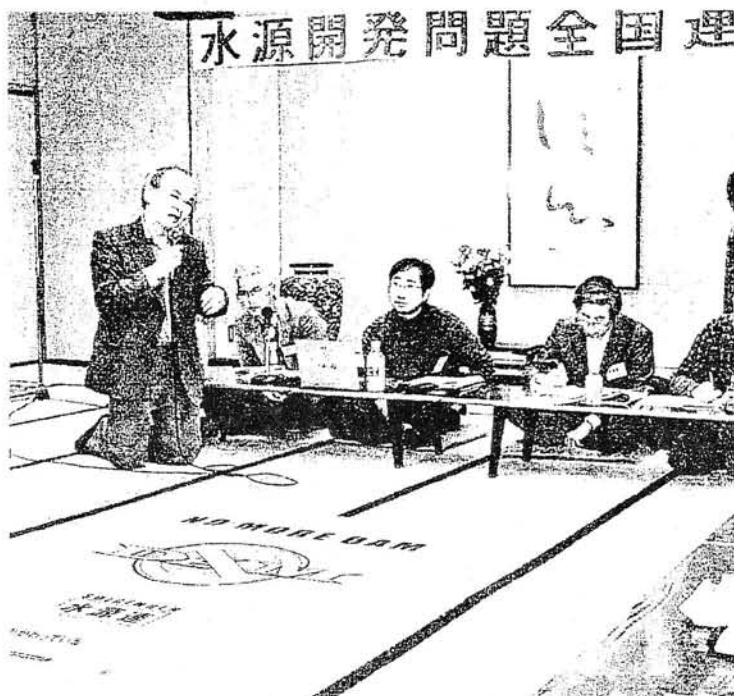
国土交通相は就任直後の九月十七日、川辺川ダム

(熊本県)とともに中止を明言した。

さらに国と水資源機構が実施している四十八事業は新たな段階の工事に入らないようにし、今後の扱いを検討することになった。総会の会場に近い雄物川水系で建設中の

水源連共同代表の島津

大臣発言だけで実現できぬ



政権交代後、初めて開かれた「水源開発問題全国連絡会」。ダムの見直しなどについて活発な意見が交わされた＝24日、秋田県湯沢市で

水源連 政権交代後 初総会

陣之氏は「ダム建設は河川整備計画などではあるが、川に決まっています。ダムについて考えるべきだ」といった意法的に崩壊していかねば、中止につながるならい」と訴えた。

参加者からは「河川行政は流域の再生が使命。治水に偏ってはいけな

ダム中止基準の策定を提言

国に何とかしてもらわなくては「一水源連としても姿勢を強く打ち出すべきだ」と声が出た。

島津氏は「われわれも危機感を持っている。政府も地方分権の中でシレンマを抱えているようだ」と語った。

ただ、問題は山積していても参加者の言葉は力強い。島津氏は「以前はトンネルの中をさまよっていた。今は明かりが見え、ダムを止める具体的な話ができるからだ」と説明する。

政権交代で関心が高まったためか、宿泊客も飛び入りで参加した。その一人、秋田県内の会社員女性(仮名)は「政権が代わってダムが問題になってくる。なのに、地元の成瀬ダムに賛成か反対か結論が出せていない。いろいろな意見を聞く」と話した。

メンバーは二十五日に成瀬ダム建設予定地を視察し、同ダム問題を考える全国集会を開く。

ときが/ 10/26

ダム依存政策、転換を

横手市で「成瀬」の必要性考える
全国集会

国が東成瀬村に建設している成瀬ダムの必要性を考える「成瀬ダム問題全国集会」が25日、横手市のよこてシャイニーパレスで開かれた。ダム反対運動に取り組む市民団体の代表や国会議員が意見を述

べたほか、「コンクリートのダムから緑と清流の時代へ」と題した集会宣言を採択、ダム依存の政策からの転換を国や県に求めていくことを確認した。

横手市民らでつくる「成瀬ダムをストップさせる会」と、ダム事業中止を求める全国各地の市民団体でつくる「水源開発問題全国連絡会」（水源連）の主催。両会の会員ら約160人が参加した。民主党の京野公子衆院議員（秋田3区）と大河原雅子参院議員（東京都）、社民党の保坂展人副幹事長らが、ダム事業を含む

公共事業の在り方について見解を述べた。

京野議員は成瀬ダムについて「勉強中」と前置きした上で、「治山治水や利水、地域経済を支える公共事業という点で、地方自治体や農業団体から要望がある。ダム以外の選択肢がないか考えていくため（推進派と反対派が話し合っ）田卓会議のような場が必要ではないか」と提案した。

水源連の嶋津暉之共同代表（66）は成瀬ダムについて独自の検証結果を報告。国土交通省が示す流水機能の維持や治水に関する費用対便益の数値について「恣意的な数値に基づいて計算している。現実在即して計算し直せば中止は確実」と述べた。

10/25 朝日 全国版
■ダム見直し部会を提言

ダム建設に反対する全国の市民団体などでつくる「水源開発問題全国連絡会」の総会が24日、秋田県湯沢市で開かれ、前原誠司国土交通相に対する提言をまとめた。提言では、ダム事業見直しにあたり、国交相の下に専門家による河川行政見直しのためのチームを設置し、事業中止勧告の客観的基準を策定したり、情報公開や住民参加を徹底したりすることを求めている。検討チームには、これまで河川行政に携わったことがある専門家を入れないことも求めた。総会では、ハツ場（やんば）ダムや川辺川ダムなど各地でダム建設に反対する15団体が報告。連藤保男共同代表は「今後は、建設賛成が根強い『地方の反乱』が懸念される。地元で説得力のある見直しが必要だ」と述べた。

10.25 成瀬ダム問題 全国集会



集会に先立ち、水源連の会員ら約50人が、本体工事に入る前に川の流れを一時変える転流工事などが進む成瀬ダム建設現場を視察した。

成瀬ダム問題全国集会で、ダムについての見解を述べる京野議員（中央）

ダム反対運動に 「提言欠かせぬ」

湯沢で市民団体が総会

政権交代

@秋田

問われる」と述べ、「これからの反対運動には地域再建などの提案、提言が欠かせない」と強調した。

八ッ場ダムのほか熊本・川辺川ダムなどに反対するクル

「プの代表らが現地報告。いずれも「不要なダムは中止すべきだ」と主張、それぞれの反対運動の現状などを報告した。

連絡会の参加者は25日、成瀬ダムの工事現場などを視察、同日午後2時から横手市で開かれる「成瀬ダム問題全国集会」に参加する予定。



全国のダム建設反対団体などが開いた連絡会の総会
＝湯沢市の小安峡温泉

ダム建設に反対する全国各地の市民団体などをつくる水源開発問題全国連絡会の総会が24日、湯沢市の小安峡温泉であり、成瀬ダムをストップさせる会(奥州光吉代表)など15団体、約60人が参加した。議長を務めた奥州代表は現地報告で「成瀬ダムは水没家屋がなく中止しやすいダムだ」と説明した。

公共事業見直しを主張する民主党政権が出来て初めての総会。連絡会の遠藤保男共同代表は「これを機会に無駄なダムの中止を断固獲得していきたい」とあいさつ。

基調報告では、ジャーナリストの田村幹治氏(元朝日新聞論説委員)が「新政権のダム政策」について、「中止後の生活再建が本当にできるかどうか。群馬・八ッ場ダムなどは、どうやって中止し、後始末をどうするかモデルケースになる。新政権の手腕が

2009
10/25(日)
毎日新聞



水源連が総会

「河川行政見直しを」

国交相への提言採択

全国のダム事業反対団体からなる「水源開発問題全国連絡会」(水源連・船津輝之、遠藤保男共同代表)の総会が24日、湯沢市の小安峡温泉の旅館で開かれた。

「成瀬ダムをストップさせる会」(奥州光吉代表)など15団体約60人が参加。前原誠司国土交通相に対し、専門家で作る「河川行政

各地のダム問題について、見直しを求めた。湯沢市で開かれた

総合トラブル相談所
03-5249-3031
その他の手数料/不払い/登記/保証料など
※1件140万円以下の民事に限りです
まずはお電話を！
「成瀬ダム」

提言」を採択した。各地のダム問題の現状をまとめた資料とともに提出する。

成瀬ダム問題
集会きよう開催
横手
25日午後1時から
は、「ストップさせる

会」と水源連が共催して横手市の横手県協会館で「成瀬ダム問題全国集会」が開かれる。奥州代表の報告や、県負担金約2600億円の支出差し止めなどを求めた成瀬ダム損害賠償請求訴訟についての沼田敏明弁護士の講演がある。【坂本太郎】

こちら特報部

当初目的失う例も

着手から20、30年

見直しの対象となる国の失っている事業もあれという激しい反対運動。直轄などのダムは四十八事業。うち十八事業はすでに本体の建設段階に入っており、残り三十事業を中心に見直しが進められている。その多くが七〇、八〇年代に着手。二十、三十年が過ぎ、当初の目的を失っている事業も出てきた。代表的な例を紹介する。

沙流川総合開発事業は、北海道平取町に「風谷」画で七三年に始まった。平取町ダムを建設する計画は、七三年に始まった。平取町ダムを建設する計画は、七三年に始まった。平取町ダムを建設する計画は、七三年に始まった。

本文で取り上げた見直し対象の主なダム



とされた。国や水資源機構は、利水から撤退し、治水や洪水対策で建設を進めようとしている。愛媛県大洲市の山鳥坂ダムは、山鳥川水系から水不足が深刻な地域への分水と治水が目的だった。しかし、効果の低さや高コストへの疑問から住民の反対が続いている。

「大洲市の住民投票を実現する会」の代表者本事務局局長は「ダムは役に立たず、環境も破壊する。市民の総意はダム反対。住民投票の直接請求の署名は50%を超えたのに、市長は握りつぶした。予定地の漁協も反対だ」と中止を訴える。

※総事業費は約。事業開始は実施計画の調査着手年度、中筋川総合開発のみ建設着手年度。足羽川ダムはダム本体を含む1期工事のみ。川上ダムと丹生ダムは実施計画変更中で、かつ内は旧計画

事業名	所在地	総事業費(億円)	事業開始年度	完成予定年度
機春別川総合開発	北海道	835	1985	2015
沙流川総合開発	北海道	1313	1973	2016
サンルダム	北海道	528	1988	2013
成瀬ダム	秋田県	1530	1983	2017
鳴瀬川総合開発	宮城県	未定	1992	未定
鳥海ダム	秋田県	未定	1993	未定
荒川上流ダム再開発	埼玉県	未定	1995	未定
思川開発	栃木県	1850	1969	2015
吾妻川上流総合開発	群馬県	未定	1992	未定
利根川上流ダム群再編	群馬県	未定	2002	未定
利賀ダム	富山県	1150	1989	2022
新丸山ダム	岐阜県	1800	1980	2016
木曾川水系連絡導水路	岐阜県	890	2006	2015
設楽ダム	愛知県	2070	1978	2020
川上ダム	三重県	未定(850)	1981	未定
足羽川ダム	福井県	960	1983	2023
丹生ダム	滋賀県	未定(1100)	1980	未定
中筋川総合開発	高知県	400	1990	2015
山鳥坂ダム	愛媛県	850	1986	未定
大分川ダム	大分県	967	1978	2017
立野ダム	熊本県	425	1979	未定
筑後川水系ダム群連携	福岡県	未定	2001	未定
小石原川ダム	福岡県	1960	1992	2015
城原川ダム	佐賀県	未定	1979	未定
七滝ダム	熊本県	未定	1991	未定
沖縄北部河川総合開発	沖縄県	1370	1987	2014
夕張シューパロダム	北海道	1470	1991	2012
留萌ダム	北海道	710	1984	2009
津軽ダム	青森県	1620	1988	2016
胆沢ダム	岩手県	2440	1983	2013
森吉山ダム	秋田県	1750	1973	2011
長井ダム	山形県	1600	1979	2010
湯西川ダム	栃木県	1840	1983	2011
霞ヶ浦導水	茨城県	1900	1976	2015
滝沢ダム	埼玉県	2320	1969	2010
大滝ダム	奈良県	3640	1962	2012
紀の川大堰	和歌山県	1028	1978	2009
殿ダム	鳥取県	950	1985	2011
尾原ダム	島根県	1510	1987	2010
志津見ダム	島根県	1450	1983	2010
嘉瀬川ダム	佐賀県	1780	1973	2011
本明川ダム	長崎県	未定	1990	未定
大山ダム	大分県	1400	1983	2012
沖縄東部河川総合開発	沖縄県	850	1978	2011
ハッ場ダム	群馬県	4600	1967	2015
上矢作ダム	愛知県	執行済み14	1993	未定
大戸川ダム	滋賀県	執行済み616	1978	未定
川辺川ダム	熊本県	2650	1967	未定

見直し対象になった国直轄などのダム48事業

の仲間、国の天然記念物ネコギギが生息する。しかし先月の町長選では、ダム推進派の元副町長横山光明氏が圧勝した。

琵琶湖北部の高時川に計画されている丹生ダム(滋賀県余呉町)。国交省近畿地方整備局の諮問は、今後はダム建設の地元議員に問題点を訴え、意見で「建設は不適切」と話した。

「大洲市の住民投票を実現する会」の代表者本事務局局長は「ダムは役に立たず、環境も破壊する。市民の総意はダム反対。住民投票の直接請求の署名は50%を超えたのに、市長は握りつぶした。予定地の漁協も反対だ」と中止を訴える。

小石原川ダムは福岡県朝倉市の小石原川に建設(愛知県設楽町)への反対も根強い。「水の需要予測が過大。川の最上流部では洪水防止の効果はわずか」という。ナマズの声が出ている。

不要なダム建設に反対している「水源開発問題全国連絡会」は四日、三日月大造国土交通事務官と面会し、ダム事業の見直しを求めた。遠藤保男共同代表は「新政権の考え方は私たちがほぼ同じ。今後はダム建設の地元議員に問題点を訴え、意見で「建設は不適切」と話した。

秋田・成瀬など分岐点

景勝地・赤滝も成瀬ダムが完成すると水没する＝秋田県東成瀬村で

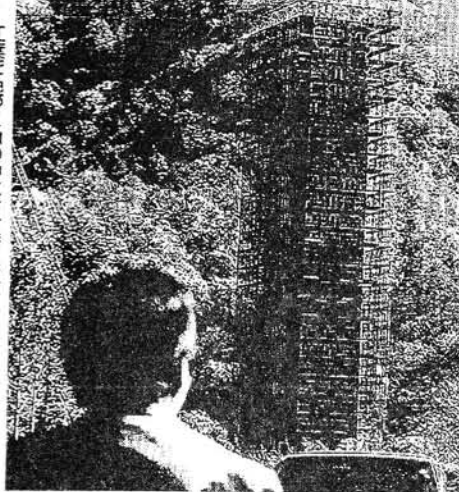


ハツ場(群馬県)、川辺川(熊本県)両ダムの建設「中止に続くのはどい?」国や独立行政法人水資源機構が全国で進める、ほかのダム事業も分岐点を迎えている。前原誠司国土交通相の事業の再検討表明を受けて、国は今後中止の判断基準を定める方針だ。市民団体などが不要不急の「無駄な公共事業」と指摘するダムは少なくない。その一つ、秋田県・成瀬ダムの現場を歩いた。(加藤裕治)

次なる中止は?

「無駄ダム」まだある

紅葉で色づく山の中に付け替え道路の橋脚が造られるダム建設予定地。秋田県東成瀬村で



ブナ、ミズナラ、モミジの紅葉で色づく奥羽山系の山々。秋田県南部の東成瀬村を流れる成瀬川、近くを回ると、青緑色の鉄骨を周囲に組んだ巨大な柱が姿を現した。

「あれはダムの付け替え道路の橋脚。すぐ近くにクマタカの本があったが、落ちました」。市民団体の「成瀬ダムをストップさせる会」の奥州光吉代表主事が説明する。

成瀬ダムは利水と治水を目的に、雄物川支流の成瀬川を堰き止め、七千八百七十万リットルの水をためる。石を積みロックフィルダムで、高さ百三十三メートル、幅六百九十メートル、総事業費は千五百二十億円。二〇一七年の完成を目指す。七三年の構想から実に四十四年の長期間にわたる。

前原国交相は先月九日、国直轄のダム事業について「本年度中は(工事が)落ちました」。市民団体の「成瀬ダムをストップさせる会」の奥州光吉代表主事が説明する。

成瀬ダムは利水と治水を目的に、雄物川支流の成瀬川を堰き止め、七千八百七十万リットルの水をためる。石を積みロックフィルダムで、高さ百三十三メートル、幅六百九十メートル、総事業費は千五百二十億円。二〇一七年の完成を目指す。七三年の構想から実に四十四年の長期間にわたる。

「用水不要、川が死ぬ」

国の方針待ち。どうなるか分かりません」。現在は、発注済みの道路の付け替えや、本体建設に向けて川の流れを変える工事を進めているという。

奥州さんは「工事はだいたい進んだ」とため息を漏らす。一帯には広葉樹林が広がるが、本体が建設される谷間は木々が切り倒され、地面は砂利敷きだ。紅葉の山々と見比べると痛々しい。

周囲にはイヌワシやクマタカといった絶滅が心配される猛禽類がすむ。水没地には、濁水と洪水から農民を守る竜神がすむと伝えられる景勝地「赤滝」もある。

水没地に民家はなく、下流に住む奥州さんらが「豊かな自然と川を守りたい」と反対の声を上げてきた。〇九年四月、住民の二百四十四人は県が負担する二百六十億円の支出の差し止めを求める住民訴訟を起した。

「ストップさせる会」の農業男性は「ダムができて川が死ぬ」と不安がる。成瀬川と合流する皆瀬川はダムが完成し、濁り水が流れている。

かつて各水系の主要支川に「ダムを造る」写真が描かれた。かき、上下流に砂防や堰(せき)など、自然なくコンクリートが打ち込まれた。治水や水にも貢献したが、半が九七年の環境影響評価法の成立以前で、かな川の生態系は寸断され、壊された。その反省が為政者から出るのが残念だ。(呂)

「皆瀬川ではカシガねなくなった。成瀬川そうしてはいけない」。国側はこれまで「治や農業用水の確保のためダムは必要。濁水期に減る川の流量も適正な」と建設を推進。だが、反対派は「貯水量が少なく、治水効果ごくわずか。ためた水は濁水期に十分な流量を保つといっても、水が悪くなつては本末倒」と主張する。

そして、農業を営む奥州さんは「減反で水田が減り、水は足りていない。それに、この地域は十つより冷害が深刻。昔ら『日照りに不作なしなんです』と語って

報道

プリズム

佐世保支社 山口 恭祐、佐崎 智章

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダムの最大の目的は、同市の慢性的な水不足解消。だが、市が新規水源の必要性の根拠としている将来の水需要予測について、妥当かどうかの議論が続いている。予測に基づき、ダム建設で新たに1日1万7千トンの確保が必要とする市。ダム不要と訴える側は「予測は過大で『ダムありき』の内容」と批判している。

5万5千トンを取水する権利を持つことができる。

新たに4万トンの目標

同局は将来、佐世保地区(合併前の旧佐世保市内)で1日11万7千トンの水が必要と予測。今も安定的に水が取れる1日7万7千トンに、ダム完成で4万トンが加われば、不安定水源を解消し、水洗化の進展などに伴う新規需要にも対応できるとする。市が使える貯水量は644万トン(75日分)から893万トン(105日分)に増えるという。

こうした見通しの根拠となっているのが、市水道局の水需要予測。日本水道協会がまとめた「水道施設設計指針」に沿い、2006年度までの実績を基に、計画目標の17年度の水需要を予測している。

水需要予測では、佐世保地区の市民1人1日当たりの生活用水の使用量(原単位)を17年度221リットルと予測。水を使う市民の数(給水人口)は06年度比約1万人減の約22万人と推定し、生活用水の必要量は1日約4万9千トンになる。これに業務・営業用水や工場用水、漏水などで失われる水量などを加えて1日平均給水量をほじき出している。

さらに同給水量を基に、年間で最も多く水が使われる日の給水量(1日最大給水量)を17年度1日11万7千トンと予測し、この1日最大給水量から、将来必要な1日の水量1万7千トンを導き出している。

石木ダム計画を問う② = 利水編 =

市の計算を疑問視

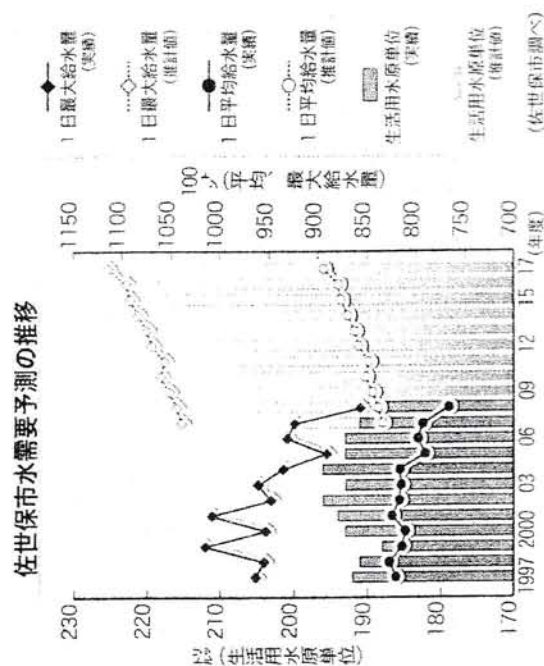
反対派の反論は主に▽過去の実績に比べ水需要予測自体が過大▽漏水防止など市水道局の水源対策がずさん▽の2点に集約される。

生活用水原単位は08年度までの12カ年、196、188リットルの間で推移。にもかかわらず、予測では17年度221リットルと今後9カ年で大幅に増加することになっている。同様に過去、8万トンの前後にとどまってきた1日平均給水量は17年度9万トン近くに。9万トンを中心に推移してきた1日最大給水量も11万トン超に増える。

市水道局の小川幸男事業部副理事(水源対策担当)は「生活用水原単位は今より何割増加するかでなく、水道施設設計指針に沿った計算した結果。同規模他都市と比較すればむしろ低い数字」と適正さを強調。実績との差についても、渇水の

前後にとどまってきた1日平均給水量は17年度9万トン近くに。9万トンを中心に推移してきた1日最大給水量も11万トン超に増える。

「需要予測」



「大」と批判

佐世保市の「水問題を考える市民の会」で石木ダムを検証した宮野和徳さん(65)は、市がダム計画で一日1万トンの確保を図る点を疑問視。「佐世保市で過去10年間に一日配水量が10

万トンを超えたのはわずか2日だけ」と指摘する。小川副理事は「水道事業者として、いつでも必要な水を供給する責任がある。一日最大給水量を早に計画することも指針に沿った対応」と述べている。

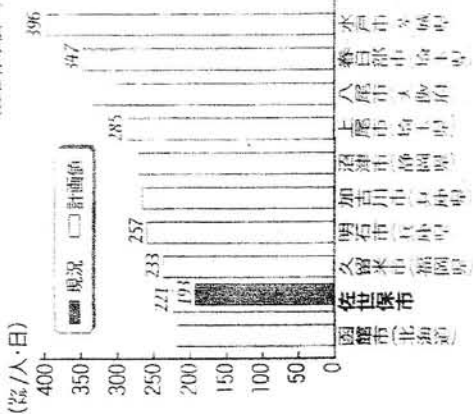
有効率は最低水準

漏水防止をはじめとする市水道局の対策にも、厳しい目が向けられる。効率的な水の供給が進めば、それだけ必要

なびに節水が進むので水の使用量が伸びていない。市民は必要な水を我慢しており、十分に確保されれば水を使う」と主張する。

市の利水計画を検証した荻野芳彦・大阪府立大名塾教授(農業水利)は、「計算」であれば「必要」とは別の問題。必要量は現状で十分で、人口減を考えると右肩上がりの水道行政は根本的に改められなければならない」と指摘する。

給水人口20万人から30万人の類似都市における生活用原単位比較表
(佐世保市調べ)



市は慢性的水不足強調

水道事業の効率性を示す有効率は、給水された水量のうち実際に各戸に届くなどして有効に利用された水量の割合。佐世保地区の有効率は約87%。佐世保市の住民団体「石木川守り隊」の調べでは07年度、給水人口10万人以上の215水道事業体の平均値は94%に上り、佐世保市の順位は200位以上と最低水準だ。

こうした現状を、小川副理事は「毎年度8億円ほどかけて老朽化した配水管の敷設替えを行っているが、すぐに「有効率を」改善するのは無理」と説明。水需要予測で、市は17年度の有効率を92%としており、実現すれば新たに4500トンの水が有効活用できるといいうが、「4万トンは及ばない」とダムの必要性とは関係ない、との立場だ。

荻野さんや遠藤さん、「石木川守り隊」の松本義雄代表(62)らは、市の水需要予測に対する修正案を提示。いずれも過大な需要予測を見直し、事業の効率化を図れば、一日最大給水量でも8万、9万ト程度で収まると結論づけている。

松本さんは「現状の安定水源に加え、不安定水源から少し取水すれば水は足りる。新規水源を確保するにしても1万ト程度で足り、石木ダムは必要ない」と語気を強める。一方の市側もダムの必要性を譲ることはなく、双方の論議は常に平行線のままだ。

しかし、市が将来必要とする水の量が、実際に今使っている水の量と懸け離れているのは確かだ。県や市の住民に対する説明はデータや計算方法を省略し、結果だけ強調する傾向がある。市民による検討を容易にするため、データや計算方法を含めた詳細を積極的に公開する必要もありそうだ。

「ハッ場ダム建設事業に関する1都5県知事共同声明」の 事実認識の誤りについて

東京都、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬県の1都5県の知事は10月19日に、「ハッ場ダム建設事業に関する1都5県知事共同声明」を発表しました。その内容は、「ハッ場ダムは利根川の治水・利水上必要不可欠な施設であるので、ハッ場ダム建設事業中止の撤回」を国に求めたものです。

しかし、この声明で示されたハッ場ダムが必要だとする治水・利水上の論拠はいずれも事実を誤認したものばかりです。今回の声明で逆に、ハッ場ダム建設事業を継続することの科学的な根拠が如何に希薄であるかが明らかになりました。

知事共同声明の事実認識の主な誤りは別紙のとおりです。

ハッ場あしたの会

ハッ場ダムをストップさせる群馬、埼玉、千葉、茨城、東京の会
ムダなダムをストップさせる栃木の会

「ハッ場ダム建設事業に関する1都5県知事共同声明」の事実認識の誤り

1 利根川の河川改修を長年進めてきたにもかかわらず、カスリーン台風と同規模の洪水の来襲で被害が大きく拡大するという不可解な話。

知事共同声明

現時点でカスリーン台風と同規模の洪水が発生した場合には利根川の至る所で堤防が決壊する可能性があり、国土交通省の試算によれば、カスリーン台風時と同様に埼玉県大利根町で利根川の堤防が決壊した場合の想定被害額は34兆円にも達する。

共同声明の誤り

共同声明の参考資料には図1が示されている。それによれば、カスリーン台風による当時の氾濫面積は440km²で、同規模の洪水が発生した場合は氾濫面積が530km²に拡大し、想定被害額が34兆円に達するというのである。

しかし、この話は少し考えれば不可解な話である。昭和22年のカスリーン台風来襲のあと、同じような被害を繰り返さないために、利根川では堤防嵩上げや河床掘削などの河川改修が延々と行われてきた。それにもかかわらず、同規模の洪水が来ると、氾濫面積がむしろ拡大してしまうというのである。昭和22年のあと、延々と行われてきた河川改修の成果はどこにいったのか。氾濫面積がむしろ拡大するということは、河川改修の成果がゼロどころかむしろマイナスであることを意味する。

なぜそのように不可解な計算結果になるかといえば、それは、氾濫しやすい条件を設定して計算をしたからに他ならない。現実と遊離した机上の計算の結果に過ぎないのである。

図1は国交省が計算して作成したものだが、国交省の役人は利根川の氾濫を防ぐために河川改修に力を注いできた先輩たちの苦労をどう思っているのだろうか。先輩たちの長年の苦労を否定するような計算結果を示し、知事たちがそれを疑うことなく、真に受けているのである。

カスリーン台風の実績のピーク流量は公称毎秒17000m³とされ、同台風が現在再来した場合のピーク流量は国交省によれば、毎秒16750m³であるから（上流部での氾濫とダムの洪水調節があるから毎秒22000m³ではなく、16750m³になると国交省が説明）、ほぼ同じ流量である。利根

川の河川改修を長年進めてきたのに、ほぼ同じ流量で決壊して氾濫面積が大きく拡大することはありえないことである。

図1 利根川堤防の決壊による被害想定（共同声明の参考資料）

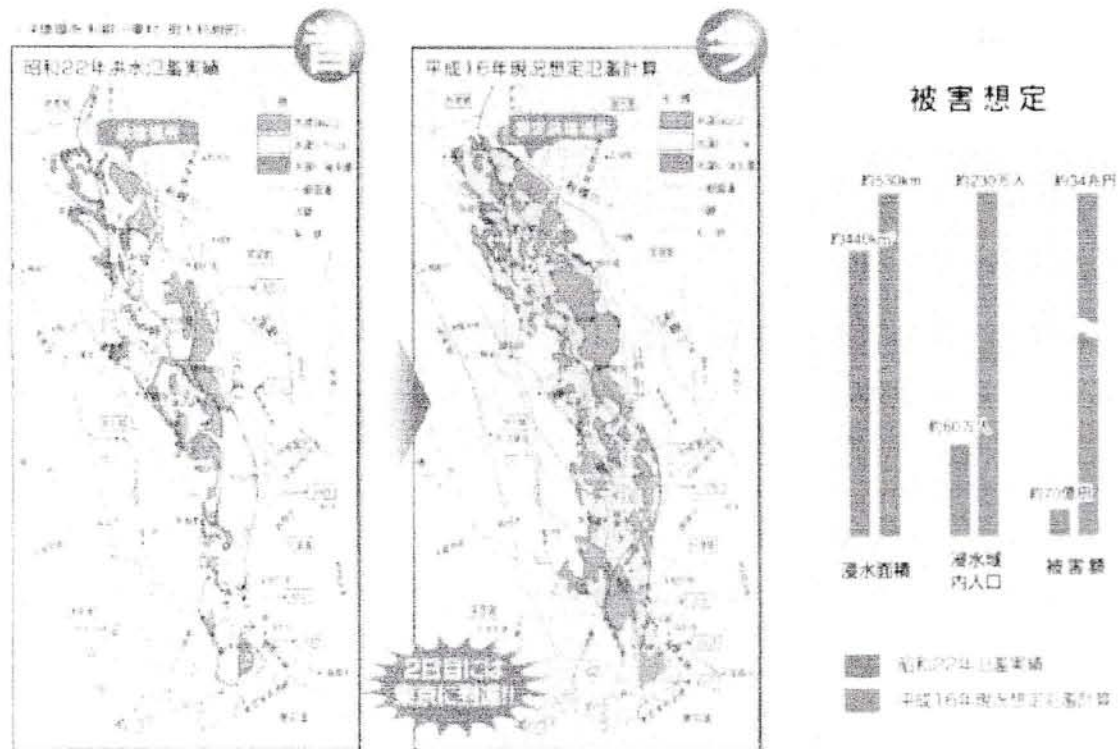
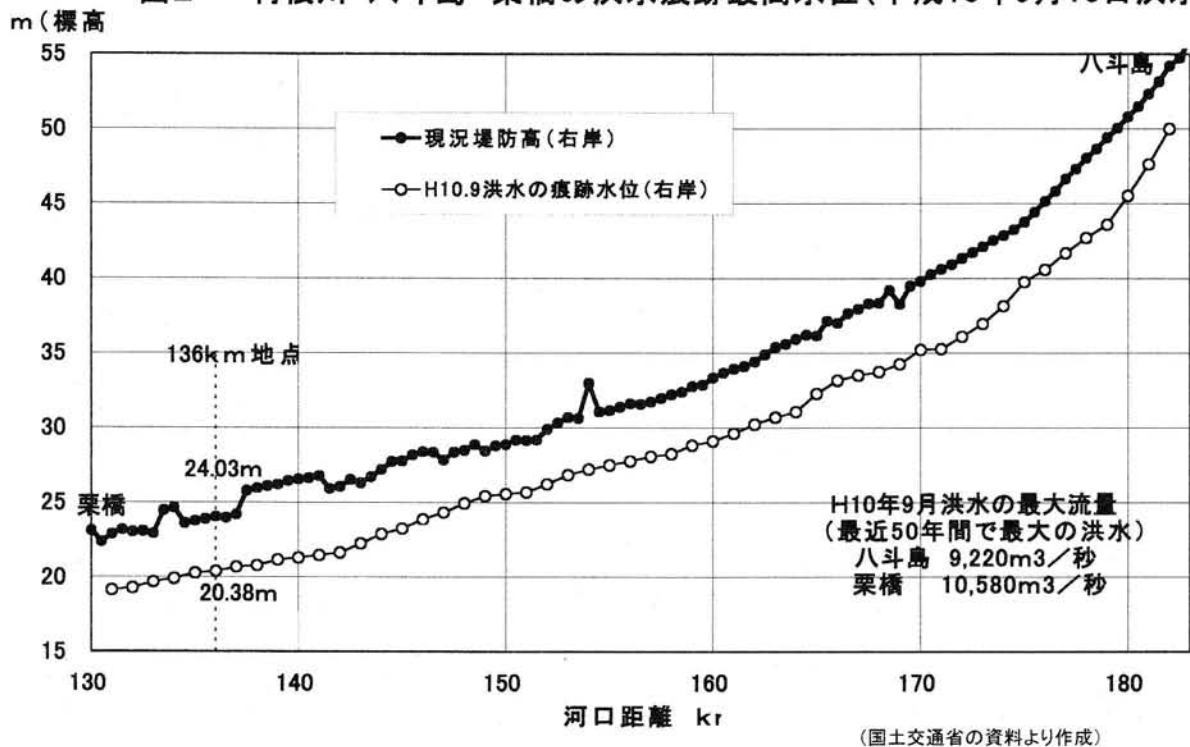


図2 利根川・八斗島-栗橋の洪水痕跡最高水位(平成10年9月16日洪水)



実際に、国交省が決壊箇所としている（河口から）136km地点について最近50年間で最大洪水である平成10年9月洪水の最高痕跡水位をみると、**図2**のとおり、堤防の天端から約4mも下にあるから、それから考えても、カスリーン台風の再来で決壊するようなことはありえないことである。決壊はあくまで国交省の机上の計算によるものなのである。

2 利根川堤防の漏水は堤防の補強で防止すべきことであって、ハッ場ダムにその防止効果を期待するのは非科学的である。

知事共同声明

カスリーン台風ほどの大規模な洪水ではない近年の洪水においても、利根川の堤防や堤防下の地盤からの漏水が至る所で発生している。幸いにも水防団による懸命の水防活動により事なきを得ているが、これらの漏水はそのまま放置すれば堤防決壊につながる可能性がある非常に危険な現象である。

共同声明の誤り

利根川の堤防や堤防下の地盤からの漏水の発生は堤防が決壊する兆候でもあるので、緊急にその対策を講じなければならないことは言うまでもない。しかし、それは堤防とその地盤を補強して対応すべきことであって、ハッ場ダムに堤防漏水の防止を期待するのは筋違いであり、非科学的である。

図3は平成13年9月洪水において堤防の漏水が問題になった加須市付近の利根川横断面図の模式図である。この洪水でハッ場ダムがあった場合の八斗島地点での最高水位の低下をハッ場ダム予定地近傍の岩島地点の観測流量から計算すると、最大で見て10cm程度である。加須市付近の同洪水の最高水位は同図のとおり、堤内地（堤防の外側）の地盤高から約4mの高さにある。漏水量は洪水位と堤内地盤高の差に比例すると考えられるから、ハッ場ダムによる水位低下を加須市付近でも10cmとすれば、それによる漏水減少率は $0.10\text{m} \div 4\text{m} = 3\%$ に過ぎない。そのわずかな漏水の減少を期待して何の意味があるのだろうか。知事たちは、堤防からの漏水を防ぐために堤防を補強することをなぜ、真っ先に考えないのであろうか。

知事たちが都県民の生命と財産を守るために、洪水の氾濫を防ぐことを真剣に考えているならば、堤防の補強対策の早急な実施を国に求めるところである

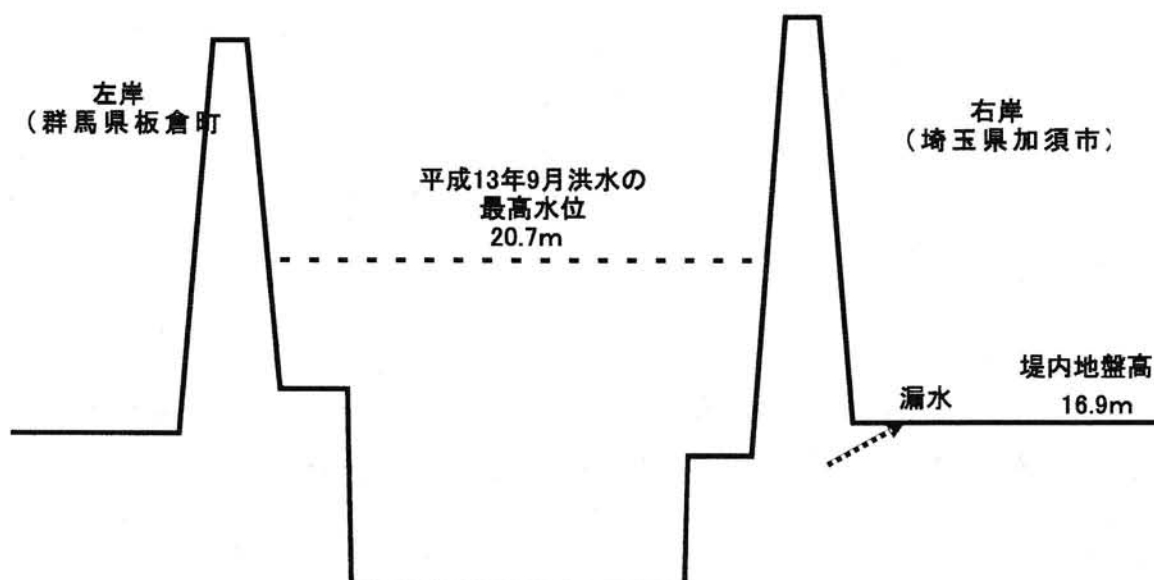


図3 利根川横断面図の模式図(河口距離140km付近)

が、それをせずに、筋違いのハッ場ダムの完成を求めるのは、知事たちが都県民の生命と財産を守ることにさほどの重きをおいていないことを示している。

3 暫定水利権は長年取水し続けているもので、実質は安定水利権と変わらないものであるから、国交省の水利権許可制度の改善で解消することができる。

知事共同声明

利水に目を転じてみると、関係都県では、水需要に対し、完成しているダム等のみでは安定的に供給できないため、ハッ場ダムに参画することを条件に、毎秒10.93立方メートルの暫定水利権を既已取得し給水している。

暫定水利権は、河川に水が豊富なときにのみ取水が可能となる不安定な権利である。

共同声明の誤り

ハッ場ダムの暫定水利権といっても、実質は安定水利権と変わることなく、長年取水し続けているものである。例えば、埼玉県水道が持つハッ場ダムの暫定水利権は表1のとおり、古いものは37年間も取水し続けている。その間、取水に支障を来したことがない。

ハッ場ダムの暫定水利権は、ハッ場ダムがなくても取水し続けることが可能なのであるから、安定水利権として認めればよいのだが、利根川の水利権許可

権者は国交省で、ハッ場ダム建設の事業者も同じ国交省である。国交省は、水利権許可権をダム事業推進の手段に使っていると言っても過言ではない。暫定水利権の問題は、実態に合わない非合理的な水利権許可行政を改めれば解消されることである。

表1 埼玉県水道の暫定水利権
(農業用水転用水利権の冬期取水が暫定水利権とされている。)

農業用水合理化事業	水利権 (万m ³ /日)	完成年	取水実績
農水合理化一次	18.1	1972年	37年
農水合理化二次	13.2	1987年	22年
埼玉合口二期	31	1995年	14年
利根中央事業	24.8	2002年	7年
計	87.1	---	---

冬期は暫定水利権とされているが、長年の取水実績があつて、取水に支障をきたしたことがない。

4 首都圏は最近の水余りの状況を反映して渇水の影響を受けにくくなっているし、平成8年の渇水も生活への影響は小さなものであった。

知事共同声明

実際、首都圏の水需要の大部分を依存している利根川水系では、平成に入つて以降において6回もの渇水に見舞われ、中でも平成8年には夏冬合わせて117日もの長期の取水制限が実施されている。

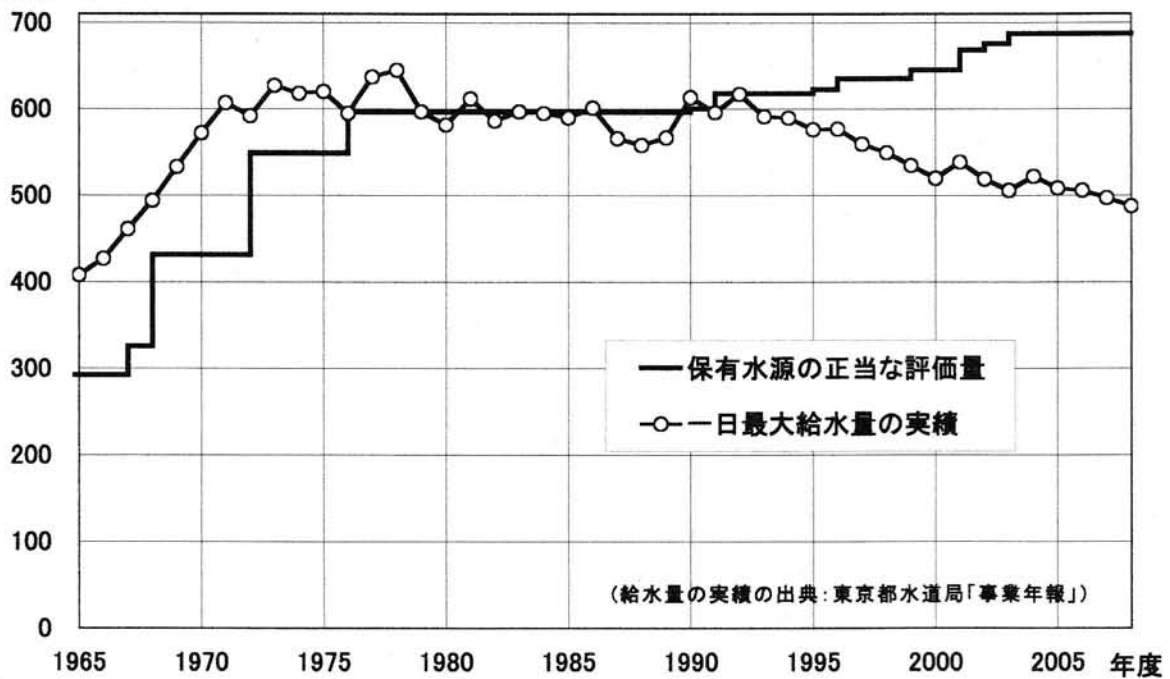
共同声明の誤り

利根川水系では平成に入ってから6回もの渇水に見舞われたというけれども、給水制限は給水圧の調整にとどまり、断水にはほとんど至っていないから、生活への影響は小さなものであった。最も最近の渇水である平成13年渇水は取水制限が実質わずか5日間で終っており、利根川水系では最近十数年間は渇水らしい渇水を経験したことがない。

さらに、最近の水需要の減少と水源開発の進捗で、各都県とも水余りの状況になってきているから、渇水があつてもその影響を受けにくくなってきている。たとえば、東京都水道は保有水源を正しく評価すれば、**図4**のとおり、現在、約200万m³の余裕水源を抱えているから、ハッ場ダムによって新たな水源を確保する必要性は皆無となっている。

万m³/日

図4 東京都水道の保有水源と一日最大給水量の推



5 夏期の渇水時におけるハッ場ダムの役割は小さく、また、平成8年渇水でハッ場ダムがあれば、取水制限日数を100日短縮できたという話は現実を無視した架空の計算によるものに過ぎない。

知事共同声明

(平成8年の取水制限において) 仮にその時にハッ場ダムが完成していたとすれば、取水制限日数を100日減少させることができる。

共同声明の誤り

渇水が起きることがあるのはほとんど夏期である。夏期においてハッ場ダムは洪水調節のため、水位を大きく下げるので、利水容量が2500万m³しかない。これは利根川水系にある11基の既設ダムの夏期利水容量約4億5千万m³に対して約5%にしかならず、ハッ場ダムができて、渇水に対する利根川の状態がさほど変わるわけではない。

平成8年渇水においてハッ場ダムがあれば、取水制限日数を100日短縮できたという計算結果を国交省は示しているけれども、その計算根拠資料を情報公開請求で入手したところ、次に述べるように現実を無視した架空の計算によるものであることが明らかになった。

① ハッ場ダムを渇水対策専用ダムに変更

利水に関しては東京都水道や埼玉県水道などの水利権を開発するという目的は放棄して、ハッ場ダムを専ら渇水対策専用ダムに使うことにしており、ダムの目的を大きく変更している。

② ハッ場ダムの貯水量が取水制限前までは常に満水という 仮定

取水制限に入るまではハッ場ダムの貯水量が満水に維持されるという仮定をおいて計算している。実際のダムの貯水量は雨の降り方によって増減を繰り返すものであるにもかかわらず、ハッ場ダムの貯水量は取水制限前までは常に満水に維持されている。

③ 各ダムの貯水量を合算で計算(ハッ場ダムで補給できない地点もハッ場ダムで補給することに)

ダムの運用計算は各ダムごとに行うべきであるにもかかわらず、ハッ場ダムを含めて利根川水系ダムの貯水量を合算して計算しているため、ハッ場ダムで補給できない地点(たとえば利根川上流の岩本地点)までハッ場ダムから補給することになるという現実無視の計算になっている。

以上のとおり、この計算は国交省がハッ場ダムの有効性を示すために形振りかまわず、現実を無視して行ったものに過ぎない。

以上述べたとおり、「1都5県知事共同声明」がハッ場ダムの建設を求める論拠は事実認識の誤りによるものであって、ハッ場ダムは治水・利水の両面で必要性が失われている。

ハッ場ダムの不要性を繰り返せば、

- i 利根川に対するハッ場ダムの治水効果は小さく、一方、利根川は河川改修の積み重ねにより、ほとんどのところは大きな洪水を流下できる能力をすでに有しているので、ハッ場ダムのわずかな治水効果は意味を持たなくなっている。
- ii ただし、堤防の脆弱性の問題が残されているので、利根川の堤防の強化対策を早急に実施する必要がある。
- iii 首都圏の都市用水の需要は最近ではほぼ減少の一途を辿るようになっている。一方で、ダム建設等の水源開発の進捗で各都県とも十分な保有水源を確保できているので、水余りの状況になってきており、新規水源を開発する必要性は皆無となっている。
- iv ハッ場ダムの暫定水利権は長年取水し続けているもので、実質は安定水利権と変わらないものであるから、国交省の水利権許可制度の改善で解消することができる。

1都5県の知事は以上の事実を踏まえて、ハッ場ダムについて合理的な判断を行うべきである。

第16回水源開発問題全国連絡会

総会資料 (1) の抜粋

総会資料(1) 抜粋の目次

・ 基調報告資料	
10.9.21 年度ダム事業に関する前原大臣コメント	28
〃 補足資料	
民主党の地域振興法案	41
・ 事務局からの報告・提案及び資料	
事務局からの報告	45
参考資料：1 計画中・工事中のダム事業を中止させる為の課題	48
参考資料：2 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に関する諸課題	52
参考資料：3 全国ダム事業の現状(国土交通省関係)	57
参考資料：4 耐越流堤防について	68
参考資料：5 費用便益計算の抜本的改善を	73
参考資料：6 水需給計画の問題点	77
参考資料：7 穴あきダム問題	79
参考資料：8 補助ダム問題について	81



2009年10月24日

於：秋田県湯沢市小安温泉

平成 21 年 10 月 9 日

平成 21 年度におけるダム事業の進め方などに関する

前原国土交通大臣のコメント

1. 国及び水資源機構が実施している 56 のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている 8 事業を除く 48 事業については、今後、平成 21 年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。

2. 道府県が実施している 87 のダム事業の平成 21 年度における事業の進め方（工事の発注を含む）については、各道府県知事のご判断を尊重する。

なお、平成 22 年度における 136（注）の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までに明らかにすることとしている。

（注）平成 21 年度の 143 事業から、平成 21 年度完成の 6 事業と中止の 1 事業の合計 7 事業を除いたもの

平成 21 年 10 月 9 日
国 土 交 通 省
河 川 局 治 水 課

平成 21 年度におけるダム事業の進め方について（補足説明）

10 月 9 日に発表した大臣コメントについては、直轄事業と水資源機構事業の合計 56 事業のうち、既存施設の機能増強を目的とする 8 事業を除く 48 事業に対する予算執行の「考え方」を述べたものであり、一部で報道されている「48 事業の凍結」を意味するものではありません。

そこで述べた「新たな段階に入らない」との考え方に照らせば、48 事業は次のように分類できます。

- ① 当初予定していた新たな段階に入ることになる本体工事または本体関連工事の着手を取りやめる事業
 - ・ 4 事業（沙流川総合開発（平取ダム）、サンルダム、思川開発、木曾川水系連絡導水路）
- ② 当初予定していた新たな段階に入ることになる転流工の工事の着手を取りやめる事業
 - ・ 1 事業（小石原川ダム）
- ③ 当初予定していた新たな段階に入ることになる用地買収の着手を取りやめる事業
 - ・ 1 事業（山鳥坂ダム）
- ④ 当初から新たな段階に入る予定がなく、当初計画どおり予算を執行する事業
 - ・ 42 事業

お問い合わせ先

国土交通省河川局治水課企画専門官 森川、岩崎

TEL（代表）：（03）5253-8111

森川（内線：35515）

岩崎（内線：35652）

（直通）：（03）5253-8453、5253-8456

No	事業主体	段階	事業名	備考
28	四国地整	建設	長安口ダム改造	
29	四国地整	建設	中筋川総合開発	(現段階を継続)
30	四国地整	建設	山鳥坂ダム	現段階を継続するとともに、用地の買収には着手しない。
31	四国地整	建設	鹿野川ダム改造	
32	九州地整	建設	大分川ダム	(現段階を継続)
33	九州地整	建設	嘉瀬川ダム	(現段階を継続)
34	九州地整	建設	川辺川ダム	(現段階を継続)
35	九州地整	建設	立野ダム	(現段階を継続)
36	九州地整	建設	本明川ダム	(現段階を継続)
37	九州地整	建設	鶴田ダム再開発	
38	沖縄総合事務局	建設	沖縄東部河川総合開発	(現段階を継続)
39	沖縄総合事務局	建設	沖縄北西部河川総合開発	(現段階を継続)
40	水資源機構	建設	思川開発	現段階を継続するとともに、導水路工事は着手しない。
41	水資源機構	建設	武蔵水路改築	
42	水資源機構	建設	川上ダム	(現段階を継続)
43	水資源機構	建設	丹生ダム	(現段階を継続)
44	水資源機構	建設	小石原川ダム	現段階を継続するとともに、転流工には着手しない。
45	水資源機構	建設	大山ダム	(現段階を継続)
46	水資源機構	建設	木曾川水系連絡導水路	現段階を継続するとともに、導水路工事のための進入路には着手しない。
47	水資源機構	建設	滝沢ダム	(現段階を継続)
48	東北地整	実施計画調査	鳴瀬川総合開発	(現段階を継続)
49	東北地整	実施計画調査	島海ダム	(現段階を継続)
50	関東地整	実施計画調査	荒川上流ダム再開発	(現段階を継続)
51	関東地整	実施計画調査	吾妻川上流総合開発	(現段階を継続)
52	関東地整	実施計画調査	利根川上流ダム群再編	(現段階を継続)
53	中部地整	実施計画調査	上矢作ダム	(現段階を継続し、平成21年度で中止)
54	九州地整	実施計画調査	筑後川水系ダム群連携	(現段階を継続)
55	九州地整	実施計画調査	城原川ダム	(現段階を継続)
56	九州地整	実施計画調査	七滝ダム	(現段階を継続)

☆

☆

☆

☆

凡例

：既存施設の機能を増強する事業
 ：平成21年度完成予定
 ：平成22年度より中止
 ☆：平成21年度に新たな段階に入る予定だったが、該当する工事の契約や用地の買収などを行わない事業

No	事業主体	段階	事業名	備考
1	北海道開発局	建設	幾春別川総合開発	(現段階を継続)
2	北海道開発局	建設	夕張シュエーバロダム	(現段階を継続)
3	北海道開発局	建設	沙流川総合開発	現段階を継続するとともに、平取ダムは、本体のための工事用道路には着手しない。
4	北海道開発局	建設	サンルダム	現段階を継続するとともに、本体工事には着手しない。
5	北海道開発局	建設	留萌ダム	(現段階を継続し、平成21年度完成予定)
6	東北地整	建設	津軽ダム	(現段階を継続)
7	東北地整	建設	胆沢ダム	(現段階を継続)
8	東北地整	建設	森吉山ダム	(現段階を継続)
9	東北地整	建設	成瀬ダム	(現段階を継続)
10	東北地整	建設	長井ダム	(現段階を継続)
11	関東地整	建設	湯西川ダム	(現段階を継続)
12	関東地整	建設	霞ヶ浦導水	(現段階を継続)
13	関東地整	建設	八ッ場ダム	(現段階を継続)
14	北陸地整	建設	利賀ダム	(現段階を継続)
15	中部地整	建設	三峰川総合開発	(現段階を継続)
16	中部地整	建設	新丸山ダム	(現段階を継続)
17	中部地整	建設	横山ダム再開発	
18	中部地整	建設	設楽ダム	(現段階を継続)
19	中部地整	建設	天竜川ダム再編	
20	近畿地整	建設	足羽川ダム	(現段階を継続)
21	近畿地整	建設	大戸川ダム	(現段階を継続)
22	近畿地整	建設	大滝ダム	(現段階を継続)
23	近畿地整	建設	天ヶ瀬ダム再開発	
24	近畿地整	建設	紀の川大堰	(現段階を継続し、平成21年度完成予定)
25	中国地整	建設	殿ダム	(現段階を継続)
26	中国地整	建設	尾原ダム	(現段階を継続)
27	中国地整	建設	志津見ダム	(現段階を継続)

☆

☆

凡例

：既存施設の機能を増強する事業
 ：平成21年度完成予定
 ：平成22年度より中止
 ☆：平成21年度に新たな段階に入る予定だったが、該当する工事の契約や用地の買収などを行わない事業

No	事業主体	段階	事業名
1	北海道	建設	徳富ダム
2	北海道	建設	当別ダム
3	北海道	建設	厚幌ダム
4	北海道	建設	西岡生活貯水池
5	青森県	建設	駒込ダム
6	青森県	建設	奥戸生活貯水池
7	岩手県	建設	築川ダム
8	岩手県	建設	津付ダム
9	岩手県	建設	遠野第二生活貯水池
10	宮城県	建設	筒砂子ダム
11	宮城県	建設	長沼ダム
12	宮城県	建設	私川生活貯水池
13	秋田県	建設	砂子沢ダム
14	山形県	建設	最上小国川ダム
15	山形県	建設	留山川生活貯水池
16	福島県	建設	千五沢ダム(再)
17	茨城県	建設	藤井川生活貯水池再開発
18	群馬県	建設	倉瀬ダム
19	群馬県	建設	増田川ダム
20	千葉県	建設	大多喜ダム
21	新潟県	建設	広神ダム
22	新潟県	建設	奥胎内ダム
23	新潟県	建設	儀明川ダム
24	新潟県	建設	常浪川ダム
25	新潟県	建設	鶴川ダム
26	新潟県	建設	新保川生活貯水池再開発
27	新潟県	建設	晒川生活貯水池
28	長野県	建設	浅川ダム
29	長野県	建設	角間ダム
30	長野県	建設	黒沢生活貯水池
31	長野県	建設	駒沢生活貯水池
32	長野県	建設	松川生活貯水池再開発
33	富山県	建設	舟川生活貯水池
34	石川県	建設	辰巳ダム
35	石川県	建設	北河内ダム
36	岐阜県	建設	丹生川ダム
37	岐阜県	建設	大島ダム
38	岐阜県	建設	内ヶ谷ダム
39	岐阜県	建設	水無瀬生活貯水池
40	静岡県	建設	布沢川生活貯水池
41	三重県	建設	鳥羽河内ダム
42	福井県	建設	河内川ダム
43	福井県	建設	日野川総合(吉野瀬川ダム)
44	福井県	建設	大津呂生活貯水池

凡例

□ : 平成21年度完成予定

No	事業主体	段階	事業名
45	滋賀県	建設	北川ダム
46	京都府	建設	畑川ダム
47	大阪府	建設	安威川ダム
48	大阪府	建設	榑尾川ダム
49	兵庫県	建設	金出地ダム
50	兵庫県	建設	武庫川ダム
51	兵庫県	建設	与布土生活貯水池
52	兵庫県	建設	西紀生活貯水池
53	奈良県	建設	大門生活貯水池
54	和歌山県	建設	切目川ダム
55	島根県	建設	浜田川総合
56	島根県	建設	波積ダム
57	岡山県	建設	大谷川生活貯水池
58	広島県	建設	仁賀ダム
59	広島県	建設	野間川生活貯水池
60	広島県	建設	住原生活貯水池
61	山口県	建設	平瀬ダム
62	山口県	建設	大河内川ダム
63	山口県	建設	鳳杭川上流生活貯水池
64	徳島県	建設	柴川生活貯水池
65	香川県	建設	花川ダム
66	香川県	建設	五名ダム再開発
67	香川県	建設	内海ダム再開発
68	香川県	建設	綾川ダム群
69	高知県	建設	和食ダム
70	高知県	建設	春通生活貯水池
71	福岡県	建設	五ヶ山ダム
72	福岡県	建設	伊良原ダム
73	福岡県	建設	藤波ダム
74	佐賀県	建設	井手口川ダム
75	長崎県	建設	石木ダム
76	長崎県	建設	長崎水害緊急
77	熊本県	建設	踏木ダム
78	熊本県	建設	五木ダム
79	熊本県	建設	氷川生活貯水池再開発
80	大分県	建設	竹田水害緊急
81	鹿児島県	建設	西之谷ダム
82	沖縄県	建設	横間川総合
83	青森県	実施計画調査	大和沢ダム
84	宮城県	実施計画調査	川内沢ダム
85	島根県	実施計画調査	矢原川ダム
86	山口県	実施計画調査	木屋川ダム再開発
87	佐賀県	実施計画調査	有田川総合

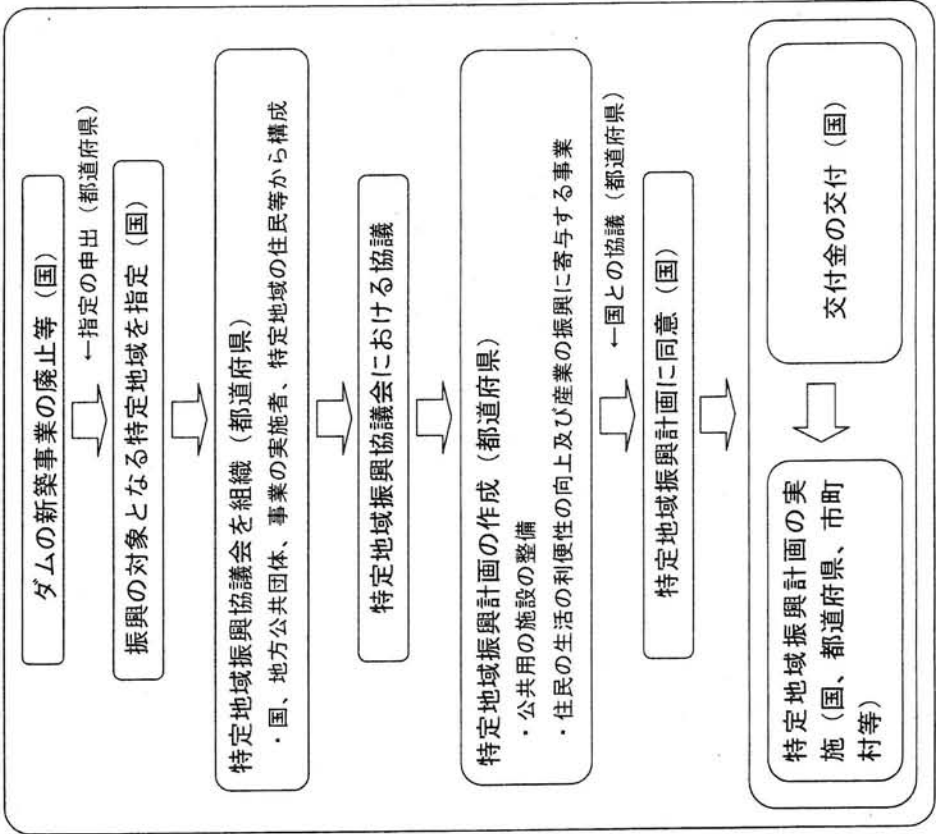
凡例

□ : 平成21年度完成予定

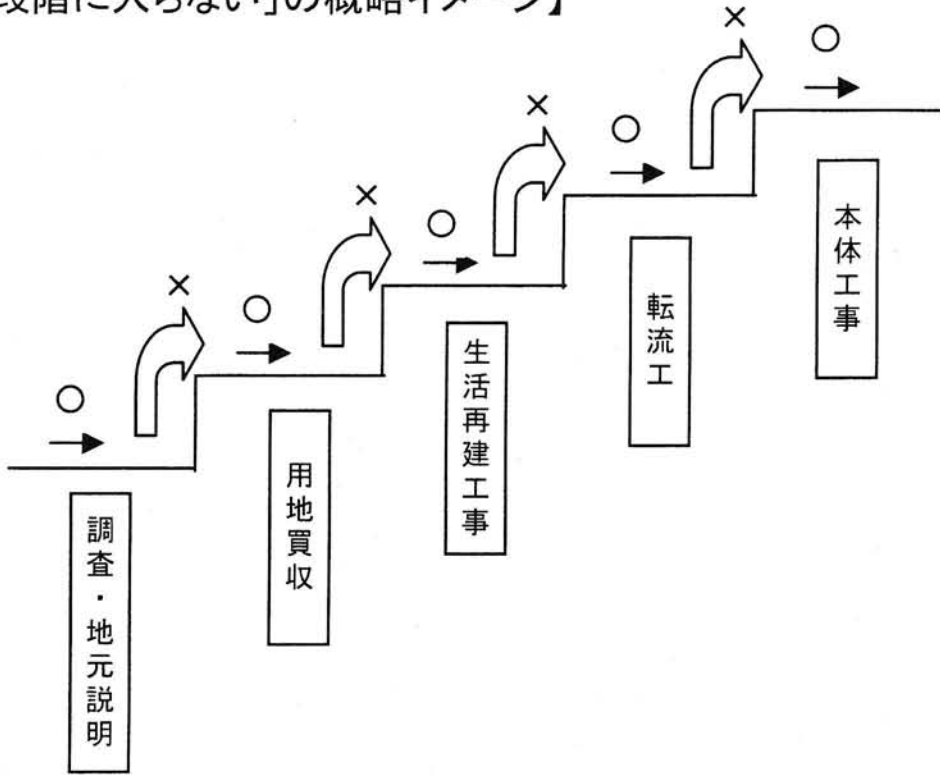
ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称）骨子案について

国が行うダムの建設事業を廃止した場合等においては、特定地域について公共施設の整備や住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を行うことにより、当該地域の住民の生活の安定及び福祉の向上を図る。

【特定地域振興の流れ】



【「新たな段階に入らない」の概略イメージ】



ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称） 骨子（案）

第1 目的

この法律は、ダム事業によって、公共用の施設の整備が他の地域に比較して低位にあり、並びに住民の生活の利便性及び産業の発展が阻害された地域について、ダム事業の廃止等に伴う特定地域振興計画の作成、これに基づく事業の実施その他の特別の措置を講ずることにより、その振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすること。

第2 特定地域の指定

1 主務大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、国又は独立行政法人水資源機構が行うダムの新築の事業（以下「ダム事業」という。）により水没することが予定された地域及びその周辺の地域であって、当該ダム事業の廃止その他当該ダム事業に関する計画の変更（当該ダム事業を長期間にわたって実施しない場合を含む。）に伴い公共用の施設の整備並びに住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図る必要があると認められる地域を特定地域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、1の申出をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならないこと。

3 主務大臣は、特定地域を指定したときは、その旨を公示しなければならないこと。

4 1から3までは、特定地域を変更する場合について準用すること。

第3 特定地域振興計画

1 第2の1により特定地域の指定があつたときは、都道府県は、当該特定地域について特定地域振興計画を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができること。

2 特定地域振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①特定地域の振興の基本的方針に関する事項
- ②特定地域内において実施する公共用の施設の整備（特定地域の振興のため特に必要があると認められるときは、特定地域外において実施するものを含む。）に関する事項
- ③特定地域の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に関する事項

る事項

3 都道府県は、特定地域振興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について第4の1の特定地域振興協議会において十分協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならないこと。

4 主務大臣は、特定地域振興計画につき1の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。

5 都道府県は、特定地域振興計画が1の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

6 都道府県は、1の同意を得た特定地域振興計画（以下「同意特定地域振興計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。

7 3から5までは、6の場合について準用すること。

第4 特定地域振興協議会

1 都道府県は、特定地域振興計画の案及び同意特定地域振興計画の変更の案に関する協議並びに同意特定地域振興計画（同意特定地域振興計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施に係る連絡調整を行うため、特定地域振興協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成すること。

①1の都道府県

②国の関係行政機関

③同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる地方公共団体

（①を除く。）

④①から③までのほか、同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる者

⑤特定地域の住民

3 1の都道府県は、必要があると認めるときは、2に掲げる者のほか、協議会に、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有すると見込まれる者その他の当該都道府県が必要と認める者を構成員として加えることができること。

4 1の都道府県は、1により協議会を組織したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこと。

- 5 同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有する者であって協議会の構成員でないものは、1の都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができること。
- 6 5による申出を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないこと。
- 7 1から6までのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

第5 事業の実施

同意特定地域振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が行うものとする。

第6 交付金の交付

- 1 国は、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内で、交付金を交付することができること。
- 2 1の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

第7 特定地域振興計画の作成前に講ずべき措置

国は、第2の1により特定地域の指定があったときは、第3の2②に規定する公共用の施設の整備であって、特定地域振興計画を作成する前に行う特別の必要があると認められるものについて、関係地方公共団体と協議を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

第8 主務大臣等

- 1 この法律における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。

第9 その他

この法律の施行期日その他必要な事項について定めること。

政権交代で何を変えるのか

（ハッ場ダムをストップさせる東京の会・ニュースNo.19 2009年10月8日 より）

鳩山由紀夫首相が「2020年の温室効果ガス排出量を1990年比で20%削減する」と発表したのに対し、新聞記者たちが次々に、自民党政権の政策を覆す新政策を打ち出す——そんな光景に接し、「政権交代」とはこういうものかと得心した方が多いのではないだろうか。鳩山内閣は上々のスタートを切った。

もちろん不安も少なくない。あきらかに間違っている政策もあるし、個々の政策が単発的で、総合的な戦略やビジョンがないのも物足りない。そもそも、どの閣僚も大風呂敷を広げているが、本当に実行可能なのかとの疑問もわく。

そんな中で前原誠二・国土交通相が「ハッ場ダムと川辺川ダムの中止」の方針を明確にし、動き出したのは心強い。読売新聞など「御用メディア」を巻き込んだ「ダム推進派」の反発も激しくなっているが、インターネット記事を読めば前原さんの考えは的確であり、態度はゆるぎないと思う。

今後は、地元住民の生活再建に力を尽くしながら、ハッ場ダムを中止し、「公共事業を国民の手に取り戻すモデル」にしなければならぬ。そのために、ハッ場ダムをストップする市民連絡会など市民団体は、正確な情報やアイデアを発言し、国交相を後押ししていくべきだ。

ことはハッ場ダムにとどまらない。国交相は全国143ダムの見直しを表明しており、ハッ場という点の動きを全国的な面の動きに広げていく好機である。だが、前首相は決して生易しいものではないだろう。たとえば、無意味なダムの典型」とされる読楽ダム（愛知県設楽町）の積極的な推進者の一人が民主党衆議院議員なのだ。とりわけ地方では、公共事業依存の考え方がいまだに根強い。こうした意識をどうか変えていくか。そうした点でも、市民団体の大きな役割を果たすべきだ。

「公共事業複合体」にとどめを刺せ

私は今年4月、「なぜダム建設は止まらないのか」と題する、ささやかな考察をまとめ、おおよそ次のようなことを書いた（宇沢弘文・大熊孝編『社会的共通資本としての川』に所収の予定だが、書物は未刊行）。

建設の根拠を失ったダム事業に依存する人々が既得権益集団となり、公共事業複合体）をつくって政策形成に大きな影響力を行使しているからだ。複合体の中心にいる官僚は、ダムづくりに有利になるように法と組織と財源制度をつくり、悪知恵の限りを尽くして、ダムや導水路といったムダな大型公共事業づくりに狂奔している（淀川水系では、有力政治家OBを長とする「常道研究会」という裏組織が設置され、淀川水系流域委員会の結論を覆す戦術が練られたという）。本来なら、政府の政策評価制度や、自治体の議会、裁判所などが官僚の暴走にブレーキをかけるべきだが、いずれもこの国では形骸化し、まともには機能していない。

しかし、近年になって、ダム建設を促進してきた以上の要因にも変化がはきりしてきた。建設業界の不振で公共事業複合体の力は衰えが目立つ。財源面からも逆風が吹きだした。そして「眠れる議会」にも改革の動きが出ている。こうしたダム建設見直しの流れを決定的にするのは、地方自治体と国政における政権交代だろう。7月の東京都議会議員選挙と9月までには行われる衆議院議員選挙で民主党を先頭とする野党が多数を占めれば、脱ダムの流れが一挙に現実になる――。

都議選で野党、過半数を占め、衆院選で民主党が圧勝したいまこそ、公共事業複合体にとどめを刺すときだ。

そしてこの国を、正確な情報に基づいて合理的な政策判断が行われる国に改めなければならない。そこに、政権交代の真の意義があると私は考えている。

河川行政についていえば、河川法の改正も必要になるだろう。めざすべきは、21世紀にふさわしい河川整備である。変化の方向を淀川水系流域委員会が示している。

▽「治水・利水・利用優先・環境配慮」から「環境・治水・利水・利用は一体」へ ▽「ダムと川で洪水を抑え込め防災」から「施設治水と堤防強化による減災」へ ▽「水資源開発」から「水需要管理」へ ▽「川のランド化・公園化」から「河川の生態系と共生する利用」へ ▽ダムは原則としてつくらない

問題は公共事業だけではなく

政・官・業が「複合体」を形成し、政策をゆがめているのは公共事業の世界だけの話ではない。たとえばエネルギー業界では、地域で市場を独占している全国10の電力会社と経済産業省が結び付き、関係の国会議員を巻き込んで、エネルギー政策をゆがめてきた。この「電力複合体」は、問題だらけの原子力発電を推進し、地球温暖化対策を骨抜きにしてきた。

やっかんなのは、企業とむすびついた労働組合の連合体である電力総連が民主党の支持母体であることだ。だから民主党はマニフェストで「原子力利用について着実に取り組む」とし、(電力業界に都合の悪い)再生可能エネルギーの導入についてはあいまいな言い方しかしていない。エネルギー分野での複合体崩しは容易なことではなさそうである。

エネルギー行政を担当する産業経済相に就任したのは、産業界に理解のある自動車総連出身の直嶋正行氏だ。総産相は早速、温室効果ガス削減のための有力な手段である「国内排出量取引」の導入について慎重な考え方を示し、エネルギー多消費の旧来型産業への配慮を示した。民主党との関係が薄い日本経団連などは、彼を意図的に新内閣に接近することを検討中とも伝えられる。これが島山内閣の欠点の一つである。先行きに危うさを感じるのは私一人ではあるまい。

いずれにせよ、さまざまな分野で「複合体」の力が衰えていくこれからの日本で、政策形成に大きな影響力を発揮するのは、省益や業界益にとらわれず、ときには国益さえ超えた「人類益・地球益」を追求するNGO・NPOなどの市民団体だ。ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会の役割はいよいよ重くなる。

事務局からの報告・提案・資料

事務局からの報告	18
国土交通大臣あて	
「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」(案)	21
参考資料：1 計画中・工事中のダム事業を中止させる為の課題	23
参考資料：2 河川整備基本方針と	
河川整備計画の策定に関する諸課題	27
参考資料：3 全国ダム事業の現状(国土交通省関係)	32
参考資料：4 耐越流堤防について	43
参考資料：5 費用便益計算の技術的改善を	48
参考資料：6 水需給計画の問題点	52
参考資料：7 穴あきダム問題	54
参考資料：8 補助ダム問題について	56

I 事務局からの報告

1. はじめに

8月30日の衆議院選挙で与野党が大逆転し、9月16日に民主党・社民党・国民新党からなる連立政権が発足しました。この選挙の4ヶ月前の4月25日、東京で開催した「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」で、私たちは自民党・公明党以外の各政党から、「ムダな公共事業徹底見直し」の決意表明を受けました。その決意は衆議院選挙における各党のマニフェストに盛り込まれ、選挙の争点の一つとなりました。民主党が総選挙で圧勝して、政権交代が実現しました。ハッ場ダムと川辺川ダムの中止が組閣直後に表明され、現在計画・着工中の国土交通省関係140余基のダム事業の見直しも発表されました。10月9日には「平成21年度におけるダム事業の進め方について」（下記）が発表されました。

平成21年度におけるダム事業の進め方などに関する前原国土交通大臣のコメント

1. 国及び水資源機構が実施している56のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている8事業を除く48事業については、今後、平成21年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。
2. 道府県が実施している87のダム事業の平成21年度における事業の進め方（工事の発注を含む）については、各道府県知事のご判断を尊重する。

なお、平成22年度における136（注）の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までには明らかにすることとしている。

（注）平成21年度の143事業から、平成21年度完成の6事業と中止の1事業の合計7事業を除いたもの

平成21年10月9日

ダム事業の見直しを進めている間は「新たな段階に入らないこと」というルールは1995年に発足したダム等事業審議委員会、2001年に発足した淀川水系流域委員会で採用されたものです。しかし、すでにダム本体工事に入っているダム事業の工事はこのルールではストップできませんので、来年度予算に向けて厳しい見直しが必要です。

待ちに待った「ダム事業」の見直しがようやく始まりましたが、これはこれまでの各地でダム反対運動を進めてきた成果と言えるものです。これからもダム事業を中止させるために、更なる取り組みが求められています。

この一年、全国のダム反対運動は、昨年秋における川辺川ダムや大戸川ダムに対する関係知事からの白紙撤回の要求や、名古屋市長になった河村たかし氏が木曽川水系連絡導水路に反対を表明されたことなど、「脱・ダム依存」が進み始める一方で、ハッ場ダム訴訟における行政に勝たせるための恣意的な判決、長崎県が石木ダムについて土地収用法適用の準備を進めるなど「ダム依存」の固執、というように相反する動きがあります。

辰巳ダムと内海ダム再開発に土地収用法が適用されています。両ダム計画とも補助ダムであること、事業目的が喪失していること、流域住民の公開討論会開催要請をそれぞれの起業者（石川県・香川県）が徹底して拒否していることなどが共通しています。起業者が説明責任をまったく放棄し、土地収用法を適用して強行しているダムに補助金をつける国の責任を追及することも必要です。起業者と補助金をつける国に対して、説明責任の履行を強く求めていかねばなりません。これらの補助ダムも140余基の見直しダム群に含まれているものの、工事等が新たな段階に入ることを防ぐために来年度予算の凍結を求めていかねばなりません。

この一年の取組みで特筆できるのは、4月25日の「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」の開催と成功です。衆議院選挙に向けて、全国の「ムダな公共事業」中止に取り組んでいる幅広い分野の皆さんと実行委員会を結成して準備を進め、当時のすべての野党の代表から「ムダな公共事業徹底見直し」の取組みの決意をいただきました。当時の各野党はマニフェストに「ムダな公共事業徹底見直し」を掲げて衆議院選挙を闘い、与野党逆転が実現しました。水源連はこの第2弾ダム特集版として、今回の総会と全国集会を位置付けています。そして10月26日には総会・全国集会で確認した要請書を国土交通大臣に提出することになっています。

2. 活動報告

2008年総会以降の水源連関係の主な活動・出来事を順を追って記します。

詳しくは「水源連だより」48,49,50,51号をご覧ください。

- ◇ 08年10月28日 財務省、サンルダム関連予算執行に「漁協の全面的な同意が得られなければ予算執行保留」をヒアリングで明言
- ◇ 08年12月17日 「公共事業チェック議員の会」例会で、ダム問題全国の状況報告と協力要請
- ◇ 09年1月13日 第一回「ダムによらない治水を検討する場」開催
- ◇ 09年1月下旬から 長崎県、石木ダムに土地収用法適用の動きを活発化
- ◇ 09年2月6日 四国地方整備局、内海ダム再開発事業に事業認定を与える→不服審査請求(3月2日)→事業認定取り消し訴訟(6月30日)
- ◇ 09年2月10日から3月2日
淀川水系流域関係2府4県それぞれの知事が淀川水系河川整備計画(案)に意見書提出。
6知事の意見を総合すると「大戸川ダム→不要、丹生ダム→検討中につき判断不能、川上ダム→推進」。淀川水系流域委員会の意見よりも大幅に後退しているが、地元知事たちが足並みをそろえて「大戸川ダムは不要」としたことは評価できるのではないかな。
- ◇ 09年2月26日 荒崎水害訴訟不当判決
- ◇ 09年3月3日 霞ヶ浦導水差し止め請求
- ◇ 09年3月10日 北陸地方整備局、JR東日本の信濃川発電所に関わる水利権取り消し
- ◇ 09年4月10日 「成瀬ダムをストップさせる会」住民訴訟提訴
- ◇ 09年4月18.19日 東京アースデイ参加
- ◇ 09年4月25日 「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会」
- ◇ 09年5月13.14日 最上小国ダム・成瀬ダム予定地視察
- ◇ 09年5月15日 河村たかし新名古屋市長、木曽川水系導水路事業からの撤退表明
- ◇ 09年5月～6月 ハッ場ダム訴訟、東京地裁・前橋地裁・水戸地裁が相次いで不当判決
- ◇ 09年6月 民主党、生活再建法案「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の進行に関する特別措置法案(仮称)」についてパブコメ募集
- ◇ 09年7月2日 当時の野党各党に4月25日採択の要請書を提出
- ◇ 09年9月27日 「高木仁三郎市民科学基金」報告会
「穴あきダム特別調査チーム」、中間発表

水源連活動全般を支える資金として「パタゴニア日本支社」の助成金を今年度も申請し、年間386,000円の助成を受けることができました。この助成金を有効に活用します。

II 共通課題

政権交代を背景に「ムダなダム徹底見直し」実現へ

＝前原国土交通大臣に要請すること＝

計画中・工事中のダム事業を中止させるための提案

1 ページからの「＝前原国土交通大臣に要請すること＝」を参照してください。

III 水源連活動

1. 運動の拡大・強化

- ① 各地の運動との連携強化
- ② 会員拡大
- ③ 機関紙発行（年4回発行。発行部数増えている。会員拡大にも有効）
- ④ 水源連パンフレット「ダムは要らない」（頒価100円）の活用
- ⑤ 海外との連携（水源連は RWESA-JAPAN に加入している。日本でダム建設が難しくなると、公害輸出と同じく、海外へのダム輸出が進む。ダム輸出を対象とした取り組み）
→ RWESA-J の意見交換会を企画する。
- ⑥ ホームページの充実

2. 今年度の役員体制〔案〕

顧問	矢山有作	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会計	和波一夫	
会計監査	大木一俊	（弁護士） 新設

【参考資料：1】

計画中・工事中のダム事業を中止させるための課題

1 法的にダムを中止させるために

(1) 治水面について

A. 河川整備計画

治水面でダム事業を位置づけているのは、河川整備計画である。河川整備計画から除外されれば、当該ダムは廃止の手続きがとられる（例、淀川水系の余野川ダム）。

- ① 河川整備計画が未策定の水系（ハッ場ダム、思川開発等の利根川水系、川辺川ダムの球磨川水系など）
河川整備計画は当該ダムを必要としないものを策定させる必要がある。

- ② 川整備計画が策定済みの水系（山鳥坂ダムの肱川水系、設楽ダムの豊川水系など）
河川整備計画の再策定を求め、当該ダムを必要としない整備計画を策定させる必要がある。

B. 河川整備基本方針

河川整備基本方針は現実離れしたひどく過大な基本高水流量が設定され、多くのダム建設を予定していることが多いが、あくまで長期的な方針であって、新規のダム名は明記されておらず、個々のダム事業を位置づけるものではない。

よって、次のような例外以外の水系は、河川整備基本方針の抜本的な改定はいずれ行うものとし、当面は据え置くものとする。

例外 基本方針がダムの代替手段を阻むように策定されている水系（例 球磨川水系の川辺川ダム）

球磨川水系河川整備基本方針では、人吉地点の基本高水流量が $7,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、計画高水流量が $4,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ となっている。川辺川ダムの有効な代替手段は河床の掘削による河道の流下能力のアップであるが、計画高水流量（将来の流下能力）が $4,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ に設定され、流下能力を $4,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ よりも高めることができないように仕組まれている（現状の流下能力は $3,900 \text{ m}^3/\text{秒}$ ）。

川辺川ダムが要らない治水計画を策定するためには、基本方針を改定して、計画高水流

量を大幅に高める必要がある。

(2) 利水面について

A. 水需給計画について

a. フルプラン対象地域のダム

(利根川・荒川水系、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、筑後川水系のダム)

(吉野川水系は新規のダム計画がない。)

各水系のフルプラン(水需給計画)によって、利水面での新規のダム事業が位置づけられているので、当該ダムを必要としないフルプランを策定し直す必要がある。

(ア) 水需給計画策定のガイドラインの策定

次のガイドラインをたとえば国交省水資源部で策定する。

- ① 水需要予測の方法(実績とかけ離れた予測を排除するルール)
- ② 保有水源の評価方法(地下水の水源量の適正評価、不安定水利権とされているものの評価方法等)
- ③ 10年に1回の渇水年の保有水源減少率の適正な算出法

(イ) ガイドラインによる都府県別の水需給計画の策定し直し

上記のガイドラインに基づき、各都府県に対してそれぞれの水需給計画の再策定を求める。同時に、国交省水資源部でも都府県別の水需給計画を策定して、各都府県で行った水需給計画を検証する。

b. フルプランの対象地域以外のダム

フルプランの対象地域以外のダムについては当該ダムを利水面で位置づける水需給計画は法的には存在しないが、当該ダムを実質的に位置づけている水需給計画を改定する必要がある。

そこで、国交省の管轄外であるが、上記のガイドラインをフルプラン対象外の都道府県に、さらに厚生労働省水道課を通して各水道事業者、経済産業省を通して各工業用水道事業者に送って、ガイドラインに沿った水需給計画の再策定を求める。(当該ダムを必要としない水需給計画の再策定)

B. 暫定水利権について

ダム建設を前提とした暫定水利権によってダム事業への参加を余儀なくされている水道異業者、工業用水道事業者が少なからずある。その暫定水利権の大半は実態としては今まで取水に支障をきたしたことがなく、安定水利権と変わらないものである、不合理な水利許可制度を改めて、一定の条件の下に安定水利権に変えるようにする。

a. 現行の水利権許可制度の問題点の整理

b. 新たな水利権許可のルール策定（取水の実態に合わせた水利権許可のルール）

（3）ダムの費用便益計算

当該ダムの中止を決定するためには、政策評価法（行政機関が行う政策の評価に関する法律）に基づき、第三者機関（事業評価監視委員会等）から「中止が妥当」という答申が出なければならない。この判断基準は当該ダムの費用便益比が 1 を超えているかどうかである。

ところが、この費用便益計算はきわめて恣意的のものであって、最初から 1 を超えるような計算が行われるようになっているので、計算方法のルールを抜本的に改善する必要がある。

A. 治水経済調査マニュアルの改正

洪水の便益計算は、治水経済調査マニュアルに基づいて行われており、このマニュアル自体に大きな問題がある。特に改正すべきことは次の通りである。

- ① 対象流域をいくつかのブロックに分けて氾濫計算を行うが、マニュアルでは各ブロックそれぞれで氾濫するという前提で計算することになっている。実際には一つのブロックで氾濫すれば、洪水位が下がり、他のブロックでは氾濫が起きにくくなる。
- ② マニュアルでは計画高水位を超えれば堤防が決壊することになっているが、実際には余裕高があるから、氾濫することは決してない。

実際に起こりうる氾濫を再現するマニュアルに改正する必要がある。

B. 「流水の正常な機能の維持」の便益の計算方法の確立

「流水の正常な機能の維持」の便益についてはその計算方法がないということで身替り建設費が使われている。身替り建設費は費用そのものであるから、この方法では「流水の正常な機能の維持」単独の費用便益比は必ず 1 を超えてしまう。

「流水の正常な機能の維持」の便益について合理的な計算方法を確立する必要がある。

C. ダム建設によるマイナス面の費用の計算方法の確立

ダム建設によるマイナス面（堆砂の除去費用、地すべり対策工事費など）の費用もダムの費用に加算できるように、その計算方法を確立する。

D. 各ダムの費用便益比の再計算

上記の 1) ～ 3) を踏まえて、各ダムの事業者が費用便益比の再計算を行うようにする。

2 ダムによらない治水対策技術の確立

(1) 洪水をできるだけ河道で処理するための見直し

A. 正しい流下能力の計算方法の確立

今までは河道の流下能力が過小評価されることが多かったので、実績洪水のデータに合わせて、河道流下能力を正しく計算する方法を確立する。

B. 耐越水堤防の技術の確立

円山川等で実施されている耐越水堤防の技術を確立する。必ずしも完全な耐越水堤防を求めるのではなく、現実の河川予算で実施できる範囲のものを選択する。

耐越水堤防の技術が確立されれば、計画高水位ではなく、堤防天端までの洪水位の流下が可能となり、流下能力を大幅に増やすことができる。

さらに、堤防を超える洪水に対しても一定の安全度を確保することが可能となる。

(2) ダムによらないその他の治水対策技術の検討

遊水地、霞堤など、その他の治水対策技術を検討する。

3 当該ダムの地域において徹底した議論が行える場の設定

当該ダムの地域でダム事業者側とダム見直し側が公開の場でダム事業の是非について徹底した議論が行えるようにする。

参考になるのは淀川水系流域委員会と川辺川ダムの住民討論集会である。

(1) 淀川水系流域委員会方式

- ① 流域委員会の委員 : 一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議が審議して決定（第一次、二次委員会まで）。
- ② 流域委員会の運営 : 委員が自主的に決定し、事務局は民間シンクタンクが担当
- ③ 公開性 : 会議、会議資料、議事録等はすべて公開
- ④ 一般住民の意見 : 一般住民からも意見書が提出され、会議では傍聴席からも意見を述べる時間がとられた。

(2) 川辺川ダム住民討論集会方式

- ① 登壇者：ダム事業者側とダム見直し側からそれぞれ数人登壇して、討論を行った。
- ② コーディネーター：熊本県の理事がつとめた。
- ③ 公開性：討論の場、集会の資料などはすべて公開
- ④ 一般住民の意見 : 会場からも意見が言う場が設けられた。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に関する諸問題

1 河川整備基本方針

2008 年度末までに全国の一級水系 109 水系のすべてについて、国直轄区間の河川整備基本方針が策定された。

二級水系の河川整備基本方針の策定も進められているが、その策定状況のデータは未入手である。なお、一級水系の都道府県管理区間(指定区間)は河川整備計画のみが策定されることになっている。

(1) 従来の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量(最大洪水流量の想定値)の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによって本来は不要なダム建設を進める口実をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは 25～40 年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積されてきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25～40 年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめてしまったため、基本高水流量の科学的な見直しが行われないまま、河川整備基本方針が策定されてきている。

一級水系における河川整備基本方針の基本高水流量の設定状況は表 1 のとおりで、基本高水流量を従来の値より小さくした水系は皆無である。

工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲した水系	97 水系
工事実施基本計画の基本高水流量より大きくした水系	12 水系
工事実施基本計画の基本高水流量より小さくした水系	0 水系

(2) 河川整備基本方針の意味

① 単なる看板としての河川整備基本方針(利根川、多摩川などの多くの水系)

策定された一級水系の河川整備基本方針をみると、工事実施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実には実施することが困難な計画になっていることが多い。たとえば、多摩川は基本高水流量(石原地点)が毎秒 8,700 m³、計画高水流量が 6,500 m³であって、洪水調節必要量が 2,200 m³であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新規のダム建設は不可能と言ってよい。2,200 m³の洪水調節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のない、宙に浮いたものになっている。

一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川整備の内容を定めるものであるから、現実性がなければならぬ。そこで、多摩川のような河川の場合は、河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。(表2参照)

多摩川の場合、基本高水流量が毎秒8,700m³(石原地点)、整備計画の目標流量は4,500m³であり、後者は前者の52%にとどまっている。他の河川でも河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定していることが多い。

河川整備計画の目標流量と基本高水流量との乖離をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国交省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害がもたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げて、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであって、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇〇m³です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

② ダム建設に直結する河川整備基本方針(球磨川水系)

一般的に言えば、河川整備基本方針は基本高水流量や計画高水流量を定めるものの、あくまで長期的な方針を示すものであって、ダム名までは記載されない。ところが、球磨川の場合は川辺川ダムの治水上の位置づけが大きく、河川整備基本方針の段階でダム名を記載しなくても川辺川ダムを前提とした内容になっている。

従来の工事実施基本計画では、人吉地点の基本高水流量が7,000m³/秒、計画高水流量が4,000m³/秒で、既設の市房ダム(400m³/秒の効果)と新設の川辺川ダムで3,000m³/秒の調節を行うことになっていた。現在の流下能力は国土交通省の計算では3,900m³/秒であるから、工事実施基本計画は川辺川ダムをつくり、河道整備を少し行えば、完結する治水計画になっていた。

河川整備基本方針はこの基本高水流量と計画高水流量をそのまま踏襲したため、川辺川ダムの名を記載しなくても、工事実施基本計画と同様、川辺川ダムを前提としたものとなっている。

したがって、球磨川については、川辺川ダムの建設を中止させるためには河川整備基本方針の基本高水流量と計画高水流量の数字を見直すことが必要である。

2 河川整備計画

全国の一級水系109水系のうち、今までに河川整備計画が策定された水系は表2のとおり、2009年10月現在で56水系である。

二級水系および一級水系の都道府県管理区間(指定区間)の河川整備計画の策定も進められているが、その策定状況のデータは未入手である。

(1) 河川整備計画の内容

① 計画目標流量

策定された一級水系の河川整備計画の内容を見ると、表2のとおり、ほとんどの水系では計画目標流量(想定最大洪水流量)として戦後最大流量や観測後最大流量、第二位流量を採用している。ただし、戦後最大流量や観測後最大流量などといっても、実際の観測流量そのものではなく、計算流量であったり、氾濫戻しを加えたりして、実際の観測流量よりかなり水増しされていることが多い。

計画目標流量と河川整備基本方針の基本高水流量との関係を見ると、28水系の計画目標流量は基本高水流量の8割以下になっており、基本高水流量が達成困難な過大な数字になっていることを物語っている。基本高水流量との比が最も小さいのは、上述の多摩川の52%、次いで岩木川(青森県)の53%、三番目が由良川(京都府等)の55%である。

② ダム計画

56水系のうち、28水系で新規のダム計画(ダム再開発を含む)が河川整備計画に盛り込まれている。

多くの水系では整備計画の計画目標流量が基本高水流量よりもかなり小さくなっているにもかかわらず、すでにダム計画がある水系ではダム計画がしっかりと整備計画に位置づけられている。

特に、28水系のうちの11水系では、計画目標流量が河川整備基本方針の計画高水流量(河道で対応する最大流量)以下であって、整備計画段階で河道の整備を優先的に進めれば、ダム計画が不要になるにもかかわらず、逆にダム計画を優先する計画になっている。

〔補足〕 都道府県が策定する河川整備基本方針と河川整備計画

（１）二級水系の場合

都道府県が河川整備基本方針と河川整備計画を策定する。

策定に当たって都道府県知事は国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。（河川法第七十九条）

仮に都道府県が河川整備基本方針で従来の基本高水流量（工事実施基本計画の値）を切り下げようとしても、国土交通省の同意という関門がある。その結果、二級水系の場合も基本高水流量はほとんど従来の値かまたはそれより大きい値が設定されている。

（２）一級水系の都道府県管理区間（指定区間）の場合

都道府県は河川整備計画のみを策定する（河川法施行令第二の二）。国が策定する一級水系の河川整備基本方針は国直轄区間だけであるので、指定区間は基本方針がないままとなる。なお、改正前の河川法でも、工事実施基本計画の策定は都道府県への委任事項から外されていた。

都道府県はこの河川整備計画の策定に当たって、国土交通大臣の認可を得なければならない。（河川法第七十九条）

国は河川整備計画の認可に際して都道府県に将来の目標流量（基本高水流量）も聞き、従来の基本高水流量^{〔注１〕}を下げることはないかどうかをチェックしているようである。

長野県の浅川（一級水系・信濃川水系の県管理区間）で浅川ダム計画が復活した背景として、浅川の河川整備計画に対して国の認可が下りなかったことがあるとされている。

〔注２〕

〔注１〕 従来の基本高水流量は工事実施基本計画ではなく、補助金申請のための「全体計画」（正式名称は「河川改良工事全体計画」）で定められたものである。

〔注２〕 浅川の河川整備計画は、計画規模を従来と同じ1/100とし、従来の基本高水流量と同じ値を整備目標流量として、浅川ダムの洪水調節が必要であるとしている。しかし、同じ長野県の砥川と上川（一級水系・天竜川水系の県管理区間）の河川整備計画では、計画規模を従来の1/100から1/50に落とし、従来の基本高水流量より小さい値を整備目標流量とした。それにより、蓼科ダム、下諏訪ダムを当面は必要がないものとし、実質的に中止するようにした。同じ手法をなぜ浅川で使わなかったのか。やはり、浅川ダム計画が先にあったということである。

[参考] 河川整備基本方針と河川整備計画について

1997 年の河川法の改正で各水系の河川整備基本方針と河川整備計画が策定されることになった。

- 河川整備基本方針 河川整備の長期的な目標を定める。ダム等の事業名は記載しないが、基本高水、計画高水流量の設定によりダム等と河道への洪水流量の配分を決める。
- 河川整備計画 河川整備基本方針の目標の範囲で今後 20～30 年間に河川整備の事業計画を定める。河川施設の名を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の治水上の上位計画になる。

旧河川法時代の工事実施基本計画との違い

旧河川法時代に策定されていたのは工事実施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていた。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事実施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっているが、河川整備計画と工事実施基本計画は意味するところが全く違うので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することである。

- 工事実施基本計画は
- ① 環境の視点がない。
 - ② 地域の意見を反映したものではない。
 - ③ 長期目標と事業計画が混在している。

河川法

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

全国のダム事業の状況（国土交通省関係）

（2009年10月現在）

継続中のダム事業

		事業数
直轄事業 (国交省)	ダム	47
	流況調整河川事業	2
水資源機構事業		7
補助事業 (都道府県)	ダム	62
	生活貯水池	25
計		143

（生活貯水池：有効貯水容量が100万m³以下のダム）

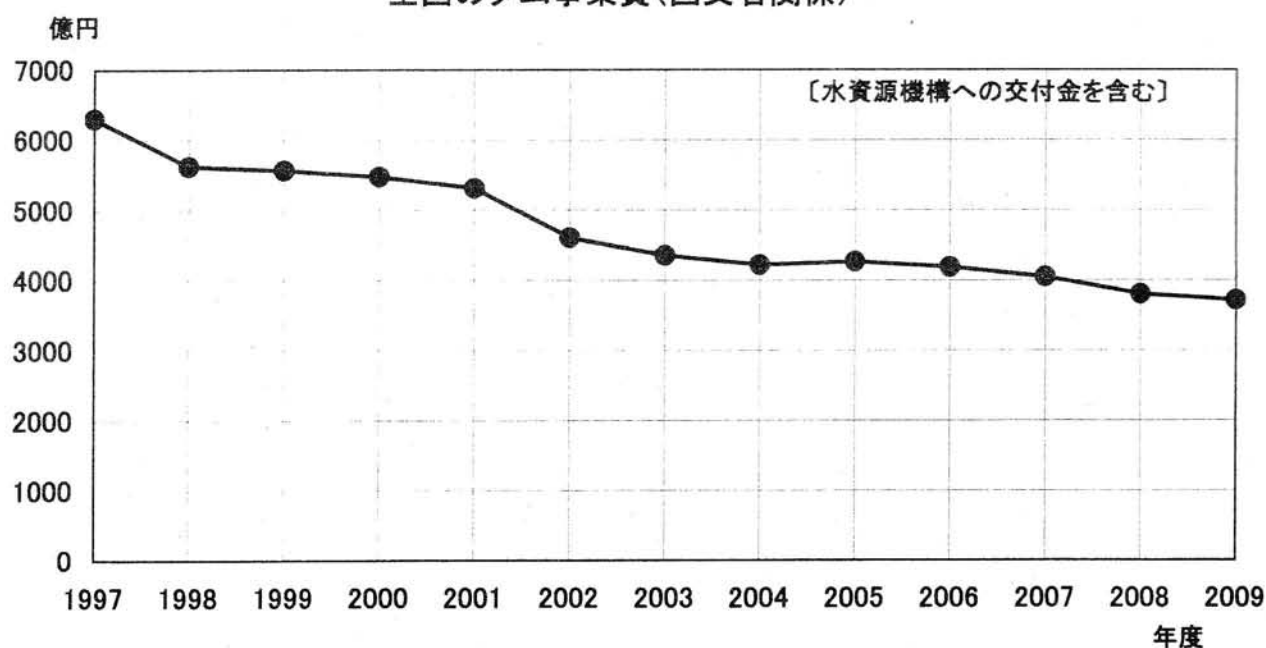
農林水産省関係

	事業数
継続中のダム	21

中止になったダム事業

中止決定年	ダム	生活貯水池	計
1996 年度	4	0	4
1997 年度	3	3	6
1998 年度	4	3	7
1999 年度	0	0	0
2000 年度	33	14	47
2001 年度	3	5	8
2002 年度	12	2	14
2003 年度	8	2	10
2004 年度	1	2	3
2005 年度	5	0	5
2006 年度	2	2	4
2007 年度	2	0	2
2008 年度	2	0	2
2009 年度	3	0	3
計	82	33	115

全国のダム事業費（国交省関係）



中止になったダム事業(国土交通省関連)

(2009年10月現在)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
[直轄事業] 日橋川上流総合開発(福島) 稲戸井調節池総合開発(茨城) [補助事業] 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)	[補助事業] 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)	[補助事業] 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)
2000年度から	2001年度から(続)	2002年度から
[直轄事業] 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業	[補助事業] 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザ力生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	[補助事業] 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)
2001年度から		2003年度から
[直轄事業] 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本) [公団事業] 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) [大谷川分水・行川ダム]		[直轄事業] 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山) [公団事業] 栗原川ダム(群馬) [補助事業] 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)
2004年度から		2005年度から
[直轄事業] 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄) [公団事業] 戸倉ダム(群馬)	[補助事業] 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟) 倉瀬ダム(群馬)[凍結]	[直轄事業] 木曾川流水総合改善事業(岐阜) [補助事業] 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)
2006年度から	2007年度から	2008年度から
[補助事業] 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野)	[補助事業] 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)	[補助事業] 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)
2009年度から		
[直轄事業] 余野川ダム(大阪) 上矢作ダム(岐阜) [補助事業] 芹谷ダム(滋賀県)		

	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 洪水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
						工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
37	姫川	新潟県等	722	1/100	山本	5,000	5,000	5,000	5,000	0	1969年	2008年度	
38	黒部川	富山県	682	1/100	豊本	7,200	7,200	6,200	6,500	700	1975年	2006年度	
39	常陸寺川	富山県	368	1/150	熊岩	4,600	4,600	4,600	4,600	0	1975年	2005年度	
40	神通川	富山県等	2,720	1/150	神通大橋	9,700	9,700	7,700	7,700	2,000	1979年	2008年度	
41	庄川	富山県等	1,180	1/150	雄神	6,500	6,500	5,800	5,800	700	1987年	2007年度	
42	小矢部川	富山県等	667	1/100	津沢	1,300	1,600	1,300	1,300	300	1967年	2007年度	
43	手取川	石川県	809	1/100	鶴来	6,000	6,000	5,000	5,000	1,000	1967年	2003年度	2006年度
44	梯川	石川県	271	1/100	小松大橋	1,700	1,700	1,000	1,000	700	1966年	2008年度	
45	狩野川	静岡県	852	1/100	大仁	4,000	4,000	4,000	4,000	0	1968年	2000年度	2005年度
46	富士川	静岡県等	3,990	1/150	北松野	16,600	16,600	16,600	16,600	0	1974年	2002年度	2006年度
47	安倍川	静岡県	567	1/150	手越	5,500(1/80)	6,000	5,500	6,000	0	1966年	2004年度	2007年度
48	大井川	静岡県	1,280	1/100	神座	11,500	11,500	9,500	9,500	2,000	1974年	2006年度	
49	菊川	静岡県	158	1/100	国安	1,500	1,500	1,500	1,500	0	1974年	2005年度	
50	天竜川	長野県等	5,090	1/150	鹿島	19,000	19,000	14,000	15,000	4,000	1973年	2008年度	
51	豊川	愛知県	724	1/150	石田	7,100	7,100	4,100	4,100	3,000	1971年	1999年度	2001年度
52	矢作川	愛知県等	1,830	1/150	岩津	8,100	8,100	6,400	6,400	1,700	1974年	2006年度	
53	庄内川	愛知県等	1,010	1/200	根柢島	4500(1/200)	4,700	4,200	4,400	300	1975年	2005年度	2007年度
54	木曽川	岐阜県等	9,100	1/200	犬山	16,000(1/100)	19,500	12,500	13,500	6,000	1969年	2007年度	2007年度
	長良川	岐阜県等		1/100	忠節	8,000(既往最大)	8,900	7,500	8,300	600	1965年	2007年度	2007年度
	揖斐川	岐阜県		1/100	万石	6,300	6,300	3,900	3,900	2,400	1969年	2007年度	2007年度
55	鈴鹿川	三重県	323	1/150	高岡	3,900	3,900	3,900	3,900	0	1971年	2008年度	
56	雲出川	三重県	550	1/100	雲出橋	8,000	8,000	6,100	6,100	1,900	1986年	2006年度	
57	瀬田川	三重県	461	1/100	西郡橋	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年	2003年度	2005年度
58	宮川	三重県	920	1/100	岩出	8,400	8,400	7,600	7,600	800	1976年	2007年度	
59	由良川	京都府等	1,880	1/100	福知山	6,500	6,500	5,600	5,600	900	1966年	1999年度	2003年度
60	淀川	滋賀県等	8,240	1/200	枚方	17,000	17,500(調整池からの 流出量)	12,000	12,000	5,500	1971年	2007年度	
61	大和川	奈良県等	1,070	1/200	柏原	5,200	5,200	5,200	4,800	400	1976年	2008年度	
62	円山川	兵庫県	1,300	1/100	立野	6,400	6,400	5,400	5,600	800	1988年	2007年度	
63	加古川	兵庫県	1,730	1/150	国包	9,000	9,000	7,400	7,400	1,600	1982年	2008年度	
64	播磨川	兵庫県	810	1/100	龍野	3,900	3,900	3,300	3,400	500	1988年	2006年度	
65	紀の川	和歌山県等	1,750	1/150	船戸	16,000	16,000	12,000	12,000	4,000	1974年	2005年度	
66	新宮川(熊野川)	和歌山県等	2,360	1/100	相賀	19,000	19,000	19,000	19,000	0	1970年	2008年度	
67	九頭竜川	福井県等	2,930	1/150	中角	8,600	8,600	5,500	5,500	3,100	1979年	2005年度	2006年度
68	北川	滋賀県	211	1/100	高塚	1,900	1,900	1,900	1,800	100	1971年	2008年度	
69	千代川	鳥取県	1,190	1/100	行徳	6,300	6,300	5,500	5,700	600	1984年	2006年度	2007年度
70	天神川	鳥取県	490	1/100	小田	3,500	3,500	3,500	3,500	0	1968年	2006年度	
71	日野川	鳥取県	870	1/100	車尾	5,100	5,100	4,600	4,600	500	1989年	2008年度	
72	斐伊川	島根県等	2,070	1/150	上島	5,100	5,100	4,500	4,500	600	1976年	2002年度	

	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		万人等の 洪水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
						工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
73	江の川	えの	3,900	1/100	江津	14,500	14,500	10,700	10,700	3,800	1973年	2007年度	
74	高津川	たかつ	1,090	1/100	高角	4,200(高津)(既往最大)	5,200	4,200(高津)	4,800	300	1968年	2006年度	
75	吉井川	よいい	2,110	1/150	岩戸	11,000	11,000	7,500	8,000	3,000	1973年	2008年度	
76	旭川	あさひ	1,810	1/150	下牧	8,000	8,000	6,000	6,000	2,000	1992年	2007年度	
77	高梁川	たかはし	2,670	1/150	船穂	13,700	13,700	12,200	13,400	300	1989年	2007年度	
78	芦田川	あしだ	860	1/100	山手	3,500	3,500	2,800	2,800	700	1970年	2004年度	
79	太田川	おおた	1,710	1/200	玖村	12,000	12,000	7,500	8,000	4,000	1975年	2006年度	
80	小瀬川	おせ	340	1/100	両国橋	3,400	3,400	1,000	1,000	2,400	1974年	2008年度	
81	佐渡川	さば	460	1/100	新橋	3,500	3,500	2,900	2,900	800	1974年	2006年度	
82	吉野川	よしの	3,750	1/150	岩津	24,000	24,000	18,000	18,000	6,000	1982年	2005年度	
83	那賀川	なか	874	1/100	古庄	11,200	11,200	9,000	9,300	1,900	1998年	2006年度	2007年度
84	土器川	どき	140	1/100	緑川橋	1,700	1,700	1,350	1,700	0	1990年	2007年度	
85	豊後川	しげのぶ	445	1/150	出合	3,300	3,300	3,000	3,000	300	1995年	2006年度	
86	駄川	ひじ	1,210	1/100	大洲	6,300	6,300	4,700	4,700	1,600	1973年	2003年度	2004年度
87	物部川	もののべ	508	1/100	深瀬	5,400	5,400	4,740	4,900	500	1968年	2006年度	
88	仁淀川	にょど	1,560	1/100	伊野	17,000	17,000	14,000	14,000	3,000	1989年	2007年度	
89	津川(四万十川)	わたり	2,270	1/100	具同	17,000	17,000	14,000	14,000	3,000	1983年	2008年度	
90	遠賀川	おんが	1,026	1/150	日の出橋	4,800	4,800	4,800	4,800	0	1974年	2004年度	2007年度
91	山国川	やまくに	540	1/100	下唐原	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年	2006年度	
92	筑後川	ちくご	2,863	1/150	荒瀬	10,000	10,000	6,000	6,000	4,000	1995年	2003年度	2006年度
93	矢部川	やべ	647	1/100	船小屋	3,500	3,500	3,000	3,000	500	1971年	2007年度	
94	松浦川	まつうら	446	1/100	松浦橋	3,800	3,800	3,400	3,500	300	1975年	2006年度	
95	六角川	ちっかく	341	1/100	住ノ江橋	2,200	2,200	2,000	1,800	600	1970年	2008年度	
96	嘉瀬川	かせ	368	1/100	官人橋	3,400	3,400	2,500	2,500	900	1973年	2006年度	2007年度
97	本明川	ほんみょう	87	1/100	裏山	1,070	1,070	810	810	280	1991年	2000年度	2004年度
98	菊池川	きくち	996	1/100	玉名	4,500	4,500	3,800	3,800	700	1970年	2007年度	
99	白川	しら	480	1/150	代継橋	3,400	3,400	3,000	3,000	400	1980年	2000年度	2002年度
100	緑川	みどり	1,100	1/150	城南	5,300	5,300	4,200	4,200	1,100	1989年	2007年度	
101	球磨川	くま	1,860	1/80	人吉	7,000	7,000	4,000	4,000	3,000	1966年	2007年度	
102	大分川	おおいた	650	1/100	府内大橋	5,700	5,700	5,000	5,000	700	1979年	2005年度	2006年度
103	大野川	おのの	1,465	1/100	白滝橋	11,000	11,000	9,500	9,500	1,500	1974年	1999年度	2000年度
104	善匠川	ぜんしやう	464	1/100	善匠橋	3,000(既往最大減量)	3,800	3,000	3,800	0	1967年	2003年度	2006年度
105	五ヶ瀬川	ごかせ	1,820	1/100	三橋	6,000(既往最大減量)	7,200	6,000	7,200	0	1966年	2003年度	2007年度
106	小丸川	おまる	474	1/100	高城	3,800(既往最大)	5,700	3,000	4,700	1,000	1967年	2007年度	
107	大淀川	おおとど	2,230	1/150	柏田	7,500(1/70)	9,700	7,000	8,700	1,000	1965年	2002年度	2005年度
108	川内川	せんたい	1,600	1/100	川内	9,000	9,000	7,000	7,000	2,000	1963年	2007年度	
109	肝属川	きもつぎ	485	1/100	侵瀬	2,500	2,500	2,300	2,500	0	1981年	2006年度	

表2 一級水系の河川整備計画(2009年10月現在)

水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				河川整備基本方針			①/③	①/②	【参考】戦後最大流量(m ³ /秒)
			① 計画目標流量(m ³ /秒)	想定洪水	ダム等治水調節量(m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)	策定年度	② 基本洪水流量(m ³ /秒)	基本方針の計画規模			
1	天塩川	北海道	養平	戦後最大	500	(増築内ダム)、サンルダム	2007年度	6,400	1/100	0.89	0.77	観測
2	常呂川	北海道	北見	戦後最大	100	(龍ノ子ダム)	2008年度	1,900	1/100	0.74	0.88	観測
3	留萌川	北海道	大和田	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水池	2001年度	1,300	1/100	0.81	1.31	観測+氾濫限
4	石狩川下流	北海道	石狩大橋	戦後最大	2,700	(既設ダム群)タヌシマ、ハロダム、新桂沢ダム、三笠ダム、千歳川遊水池、中流遊水池	2007年度	18,000	1/150	0.80	1.03	観測(氾濫限+加算) 11,330 (12,080)
5	後志利別川	北海道	今金	戦後最大	200	(美利河ダム)	2007年度	1,600	1/100	0.75	0.96	観測
6	釧路川	北海道	釧路	戦後最大	0		2008年度	3,600	1/100	0.83	0.83	観測
7	沙流川	北海道	平取	戦後最大	1,600	(二風谷ダム)、平取ダム	2007年度	6,600	1/100	0.92	1.22	観測
8	釧路川	北海道	標茶	戦後最大	0		2007年度	1,200	1/100	0.85	0.65	観測
9	岩木川	青森県	五所川原	戦後最大	400	津軽ダム	2006年度	5,500	1/100	0.53	0.76	観測+氾濫限
10	富田川	青森県	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70m	0		2005年度	ピーク水位 1.70m	1/100			
11	名取川	宮城県	名取橋	戦後最大	700	(送陽ダム、大倉ダム)	2009年度	4,700	1/150	0.72	1.00	観測+氾濫限+ダム調節
12	鳴瀬川	宮城県	三本木	戦後最大	600	(瀬川ダム)、田川ダム、高砂子ダム	2008年度	4,100	1/100	0.83	1.03	観測
13	阿武隈川	福島県等	岩沼	戦後最大	1,000	既設遊水池の拡充と900万m ³ の遊水池の新設	2006年度	10,700	1/150	0.85	0.99	観測
14	米代川	秋田県等	二ツ井	戦後最大	800	森吉山ダム、砂子沢ダム	2004年度	9,200	1/100	0.85	0.95	観測
15	子吉川	秋田県等	二十六木橋	戦後最大	400	黒瀬ダム	2005年度	3,100	1/150	0.77	1.04	再現計算
16	最上川	山形県	西羽橋	戦後最大	600	(蔵河江ダム、白川ダム)、長井ダム	2002年度	9,000	1/150	0.84	0.95	再現計算
17	多摩川	東京都等	石原	戦後最大	0		2000年度	8,700	1/200	0.52	0.69	観測
18	鶴見川	神奈川県等	末吉橋	戦後最大	360	遊水池等	2006年度	2,600	1/150	0.72	1.03	観測
19	荒川	新潟県等	花立	1/85洪水	1,000	(大石ダム)、横川ダム	2003年度	8,000	1/100	0.94	1.15	戦後最大の再現計算
20	庄川	富山県等	越中	戦後最大	200	利根ダム	2006年度	6,500	1/150	0.65	0.72	観測
21	手取川	石川県	鶴米	1/100洪水	1,000	(大田川ダム、手取川ダム)	2006年度	6,000	1/100	1.00	1.20	戦後最大の観測
22	神通川	静岡県	大仁	1/50洪水	0		2005年度	4,000	1/100	0.78	0.78	観測
23	富士川	静岡県等	北松野	戦後最大	0		2006年度	16,600	1/150	0.86	0.89	推定
24	安倍川	静岡県	手越	戦後最大	0		2007年度	6,000	1/150	0.82	0.82	観測
25	天竜川	長野県等	鹿島	戦後最大	1,500	(美和ダム)天竜川ダム群再編	2009年度	19,000	1/150	0.79	1.00	観測+氾濫限+ダム調節
26	墨川	愛知県	石田	戦後最大	550	飯津ダム	2001年度	7,100	1/150	0.65	1.13	観測
27	矢作川	愛知県等	岩津	戦後最大	600	(矢作ダム)	2009年度	8,100	1/150	0.77	0.97	観測+氾濫限+ダム調節

	水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				河川整備基本方針			①/②	①/②	【参考】戦後最大流量(m ³ /秒)
				計画目標流量(m ³ /秒)	想定洪水	ダム等治水調節量(m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)	策定年度	② 基本高水流量(m ³ /秒)	基本方針の計画規模	計画高水流量(m ³ /秒)		
28	庄内川	愛知県等	枇杷島	3,900	戦後最大	200	小星川ダム、小田井遊水地等	2007年度	4,700	1/200	4,400	0.87	戦後(氾濫長し加算) 3,500 (3,800)
29	木曽川	岐阜県等	犬山	15,500	戦後最大	4,000	(既設ダム群)、新丸山ダム	2007年度	19,500	1/200	13,500	0.65	観測 14,099
30	長良川	岐阜県等	忠節	8,100	戦後最大	400	遊水地等	2007年度	8,900	1/100	8,300	0.91	観測 7,667
31	掛菱川	岐阜県	万石	5,000	戦後最大	1,100	(徳山ダム)、横山ダム等開発	2007年度	6,300	1/100	3,900	0.79	観測 4,540
32	幡田川	三重県	両都橋	4,100	戦後最大	600	(蓮ダム)	2005年度	4,800	1/100	4,300	0.65	観測 3,800
33	関川	新潟県等	高田	2,600	戦後最大	0		2008年度	3,700	1/100	3,700	0.70	観測+氾濫長し 2,500
34	由良川	京都府等	福知山	3,600	戦後第四位	0		2003年度	6,500	1/100	5,600	0.55	観測 3,636
35	淀川	滋賀県等	枚方	8,500 程度	戦後最大	?	(日吉ダム等)川上ダム等	2008年度	17,500	1/200	12,000	—	観測 7,800
36	九頭竜川	福井県	中角	8,100	戦後最大	2,600	既設ダム(九頭竜ダム、真名川ダムなどの有効活用、足羽川ダム)	2006年度	8,600	1/150	5,500	0.94	観測+氾濫長し+ダム調節 6,200
37	千代川	鳥取県	行徳	4,300	戦後最大	100	蔵ダム	2007年度	6,300	1/100	5,700	0.68	観測 4,300
38	高津川	島根県	高角	4,900	既往第二位	0		2008年度	5,200	1/100	4,900	0.94	推定 5,000
39	芦田川	広島県	山手	2,600	戦後第二位	500	(八田原ダム)	2009年度	3,500	1/100	2,800	0.74	(第二位)観測+氾濫長し 1,650
40	吉野川	徳島県等	岩津	19,400	戦後最大	2,800	(早明浦・富源・新宮・栗瀬・池田ダム)	2009年度	24,000	1/150	18,000	0.81	観測 16,400
41	那賀川	徳島県	古庄	9,000	戦後最大	500	既設の長安口ダムの改造	2007年度	11,200	1/100	9,300	0.80	推定 9,000
42	香信川	愛媛県	出合	2,500	戦後最大	0		2008年度	3,300	1/150	3,000	0.76	観測 2,240
43	肱川	愛媛県	大洲	5,000	戦後最大	1,100	(野村ダム、徳野川ダム)、山島坂ダム	2004年度	6,300	1/100	4,700	0.79	推定 5,000
44	中筋川	高知県	磯ノ川	1,000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム	2001年度	1,200	1/100	850	0.63	再現計算 1,000
45	遠賀川	福岡県	日の出橋	3,800	既往最大(1/40)洪水	0		2007年度	4,800	1/150	4,800	0.79	再現計算 3,243
46	筑後川	佐賀県等	荒瀬	6,900	1/50洪水	1,700	(松原・下釜ダム)、大山ダム	2006年度	10,000	1/150	6,000	0.69	再現計算 9,100
47	松浦川	佐賀県	松浦橋	2,900	戦後第二位	200	(熊本ダム)	2009年度	3,800	1/100	3,500	0.76	再現計算 3,706
48	嘉瀬川	佐賀県	官人橋	2,200	戦後第三位	700	嘉瀬川ダム	2007年度	3,400	1/100	2,500	0.65	再現計算 3,400
49	本明川	長崎県	裏山	1,070	戦後最大	290	本明川ダム	2005年度	1,070	1/100	810	1.00	再現計算 1,070
50	白川	熊本県	代蔵橋	2,300	1/20~1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群	2000年度	3,400	1/150	3,000	0.68	観測(上流に遊水池あり) 1,800
51	大分川	大分県	府内大橋	5,300	1/70洪水	400	(芦川ダム)、大分川ダム	2006年度	5,700	1/100	5,000	0.93	観測+ダム調節 4,267
52	大野川	大分県等	白滝橋	9,500	既往最大	0		2000年度	11,000	1/100	9,500	0.86	観測 8,890
53	香匠川	大分県	香匠橋	3,100	観測後最大	600		2006年度	3,600	1/100	3,600	0.86	観測 2,740
54	五ヶ瀬川	宮崎県	三輪	6,500	戦後最大	0		2007年度	7,200	1/100	7,200	0.90	観測 6,441
55	大淀川	宮崎県	柏田	8,100	1/50洪水	900	(岩瀬・城北・城南ダム)	2005年度	9,700	1/150	8,700	0.94	観測または推定 8,040
56	川内川	鹿児島県等	川内	8,400	戦後最大	2,400	鶴田ダム改造	2009年度	9,000	1/100	7,000	0.93	観測+氾濫長し+ダム調節 8,400

	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 治水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
						工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
37	淀川	新潟県等	722	1/100	山本	5,000	5,000	5,000	5,000	0	1969年	2008年度	
38	黒部川	富山県	682	1/100	聖本	7,200	7,200	6,200	6,500	700	1975年	2006年度	
39	常陸寺川	富山県	368	1/150	龍岩	4,600	4,600	4,600	4,600	0	1975年	2005年度	
40	神通川	富山県等	2,720	1/150	神通大橋	9,700	9,700	7,700	7,700	2,000	1979年	2008年度	
41	庄川	富山県等	1,180	1/150	雄神	6,500	6,500	5,800	5,800	700	1987年	2007年度	
42	小矢部川	富山県等	667	1/100	津沢	1,300	1,600	1,300	1,300	300	1967年	2007年度	
43	手取川	石川県	809	1/100	鶴来	6,000	6,000	5,000	5,000	1,000	1967年	2003年度	2006年度
44	梯川	石川県	271	1/100	小松大橋	1,700	1,700	1,000	1,000	700	1966年	2008年度	
45	狩野川	静岡県	852	1/100	大仁	4,000	4,000	4,000	4,000	0	1968年	2000年度	2005年度
46	富士川	静岡県等	3,980	1/150	北松野	16,600	16,600	16,600	16,600	0	1974年	2002年度	2006年度
47	安倍川	静岡県	567	1/150	手越	5,500(1/80)	8,000	5,500	6,000	0	1966年	2004年度	2007年度
48	大井川	静岡県	1,280	1/100	神座	11,500	11,500	9,500	9,500	2,000	1974年	2006年度	
49	菊川	静岡県	158	1/100	国安	1,500	1,500	1,500	1,500	0	1974年	2005年度	
50	天竜川	長野県等	5,090	1/150	鹿島	19,000	19,000	14,000	15,000	4,000	1973年	2008年度	
51	豊川	愛知県	724	1/150	石田	7,100	7,100	4,100	4,100	3,000	1971年	1999年度	2001年度
52	矢作川	愛知県等	1,830	1/150	岩津	8,100	8,100	6,400	6,400	1,700	1974年	2006年度	
53	庄内川	愛知県等	1,010	1/200	枇杷島	4500(1/200)	4,700	4,200	4,400	300	1975年	2005年度	2007年度
54	木曽川	岐阜県等	9,100	1/200	犬山	18,000(1/100)	19,500	12,500	13,500	6,000	1969年	2007年度	2007年度
	長良川	岐阜県等		1/100	忠節	8,000(既往最大)	8,900	7,500	8,300	600	1965年	2007年度	2007年度
	揖斐川	岐阜県		1/100	万石	6,300	6,300	3,900	3,900	2,400	1969年	2007年度	2007年度
55	鈴鹿川	三重県	323	1/150	高岡	3,900	3,900	3,900	3,900	0	1971年	2008年度	
56	雲出川	三重県	550	1/100	雲出橋	8,000	8,000	6,100	6,100	1,900	1986年	2006年度	
57	織田川	三重県	461	1/100	両郡橋	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年	2003年度	2005年度
58	宮川	三重県	920	1/100	岩出	8,400	8,400	7,600	7,600	800	1976年	2007年度	
59	由良川	京都府等	1,880	1/100	福知山	6,500	6,500	5,600	5,600	900	1966年	1999年度	2003年度
60	淀川	滋賀県等	8,240	1/200	枚方	17,000	17,500(調整池からの流出を考慮)	12,000	12,000	5,500	1971年	2007年度	
61	大和川	奈良県等	1,070	1/200	柏原	5,200	5,200	5,200	4,800	400	1976年	2008年度	
62	円山川	兵庫県	1,300	1/100	立野	6,400	6,400	5,400	5,600	800	1988年	2007年度	
63	加古川	兵庫県	1,730	1/150	国包	9,000	9,000	7,400	7,400	1,600	1982年	2008年度	
64	揖保川	兵庫県	810	1/100	龍野	3,900	3,900	3,300	3,400	500	1988年	2006年度	
65	紀の川	和歌山県等	1,750	1/150	船戸	16,000	16,000	12,000	12,000	4,000	1974年	2005年度	
66	新宮川(熊野川)	和歌山県等	2,360	1/100	相賀	19,000	19,000	19,000	19,000	0	1970年	2008年度	
67	九頭竜川	福井県等	2,930	1/150	中角	8,600	8,600	5,500	5,500	3,100	1979年	2005年度	2006年度
68	北川	滋賀県	211	1/100	高塚	1,900	1,900	1,900	1,800	100	1971年	2008年度	
69	千代川	鳥取県	1,190	1/100	行徳	6,300	6,300	5,500	5,700	600	1984年	2006年度	2007年度
70	天神川	鳥取県	490	1/100	小田	3,500	3,500	3,500	3,500	0	1968年	2006年度	
71	日野川	鳥取県	870	1/100	車尾	5,100	5,100	4,600	4,600	500	1989年	2008年度	
72	斐伊川	島根県等	2,070	1/150	上島	5,100	5,100	4,500	4,500	600	1976年	2002年度	

	水系名	流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 洪水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
						工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
73	江の川	広島県等	3,900	1/100	江津	14,500	14,500	10,700	10,700	3,800	1973年	2007年度	
74	高津川	島根県	1,090	1/100	高角	4,200(高津)(既往最大)	5,200	4,200(高津)	4,900	300	1968年	2006年度	
75	吉井川	岡山県	2,110	1/150	岩戸	11,000	11,000	7,500	8,000	3,000	1973年	2008年度	
76	旭川	岡山県	1,810	1/150	下牧	8,000	8,000	6,000	6,000	2,000	1992年	2007年度	
77	高梁川	岡山県等	2,670	1/150	船穂	13,700	13,700	12,200	13,400	300	1989年	2007年度	
78	芦田川	広島県	860	1/100	山手	3,500	3,500	2,800	2,800	700	1970年	2004年度	
79	太田川	広島県	1,710	1/200	玖村	12,000	12,000	7,500	8,000	4,000	1975年	2006年度	
80	小瀬川	広島県等	340	1/100	高国橋	3,400	3,400	1,000	1,000	2,400	1974年	2008年度	
81	佐波川	山口県	460	1/100	新橋	3,500	3,500	2,900	2,900	600	1974年	2006年度	
82	吉野川	徳島県等	3,750	1/150	岩津	24,000	24,000	18,000	18,000	6,000	1982年	2005年度	
83	那賀川	徳島県	874	1/100	古庄	11,200	11,200	9,000	9,300	1,900	1998年	2006年度	2007年度
84	土器川	香川県	140	1/100	綾川橋	1,700	1,700	1,350	1,700	0	1990年	2007年度	
85	重信川	愛媛県	445	1/150	出合	3,300	3,300	3,000	3,000	300	1995年	2006年度	
86	駄川	愛媛県	1,210	1/100	大洲	6,300	6,300	4,700	4,700	1,600	1973年	2003年度	2004年度
87	物部川	高知県	508	1/100	深淵	5,400	5,400	4,740	4,900	500	1968年	2006年度	
88	仁淀川	高知県等	1,560	1/100	伊野	17,000	17,000	14,000	14,000	3,000	1989年	2007年度	
89	渡川(四万十川)	高知県	2,270	1/100	具同	17,000	17,000	14,000	14,000	3,000	1983年	2008年度	
90	速賀川	福岡県	1,026	1/150	日の出橋	4,800	4,800	4,800	4,800	0	1974年	2004年度	2007年度
91	山国川	大分県	540	1/100	下唐原	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年	2006年度	
92	筑後川	佐賀県等	2,863	1/150	荒瀬	10,000	10,000	6,000	6,000	4,000	1995年	2003年度	2006年度
93	矢部川	福岡県等	647	1/100	船小屋	3,500	3,500	3,000	3,000	500	1971年	2007年度	
94	松浦川	佐賀県	446	1/100	松浦橋	3,800	3,800	3,400	3,500	300	1975年	2006年度	
95	六角川	佐賀県	341	1/100	住ノ江橋	2,200	2,200	2,000	2,000	600	1970年	2008年度	
96	嘉瀬川	佐賀県	368	1/100	官人橋	3,400	3,400	2,500	2,500	900	1973年	2006年度	2007年度
97	本明川	長崎県	87	1/100	裏山	1,070	1,070	810	810	260	1991年	2000年度	2004年度
98	菊池川	熊本県	996	1/100	玉名	4,500	4,500	3,800	3,800	700	1970年	2007年度	
99	白川	熊本県	480	1/150	代郷橋	3,400	3,400	3,000	3,000	400	1980年	2000年度	2002年度
100	緑川	熊本県	1,100	1/150	城南	5,300	5,300	4,200	4,200	1,100	1989年	2007年度	
101	球磨川	熊本県	1,880	1/80	人吉	7,000	7,000	4,000	4,000	3,000	1966年	2007年度	
102	大分川	大分県	650	1/100	府内大橋	5,700	5,700	5,000	5,000	700	1979年	2005年度	2006年度
103	大野川	大分県等	1,465	1/100	白滝橋	11,000	11,000	9,500	9,500	1,500	1974年	1999年度	2000年度
104	番匠川	大分県	464	1/100	番匠橋	3,000(既往最大流量)	3,600	3,000	3,600	0	1967年	2003年度	2006年度
105	五ヶ瀬川	宮崎県	1,820	1/100	三輪	6,000(既往最大流量)	7,200	6,000	7,200	0	1966年	2003年度	2007年度
106	小丸川	宮崎県	474	1/100	高城	3,600(既往最大)	5,700	3,000	4,700	1,000	1967年	2007年度	
107	大淀川	宮崎県等	2,230	1/150	柏田	7,500(1/70)	9,700	7,000	8,700	1,000	1965年	2002年度	2005年度
108	川内川	鹿児島県等	1,600	1/100	川内	9,000	9,000	7,000	7,000	2,000	1963年	2007年度	
109	肝瀬川	鹿児島県	485	1/100	俣瀬	2,500	2,500	2,300	2,500	0	1981年	2006年度	

表2 一般水系の河川整備計画(2009年10月現在)

水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				河川整備基本方針				①/②	①/③	【参考】戦後最大流量(m ³ /秒)
			① 計画目標流量(m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量(m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)	策定年度	② 基本高水流量(m ³ /秒)	基本方針の計画規模	③ 計画高水流量(m ³ /秒)			
1	天塩川	北海道	豪平	戦後最大	500	(岩内ダム)、サンルダム	2007年度	6,400	1/100	5,700	0.69	0.77	観測
2	常呂川	北海道	北見	戦後最大	100	(能ノ子ダム)	2008年度	1,900	1/100	1,600	0.74	0.88	観測
3	留萌川	北海道	大和田	既往第二位	250	留萌ダム、大和田治水地	2001年度	1,300	1/100	800	0.81	1.31	観測+氾濫展し
4	石狩川下流	北海道	石狩大橋	戦後最大	2,700	(既設ダム群)、タヌシユ(バロダム、新緑ダム、三笠ほんべつダム、千歳川治水地、中流治水地)	2007年度	18,000	1/150	14,000	0.80	1.03	観測(氾濫展し加算) 11,330 (12,080)
5	後志利別川	北海道	今金	戦後最大	200	(美利河ダム)	2007年度	1,600	1/100	1,250	0.75	0.96	観測
6	釧路川	北海道	釧路	戦後最大	0		2008年度	3,600	1/100	3,600	0.83	0.83	観測
7	沙流川	北海道	平取	戦後最大	1,600	(二風谷ダム)、平取ダム	2007年度	6,600	1/100	5,000	0.92	1.22	観測
8	釧路川	北海道	標茶	戦後最大	0		2007年度	1,200	1/100	1,200	0.65	0.65	観測
9	岩木川	青森県	五所川原	戦後最大	400	津軽ダム	2006年度	5,500	1/100	3,800	0.53	0.76	観測+氾濫展し
10	高瀬川	青森県	小川原湖の水位	1/100洪水	0		2005年度	ピーク水位 1.70m	1/100				
11	名取川	宮城県	名取橋	戦後最大	700	(釜淵ダム、大倉ダム)	2009年度	4,700	1/150	3,400	0.72	1.00	観測+氾濫展し+ダム調節
12	鳴瀬川	宮城県	三本木	戦後最大	600	(南川ダム)、田川ダム、橋砂子ダム	2008年度	4,100	1/100	3,300	0.63	1.03	観測
13	阿武隈川	福島県等	岩沼	戦後最大	1,000	既設治水地の拡充と900万m ³ の治水地の新設	2006年度	10,700	1/150	9,200	0.85	0.99	観測
14	米代川	秋田県等	二ツ井	戦後最大	600	森吉山ダム、砂子沢ダム	2004年度	9,200	1/100	8,200	0.85	0.95	観測
15	子吉川	秋田県等	二十六木橋	戦後最大	400	鳥海ダム	2005年度	3,100	1/150	2,300	0.77	1.04	再現計算
16	最上川	山形県	面羽橋	戦後最大	600	(喜河江ダム、白川ダム)、長井ダム	2002年度	9,000	1/150	8,000	0.84	0.95	再現計算
17	多摩川	東京都等	石原	戦後最大	0		2000年度	8,700	1/200	6,500	0.52	0.69	観測
18	龍見川	神奈川県等	末吉橋	戦後最大	360	治水地等	2006年度	2,800	1/150	1,800	0.72	1.03	観測
19	荒川	新潟県等	花立	1/85洪水	1,000	(大石ダム)、徳川ダム	2003年度	8,000	1/100	6,500	0.94	1.15	戦後最大の再現計算
20	庄川	富山県等	雄神	戦後最大	200	利賀ダム	2006年度	6,500	1/150	5,800	0.85	0.72	観測
21	手取川	石川県	鶴笑	1/100洪水	1,000	(大日川ダム、手取川ダム)	2006年度	6,000	1/100	5,000	1.00	1.20	戦後最大の観測
22	狩野川	静岡県	大仁	1/50洪水	0		2005年度	4,000	1/100	4,000	0.78	0.78	観測
23	富士川	静岡県等	北松野	戦後最大	0		2006年度	16,600	1/150	16,000	0.86	0.89	推定
24	安倍川	静岡県	手越	戦後最大	0		2007年度	6,000	1/150	6,000	0.82	0.82	観測
25	天竜川	長野県等	鹿島	戦後最大	1,500	(美和ダム)天竜川ダム群再編	2009年度	19,000	1/150	15,000	0.79	1.00	観測+氾濫展し+ダム調節
26	墨川	愛知県	石田	戦後最大	550	散策ダム	2001年度	7,100	1/150	4,100	0.65	1.13	観測
27	矢作川	愛知県等	岩津	戦後最大	600	(矢作ダム)	2009年度	8,100	1/150	6,400	0.77	0.97	観測+氾濫展し+ダム調節

	水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				河川整備基本方針				①/②	①/②	[参考] 戦後最大流量 (m ³ /秒)
				① 計画目標流量 (m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量 (m ³ /秒)	ダム等 (かっこは既設)	策定年度	② 基本高水流量 (m ³ /秒)	基本方針の計画規模	計画高水流量 (m ³ /秒)			
28	庄内川	愛知県等	枇杷島	3,900	観測後最大	200	小里川ダム、小田井渡水橋等	2007年度	4,700	1/200	4,400	0.89	0.83	観測(記念池加算) 3,500 (3,800)
29	木曾川	岐阜県等	犬山	16,500	戦後最大	4,000	(既設ダム群)、新丸山ダム	2007年度	19,500	1/200	13,500	1.22	0.85	観測 14,099
30	長良川	岐阜県等	忠節	8,100	戦後最大	400	治水地等	2007年度	8,900	1/100	8,300	0.98	0.91	観測 7,667
31	掛菱川	岐阜県	万石	5,000	戦後最大	1,100	(徳山ダム)、増山ダム再開発	2007年度	6,300	1/100	3,900	1.28	0.79	観測 4,540
32	瀬田川	三重県	尚都橋	4,100	観測後最大	600	(蓮ダム)	2005年度	4,800	1/100	4,300	0.95	0.85	観測 3,800
33	関川	新潟県等	高田	2,600	戦後最大	0		2008年度	3,700	1/100	3,700	0.70	0.70	観測+記念池加算 2,580
34	由良川	京都府等	福知山	3,600	戦後第四位	0		2003年度	6,500	1/100	5,600	0.64	0.55	観測 3,636
35	淀川	滋賀県等	枚方	8,500 程度	戦後最大	?	(日吉ダム等)川上ダム等	2008年度	17,500	1/200	12,000	—	—	観測 7,800
36	九頭竜川	福井県	中角	8,100	戦後最大	2,600	既設ダム(九頭竜ダム、真名川ダムなどの有効活用、足羽川ダム)	2006年度	8,600	1/150	5,500	1.47	0.94	観測+記念池加算+ダム調節 6,200
37	千代川	鳥取県	行徳	4,300	戦後最大	100	観ダム	2007年度	6,300	1/100	5,700	0.75	0.68	観測 4,300
38	高津川	島根県	高角	4,900	既往第二位	0	(八田原ダム)	2008年度	5,200	1/100	4,900	1.00	0.94	推定 5,000
39	芦田川	広島県	山手	2,600	戦後第二位	500		2009年度	3,500	1/100	2,800	0.93	0.74	(第二位)観測+記念池加算 1,650
40	吉野川	徳島県等	岩津	19,400	戦後最大	2,800	(早明浦・富郷・新宮・栗郷・池田ダム)	2009年度	24,000	1/150	18,000	1.08	0.81	観測 16,400
41	那賀川	徳島県	古庄	9,000	戦後最大	500	既設の長安ロダムの改造	2007年度	11,200	1/100	9,300	0.97	0.80	推定 9,000
42	重信川	愛媛県	出合	2,500	戦後最大	0		2008年度	3,300	1/150	3,000	0.83	0.76	観測 2,240
43	陸川	愛媛県	大洲	5,000	戦後最大	1,100	(野村ダム、鹿野川ダム)、山鳥坂ダム	2004年度	6,300	1/100	4,700	1.08	0.79	推定 5,000
44	中筋川	高知県	磯ノ川	1,000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム	2001年度	1,200	1/100	850	1.18	0.83	再現計算 1,000
45	遠賀川	福岡県	日の出橋	3,800	既往最大 (1/40)洪水	0		2007年度	4,800	1/150	4,800	0.79	0.79	再現計算 3,243
46	筑後川	佐賀県等	荒瀬	6,900	1/50洪水	1,700	(松原・下釜ダム)、大山ダム	2006年度	10,000	1/150	6,000	1.15	0.89	再現計算 9,100
47	松浦川	佐賀県	松浦橋	2,900	戦後第二位	200	(熊本ダム)	2009年度	3,800	1/100	3,500	0.83	0.76	再現計算 3,706
48	嘉瀬川	佐賀県	官人橋	2,200	戦後第三位	700	嘉瀬川ダム	2007年度	3,400	1/100	2,500	0.88	0.85	再現計算 3,400
49	本明川	長崎県	裏山	1,070	戦後最大	290	本明川ダム	2005年度	1,070	1/100	810	1.32	1.00	再現計算 1,070
50	白川	熊本県	代蔵橋	2,300	1/20～1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水地群	2000年度	3,400	1/150	3,000	0.88	0.88	観測(上流記念池あり) 1,800
51	大分川	大分県	府内大橋	5,300	1/70洪水	400	(厚川ダム)、大分川ダム	2006年度	5,700	1/100	5,000	1.08	0.93	観測+ダム調節 4,267
52	大野川	大分県等	白瀬橋	9,500	既往最大	0		2000年度	11,000	1/100	9,500	1.00	0.86	観測 8,890
53	番匠川	大分県	番匠橋	3,100	観測後最大	600		2006年度	3,600	1/100	3,600	0.86	0.86	観測 2,740
54	五ヶ瀬川	宮崎県	三輪	6,500	戦後最大	0		2007年度	7,200	1/100	7,200	0.90	0.80	観測 6,441
55	大淀川	宮崎県	柏田	8,100	1/50洪水	900	(仙瀬・緑北・綾南ダム)	2005年度	9,700	1/150	8,700	0.93	0.84	観測または推定 8,040
56	川内川	鹿児島県等	川内	8,400	戦後最大	2,400	鶴田ダム改造	2009年度	9,000	1/100	7,000	1.20	0.93	観測+記念池加算+ダム調節 8,400

耐越水堤防について

1 淀川水系流域委員会「淀川水系河川整備計画原案に対する意見」

(平成 20 年 4 月 25 日)

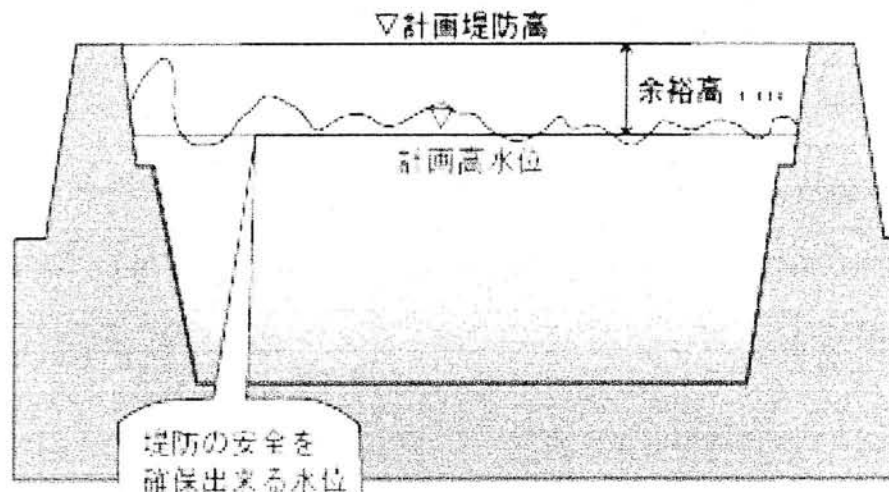
[意見]

3. 洪水対策

・HWL 以上の堤防強化および越水対策強化が行われないならば、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。

・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取組むための具体的な計画を示すことを求める。

[参考] 堤防とHWL (計画高水位)



堤防の余裕高(計画高水位に加える値)

(河川管理施設等構造令)

計画高水流量 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	200未満	200以上 500未満	500以上 2,000未満	2,000以上 5,000未満	5,000以上 10,000未満	10,000以上
余裕高(m)	0.6	0.8	1	1.2	1.5	2

2 耐越水対策堤防について

(1) 「河川堤防設計指針」

2000 年 6 月の「河川堤防設計指針」（河川局治水課）

「越水に対しても一定の安全性を有するような堤防（難破堤防）を整備する必要がある。」

2002 年の「河川堤防設計指針」

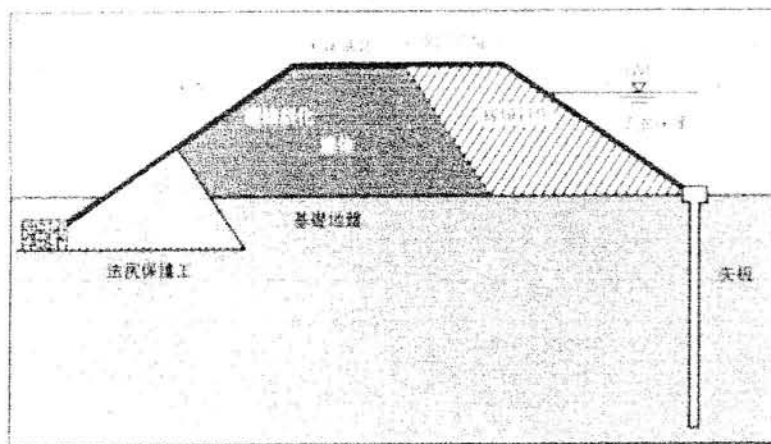
越水に関する記述がすべて削除。

(2) 川辺川ダムとフロンティア堤防

熊本県八代市の球磨川・萩原堤防は、200 年に一度の大洪水にも耐えるフロンティア堤防にする計画が進められ、2001 年度は施工段階に入っていた。

2001 年 12 月の川辺川ダム住民討論集会でダム反対派が「フロンティア堤防ができれば、八代の治水は川辺川ダムなしでも完ぺき」と主張。

結局、2001 年度はフロンティア堤防の工事は行われず、2002 年度には予算化が見送られ、さらに、同年 7 月に河川堤防設計指針が改訂されたのを理由に、計画自体が中止。



(3) 河川局防災課長の通知「氾濫流対策を取り込んだ改良復旧事業の実施について」（平成 20 年 6 月 26 日）の「耐越水堤防（巻堤）」

「耐越水堤防（巻堤）」について

「災害復旧助成事業において、降雨の規模が極めて大きく被災流量を下回る計画流量を設定せざるを得ない場合、破堤または決壊など堤防に重大な被害を生じた場合について実施」

この文書は、大きな洪水が発生し、堤防が壊れたが、復旧事業として被災時の洪水

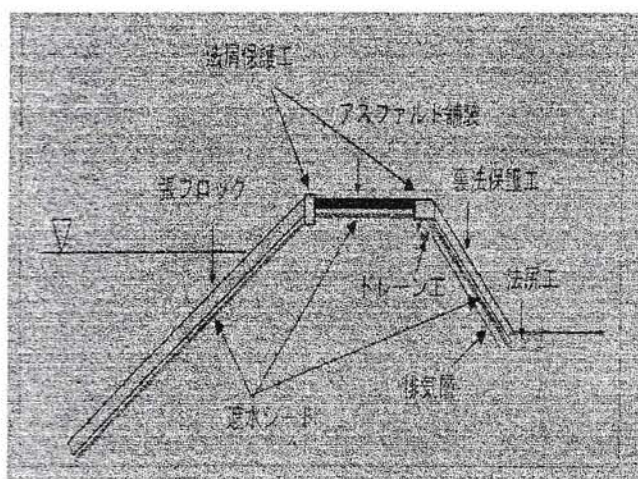
量まで流す河道を整備することができない場合、再度同じ程度の洪水が発生すると洪水が堤防を乗り越え再び堤防が決壊する恐れがあるため、越水しても壊れにくい耐越水堤防整備を積極的に実施することを促している。（淀川水系流域委員会の最終意見書より）

（４）耐越水対策堤防の例

三重県雲出川の耐越水堤防（フロンティア堤防）

延長 約 1.1 km、事業費 約 48 億円（1999 年度に完成）

通常の堤防強化に比べてコストは 1 割増であったとされている。



（５）大熊孝氏提唱の「溢流しても破堤しない堤防」

ソイルセメント連続地中壁工法（TRD工法（Trench cutting Re-mixing Deep wall method））といわれているもので、シートパイル（鋼矢板）を打つように堤防の中央部に土を固化させた地中壁を設けるものである。

大熊氏によれば、1 mあたり 50 万円程度でつくることができる。

ただし、国土交通省はこの工法を本格的な堤防補強工法として認めていないので、現在は遮水工への利用にとどまっている。



3 淀川水系流域委員会の「耐越水対策堤防」が意味すること

① いかなる洪水にも壊滅的な被害を受けない治水対策

確率的には想定外の洪水が来ることはありえることであって、そのときに壊滅的な被害の発生を防ぐ「耐越水対策堤防」は人命を守る上できわめて重要な意味を持っている。

② 現実離れした想定洪水流量の問題からの解放

多くの水系では現実離れした、過大な洪水流量が想定され、それによってダム計画の必要性が作り出されてきた。想定洪水流量が過大であっても、安全側をとる理由で、それに基づく治水計画が策定されてきた。

しかし、耐越水対策堤防を前提にすれば、治水計画の立て方を次のように整理することができる。

- 想定洪水流量は、実際に観測された最大流量として、治水計画はそれに対応できるレベルのものとする。
- 堤防を耐越水対策堤防に改善して想定洪水流量を超える洪水に対応できるようにする。

4 「耐越水対策堤防」の課題

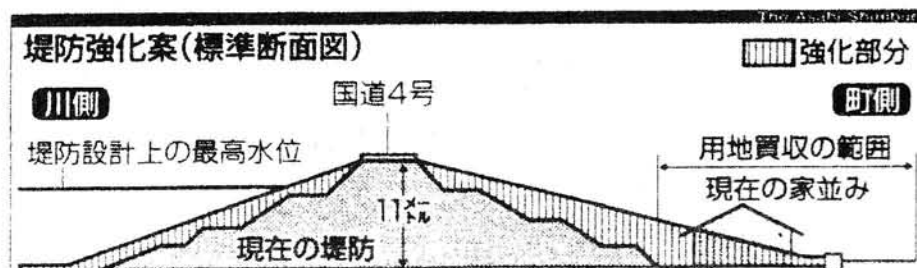
① 川の自然への影響

盛り土でつくられた堤防は草で覆われ、川の流れの風景も相俟ってそれなりの自然度があるが、耐越水対策堤防にするため、堤防の表面がコンクリートブロックで覆われるようになれば、川の自然への影響が避けられないように思われる。

② 不必要に大きな堤防の造成事業に化ける危険性

巨額の費用がかかるため、「線」ではなく「点」の整備しかできないスーパー堤防（高規格堤防）は論外として、利根川、江戸川では「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」という名で、堤防の裾野を大きく広げる事業が右岸側で進められている（川裏の勾配 1:7、川表の勾配 1:5）。利根川だけで移転戸数が約 860 戸、現時点の事業費が 1,300 億円にもなるもので、住民と川の自然に多大な影響を与える事業である。これは、耐越水対策堤防を意図したものでないが、もし国土交通省が耐越水対策堤防への改善工事を進めるとすれば、同様に不必要に大きな堤防の造成事業に化ける危険性がある。

〔首都圏氾濫区域堤防強化対策事業〕



[補足] 浸透による破堤の危険性がある堤防

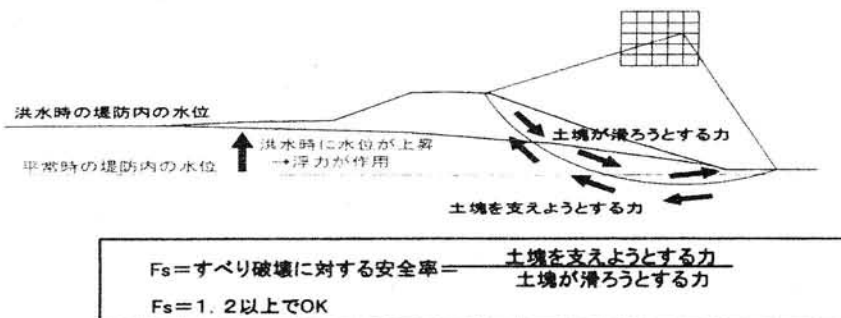
堤防は改修を何度も積み重ねてきたもので、十分な強度が確保されているとは限らず、洪水時に河川の水位が高い状態が維持されると、下図のように、水の浸透で堤体がゆるんで堤防が崩れたり（すべり破壊）、あるいは堤防にみず道が形成されて堤防が崩壊したりする（パイピング破壊）危険性がある。2004年7月13日の新潟・福島豪雨では新潟県の五十嵐川（信濃川の支流）の堤防が100mにわたり、決壊して、凄まじい被害をもたらしたが、堤防というものは場所によっては予想外に脆弱なものなのである。

国土交通省は2002年度の「河川堤防設計指針」に基づいて、一級水系の直轄区間について堤防の強度の点検調査を実施してきている。この調査結果をみると、すべり破壊・パイピング破壊による破堤危険性がある堤防が随所にある。この改善対策の実施が喫緊の課題になっている。

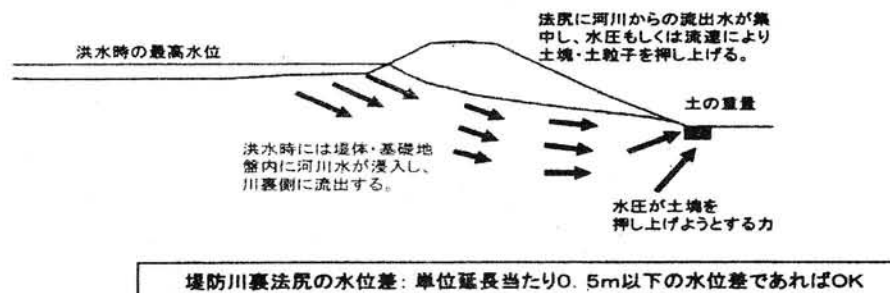
ただし、この破堤の危険性は洪水水位が計画高水位にある状態で検討したものであって、洪水水位が計画高水位を超えた状態は考慮されておらず、計画高水位を超える洪水、さらには堤防越流洪水は検討の対象外になっている。

浸透による堤防のすべり破壊とパイピング破壊（国土交通省の資料より）

①浸透によるすべりに対する安全性の照査



②パイピングに対する安全性の照査

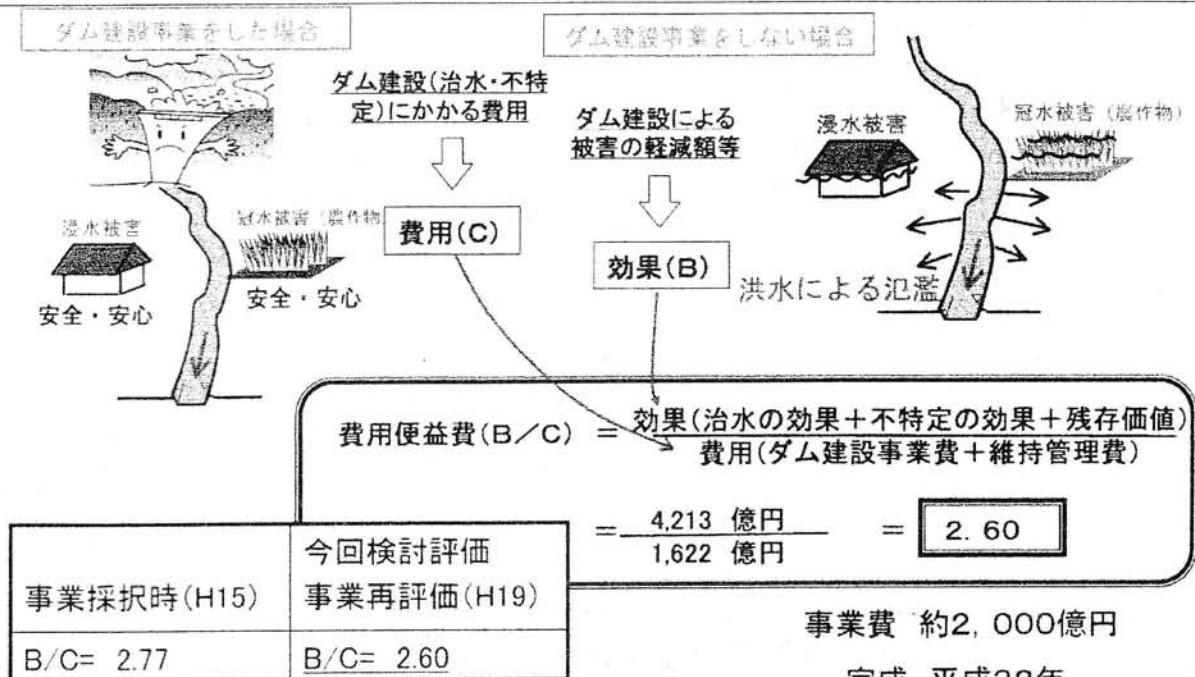


(2) 設案ダム建設事業における費用対効果

事業の投資効果

事業全体に要する費用(C)は1,622億円であり、事業の実施によりもたらされる効果(B)は4,213億円となる。

これをもとに算出される費用対効果(B/C)は2.60となる。



27

3 費用便益計算の問題点

1) 洪水便益計算の問題点—治水経済調査マニュアルの問題点

ダムの便益の大半を占めるのは治水の便益であるので、その計算のでたらめさを見たい。

通常は次の手順で行われる。

- ① 治水基準点下流の流域をいくつかのブロックに分ける。
- ② 当該ダムがない場合とある場合について6段階の設定洪水流量^[注]を流して現況河道の計算流下能力を超えたところを破堤候補箇所として、そのうち、各ブロックにつき1カ所を破堤箇所とする〔氾濫面積が最も大きくなる箇所を選択〕。
[注] 流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケースを設定する。
たとえば、1/5 1/10 1/30 1/50 1/100 1/150の洪水流量。
- ③ その破堤箇所からの氾濫流量を計算して、氾濫範囲を求める。
- ④ その氾濫範囲の被害資産額を計算する。
- ⑤ 当該ダムがない場合とある場合の被害資産額の差から、当該ダムによる被害軽減額を求める。
- ⑥ 設定洪水流量ごとの被害軽減額とその生起確率から、当該ダムによる年平均の被

害軽減額を計算し、それを当該ダムの治水効果の便益とする。

この計算はあくまで机上の計算であって、実際には起こりえない仮定、現実と遊離した仮定がいくつも含まれている。たとえば、

- ア 各ブロックごとにそれぞれ別個に破堤するとしているが、実際には上流ブロックで破堤が起きれば、洪水水位は下がり、下流側のブロックでは破堤が起きにくくなる。
- イ 現況堤防高から余裕高を引いた高さに洪水水位が達すると破堤するとしているが、実際に破堤が起きるのは洪水水位が堤防天端までを来た場合であり、流下能力が大きく過小評価されている。
- ウ 河道の流下能力の計算が正しくなく、実際の流下能力より過小に求められ、その結果、破堤という扱いになっていることが多い。

このように実際には破堤が起きない場所で、破堤したことによって求められているのがダムの治水効果の便益であって、現実には即して正しく計算すれば、その便益ははるかに小さい値になる。

洪水の便益計算は、「治水経済調査マニュアル」に基づいて行われており、実際に起こりうる氾濫を再現するマニュアルに改正する必要がある。こ

2) 「流水の正常な機能の維持」の便益計算の問題点

「流水の正常な機能の維持」の便益についてはその計算方法がないということで身替り建設費が使われている。

- C 費用：ダムの総事業費のうち、「流水の正常な機能の維持」の分から計算
- B 便益：身替り建設費（「流水の正常な機能の維持」だけのダムを単独に建設したときの費用）から計算

Cは他の目的も加えてより大きなダムを建設した場合の建設費のうち、「流水」の目的だけの持分であり、Bは「流水」だけが目的のダムを単独に建設した場合であるから、必ず、BはCより大きくなり、 B/C は1を超える。

この方法では必ず1を超えるから、費用便益計算を行う意味がなくなっている。

（次ページの東京新聞 2009 年 10 月 11 日の記事を参照）

「流水の正常な機能の維持」の便益について合理的な計算方法を確立する必要がある。

3) ダム建設によるマイナス面の費用の計算方法の確立

ダム建設によるマイナス面（堆砂の除去費用、地すべり対策工事費など）の費用が考慮されていないので、それらをダムの費用に加算できるように、その計算方法を確立する。

ダムの費用便益計算において上記の1)～3)の抜本的な改善がされれば、ほとんどのダムの B/C は1を下回ることが予想される。

東

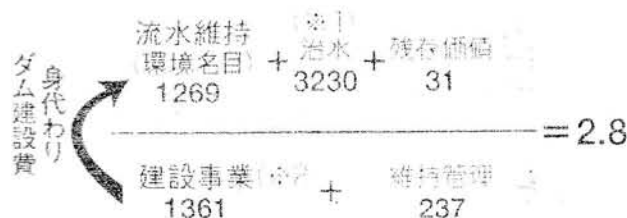
五

愛知・設楽
便益に建設費計上

國交省試算

設楽ダム の費用対効果

(單位:億元)



① 日本水害相の被害額が、算出
水災大被害被害費(207)億円、(3)国自衛隊から算出
② 水災大被害が、50年かけて試算



2・8 だいた 効果を押上げる
便益の試算額で 国交省によると、効
水 三千二百十億 果を身代わりタム建設
円 に次いで大きい の 費で代用することゝな
が 流水の正常な機能 的に裏付けた試算マ
の維持 千二百八十 ュアにも通知はない
九億円 国交省は上 同省は環境保全の効果
年に一度の洪水時での 試算はできないとし

2・8 から 2・0 へ低下する。設薬
タムは、九七三年に
計画発表。農業用水、
水道用水などを目的と
した国庫補助事業で、二
三年度に完成す

大野頭首工
新威
愛知県
豊橋

呼ばれ、一九九七年のこの専門家の批判もある川法改正で環境保全が重視されて以降、タムの便益効果に幅広く、環境保全を掲げる設
あり、国交省中部地方
整備局（名古屋市中）に
用いられるようになっ
よると、設置タムは、一
部の効果が計上され、
年一回の事業評価で、
れば、結果的に費用対
ると、費用対効果は

水質が貯水量全体の六
湖を占める。環境保全
の効果をセロと仮定す
ると、費用対効果は

川が枯れないよう水をたして、水を確保する
確保し、生き物を守るにはダムでためるしか
環境保全の効果と説明方法がない。その建設
する。だが、実際は効費を効果額とみなすの
果を計算できないたが妥当（河川環境
め、六十万級のダム課金と主張する。
建設費に当たる十二億建設費を支出と効果
六十九億円を、流水機に二重計上する手法
能の維持に伴う効果とは、農林水産省も用水
して計上していた。やダム事業で用いてい
こうした試算は、身だが、「費用が効果と
代わりダム建設費」という理屈はおかしい。

水需給計画の問題点（利根川荒川フルプランを例にとって）

新規ダムを必要としない、実態に合った水需給計画の策定を！

（水資源開発促進法により、利根川・荒川水系、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、筑後川水系、吉野川水系は指定水系として、水資源開発基本計画（略称フルプラン）という水需給計画が策定され、新規ダム事業の位置づけが行われている。）

フルプランの三つの問題点

（１） 実績とかけ離れた水需要予測

都市用水の需要の実績が増加から横這いへ、さらに減少傾向に変わってきている。

フルプランの水需要予測は改定のたびに下方修正がされてきているものの、いまだに増加傾向が続くという実績無視の予測が行われている。

（２） 現在の保有水源の過小評価

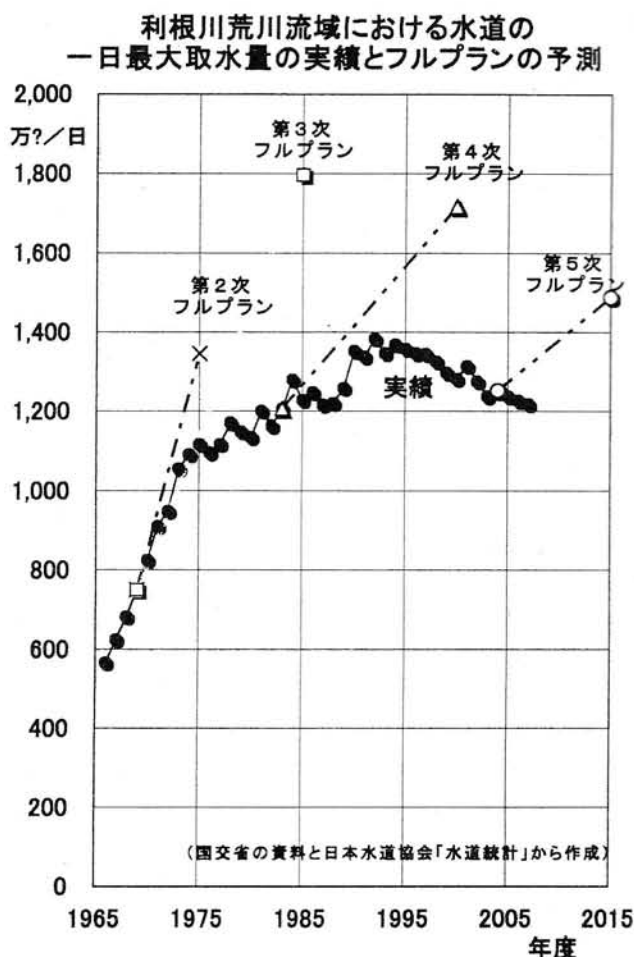
各都府県とも現在の保有水源を過小評価し、その評価値がそのままフルプランに使われている。

とりわけ問題となるのは水道用地下水の評価である。地盤沈下がほとんどの地域で沈静化しているにもかかわらず、沈下進行

時代の地下水削減計画が今なお生き残っている。その端的な例が東京都である。東京都は多摩地域で現在、利用されている水道用地下水 40 万 m^3 /日を水源としてカウントせず、八ッ場ダムを地下水の代替水源としている。

（３） 供給可能量の減少という水源開発の新たな口実

都市用水の需要の実績が減少傾向に変わると、実績を無視した過大な予測をするにも限度があり、将来への増加量を従来の過大予測よりも控え目にせざるを得ず、その結果、フルプランの予測の下方修正が行われた。しかし、それでは計画中・工事中の



水源開発事業の全部についてその必要性を打ち出すことができない。そこで、新たに考えられたのが1/10渇水年への対応である。現行のダムの開発水量は、1/5渇水年で計画されているので、それより厳しい渇水が来ても対応できるように、1/10渇水年における水需給を考える必要があるというものである。

すなわち、「最近20年間で第二位の渇水年(1/10渇水)の流量データをもとに、ダム等からの供給可能量を計算すると、利根川水系は開発水量の79%、荒川水系は72%となり、目減りしてしまう。1/10渇水年に供給可能量が落ち込んでも、水需要を充足できるように、ダム等の新規水源開発が進める必要がある。」というのが利根川荒川水系のフルプランの趣旨である。

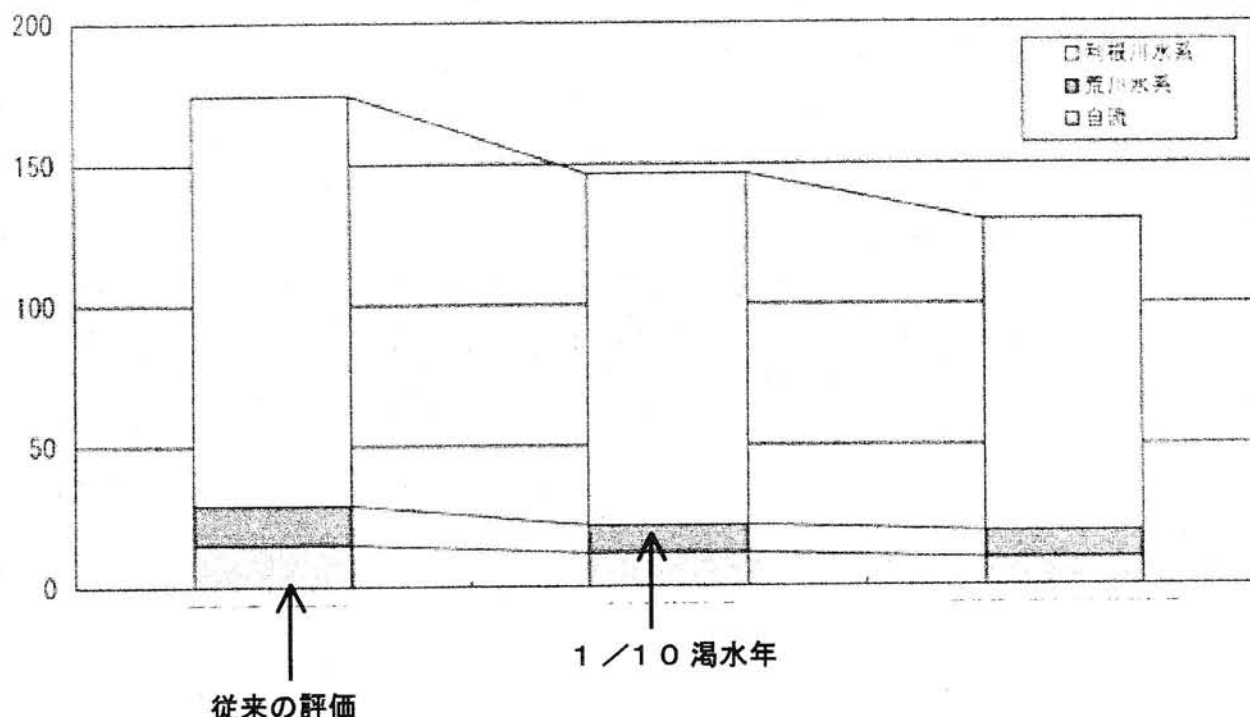
この点は吉野川以外の他の指定水系(木曽川、淀川、豊川、筑後川)も同様であって、都市用水の需要予測では新規水源開発の必要性を示すことが困難になってきたので、新規水源開発の新たな理由として1/10渇水年への対応を持ち出してきている。

一方、吉野川水系フルプランの保有水源は従来の評価のままである。それは吉野川水系では新規のダム計画がなくなっており、その必要性を打ち出す必要性がなくなっているからに他ならない。そのように1/10渇水年への対応という話はあくまで新規水現開発を進めるための口実なのである。

実際に1/10渇水年の供給可能量の減少率の計算根拠を調べてみると、現実と著しく遊離した前提条件が設定され、その結果として供給可能量の大幅な切り下げが必要となるのであって、1/10渇水年において利根川水系ダムの開発水量が21%も減るといふ話はそのように現実遊離の計算がつくりだしたものに過ぎない。

【利根川・荒川水系フルプラン】

利根川・荒川水系における安定供給可能量の変化



【参考資料：7】

穴あきダム問題

1 穴あきダムの計画

〔国土交通省が所管する穴あきダム〕

ダム名	事業者	進捗
1 益田川ダム	島根県	2006 年度完成
2 三笠ぼんべつダム	北海道開発局	計画中
3 足羽川ダム	国交省近畿地方整備局	
4 立野ダム	国交省九州地方整備局	
5 津付ダム	岩手県	
6 辰巳ダム	石川県	
7 浜田ダム	島根県	
8 西之谷ダム	鹿児島県	
9 城原川ダム	国交省九州地方整備局	調査中
10 最上小国川ダム	山形県	
11 武庫川ダム	兵庫県	計画に位置づけはないまま「穴あきダム」議論が先行している計画
12 丹生ダム	水資源機構	
13 浅川ダム	長野県	
14 川辺川ダム	国交省九州地方整備局	

1～10は2007年4月、国交省河川局治水課提供資料より作成

（グローバルネット 2007 年5月号「穴あきダムは本当に環境にやさしいか？ー県営・辰巳ダムなどを例に」（まさの あつこ／ジャーナリスト）から転載）

2 穴あきダムの主な問題点（今本博健氏の論考を一部引用）

① 貯水域の自然と景観に大きな影響を与える。

穴あきダムに洪水時に貯水する水は清水ではなく、土砂や腐葉などの浮遊物、汚濁物を大量に含む濁水である。それらは洪水後に水が引いたのちにも残り、汚れた状態が数ヵ月から場合によっては数年も続くことになる。数日間におよぶ水没と長期間にわたる汚濁物の残留が貯水域の植生等の自然に大きな影響を与えることは必至である。

さらに、このことは貯水域の周辺に住む人たちにとっても重大な問題である。家から見下ろす貯水域が、洪水のあとは長期間、汚濁物がへばりついた状態になるのであるから、不快な毎日を過ごすことになる。

② 土砂の堆積は避けられない

ダムの土砂堆積は主に洪水時に進行する。穴あきダムも洪水時には貯水され、貯水域での流速が小さくなるのだから、土砂の堆積が進むことは避けられない。穴あきダムは洪水時も土砂は下流に流れていくという話は机上の計算によるものに過ぎない。

③ 水生生物の移動に影響を与えないはずがない。

穴あきダムは単に河床部に穴が開いているだけのものではない。放流側には減勢工という複雑な構造物が設けられ、そこに湛水部もつくられるから、水生生物の移動に影響を与えないはずがない。

④ ダムの存在そのものが川の自然にダメージを与える。

巨大な構造物「ダム」が川のど真ん中につくられること自体が景観を一変させ、川の自然にダメージを与える。

⑤ 洪水調節機能を果たせるのか

穴あきダムの洪水調節は自然調節方式であって、その調節機能は穴あきダムの放流口の大きさによって変わる。放流口を大きくすれば、大洪水の時にしか機能せず、逆に放流口を小さくすれば、中小洪水の時にしか役に立たない。また、下流の洪水の状況に応じてダムからの放流量を変える操作もできない。放流ゲート付きの穴あきダムも検討されているが、その場合は穴あきダムの宣伝文句とは異なるものになる。

3 水源開発問題全国連絡会の調査

水源連は2008年度から、高木仁三郎市民科学基金から助成金を得て、穴あきダム問題の調査を進めている。

● 現地調査

島根県益田川ダム（日本初かつ唯一の穴あきダム）、熊本県川辺川上流の樅木砂防ダムと朴木砂防ダム、長野県浅川ダム予定地、石川県辰巳ダム予定地、山形県最上小国川ダム予定地、滋賀県丹生ダム予定地ほか

● 研究者への聞き取り調査

角哲也（京都大学准教授）穴あきダム提唱者、
今本博健（京都大学名誉教授）穴あきダム検証者 ほか

● 多目的ダムから治水ダムへ変更する経緯、背景および行政手続きに関する河川管理者、住民団体への聞き取り、文献等調査によるケーススタディ

【参考資料：8】

補助ダム問題について

●補助ダムの事業に関する根拠法令

- ・補助根拠 河川法 第60条第2項(一級河川)
- 〃 第62条(二級河川)
- ・全体計画 河川法 第79条第1項(一級河川)
- 〃 第79条第2項(二級河川)
- ・国庫補助金の交付・申請
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第5条
- 〃 第6条

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

●新規事業採択・事業見直し 行政機関の評価に関する法律

●全体計画に定める事項

- 1) 建設の目的
- 2) 位置及び名称
- 3) 規模及び型式
- 4) 貯留量、取水及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- 5) 建設に要する費用及びその負担に関する事項
- 6) 工期

●補助金の交付申請

「国土交通省所管補助金等交付規則」

1. 補助事業等の名称
2. 補助事業等の目的及び内容
3. 補助事業等の完了の予定期日及び実施の計画

4. 交付申請額
5. 交付申請額の算出方法
6. 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

●補助ダムに対する国庫補助金

【一級河川】

- 1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外… 河川法第60条第2項
大規模改良工事10分の5.5
その他の改良工事2分の1
- 2) 北海道… 河川法第96条・河川法施行令第42条第4項
大規模改良工事10分の7
その他の改良工事3分の2

【二級河川】

- 1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外… 河川法第62条
改良工事2分の1
- 2) 北海道・一・河川法第96条・河川法施行令第42条第6項
改良工事10分の5.5
- 3) 沖縄… 沖縄振興特別措置法第105条第1項・沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項10分の9
- 4) 離島… 河川法第62条2分の1
- 5) 奄美… 奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項10分の6

●国交省担当官との質疑（2005/3/11）

- 補助ダムの建設根拠法令
 - ◇ 河川法に沿っている。
 - ◇ 大臣認可と協議があるがその違い
 - 認可と協議に差があるか？ → 県などが用意する資料は一緒である。
 - ◇ 補助金の交付は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、新規補助ダムの採択・見直しは根拠及び全体計画、国庫補助金の交付申請新規事業の採択・事業見直しはいわゆる行政評価法に則っている。
- 補助ダムの全体計画について
 - ◇ 根拠は河川法 79 条にある。
 - ◇ 全体計画では6つの事項について定められている。
 - 建設目的、位置及び名称、規模及び形式、貯留量・取水及び放流量並びに貯留量の用途配分に関する事項、建設に要する費用及びその負担に関する事項、工期、以上の6つである
- 補助ダムの計画申請からの流れ
 - ◇ 見直しの項目も存在する
 - ◇ 地方自治体ことの再評価もある。
- 補助金支出について
 - ◇ 国土交通省所管補助金等交付規則というものがある。
 - ◇ 補助事業等の名称、目的及び内容、予定、金額、算出方法、経費の使用方法などを調査し、判断する。
- 補助ダムに対する国庫補助金などの件
 - ◇ 一級河川、二級河川ともおおむね1／2がほとんどある。（例外もあり）

➤ 補助ダムの審査基準

- ◇ 地方整備局から、上記の内容（書面）が挙がってくる、
- ◇ それを精査して、全体計画としての6つの項目をチェックしていく。
- ◇ 補助金額を決めるプロセスに進む → 河川法 60 条、62 条、96 条などによる。
- ◇ たとえば、ダム自体の必要性などのチェック項目はあるのか？
 - ダムの目的、などに包含されるのではないか。
- ◇ その内容をどうやってチェックするのか？
 - 各自治体からのヒアリングの時に判断している。
- ◇ 拒否することはあるのか？
 - 予算などであることもある。
 - 当然地元の反対の意見の有無、説明会の開催などもチェックする。
- ◇ 今の段階で、補助ダムの不整合を指摘して、再評価はしないのか？
 - 国交省としては法的な枠組みとしては、中止、というものはない。
 - 事業主体が妥当とするものについては最大限尊重する。
 - 過去にも、中止、という計画が数件ある。

▽ 奥胎内ダムの事例

- ◇ 問題提起
 - 奥胎内の場合は、再評価資料はかなり資料的に乏しい
 - 再評価は、事業者側が設定した人物しか、メンバーにいない。
 - このメンバーは県の資料だけしか見ないので判断はできない。
 - 再評価が、妥当の方向で決まっているのではないか。
 - 評価は、異論がないと妥当という判断をして進んでいく。
- ◇ 国から
 - 本省から、県などに再評価はおかしい、ということはいえない。
 - 本省からは、河川管理者として、説明責任を果たしてくれ、というお願いはしている。
- ◇ 再質問
 - 可能であれば、公開討論会などの方法をとることはできないか。
- ◇ 国から
 - （再評価委員会は）事業主体の対応方針を何うものなので、ジャッジをするところではないから、評価を決めるのが、委員会ではない。
- ◇ 議員から、
 - 再評価について通達のようなものは出されていないのか
- ◇ 国から
 - 基本的に、国がやっている河川法の精神に則った、事業再評価を、自治体でもやってくれとお願いしている。
- ◇ 問題提起、
 - 各自治体によって、再評価のやり方にデコボコがある。何とかならないか。
- ◇ 国から
 - なかなか本省から、指導ということできないのが実情である。
 - 不具合があれば、意見は言うが、再評価のやり方とか、中身的には、詳しく指導と言うことはできない。

緊急ニュース

前原誠司国土交通相は11月20日の記者会見で、見直しを表明している全国143のダム事業について、継続が妥当かどうかをあらためて検証する有識者会議を設置すると発表しました。来月3日に初会合を開くことにしています。

その発言内容を国土交通省のホームページから引用します。

2つ目でございますけれども、就任以来出来るだけダムに頼らない河川整備をとということを申し上げて参りまして、143のダム事業を見直していくということを申し上げて参りましたけれども、その基本的な考え方、見直しをするための専門家会議の構成が決まりましたので皆様方に発表させて頂きたいと思っております。

概要につきましては皆様方のお手元に配布をしたペーパーに書いてございますけど、9名の専門家の方々に構成をさせて頂きまして座長には京都大学名誉教授の中川博次先生にお願いをしようと考えております。

皆様方にお配りをしているお手元のペーパーにも書かせて頂いておりますけど、主な検討事項というのは幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸の検討、総合的な評価の考え方の整理、今後の治水理念の構築ということで、今までの河川整備の根本的な考え方を見直して頂こうと考えております。

その配布資料（別紙添付）に記載されている委員名簿には、大臣が発言にある「出来るだけダムに頼らない河川整備」を目指すことを目的に、広い分野からの専門家が選任されています。

しかし、これら9人の委員に關した情報を収集したところ、これまでのダム依存行政を進めた国土交通省・前身の建設省に深く関わってきた人、国土交通省からダム関連の仕事を受注している財団の理事を務めている人などが多数含まれていることがわかりました（別紙添付）。

これではとても中立な構成とは言えず、「出来るだけダムに頼らない河川整備」が進むべくもありません。

あわせて配布された資料には、「12月3日の第1回会議 傍聴不可」と記されています。「傍聴不可」とはまったくの逆行です。

水源連としてこの問題解決を緊急課題としてとらえ、各方面に働きかけていきます。

（夕刊）朝日 2009年 平成21年 11月21日

治水見直しへ委員選任 国交相

全国のダム事業の見直しを掲げる前原誠司国土交通相は20日、ダムに頼らない新たな治水基準を検討する有識者会議の委員9人を明らかにした。前原国交相は来年度の予算編成にあたり、所管する56のダム事業について再検証するものと継続するものに分けた上で、有識者会議が示す基準をもとに中止する事業を決める方針だ。

委員9人の専門分野は、河川工学のほか森林科学、災害心理学、行政法など。座長には、旧建設省ダム水理研究室長で京大工学部長を務めた中川博次・京大名誉教授（水工学）が就く。

前原国交相はダムありき、ダム絶対反対論の両極に立つ専門家を外したとし、「できるだけニュートラル（中立）な方を選ばせていただいた」と述べた。

有識者会議は個別のダム事業を再検証するための評価基準やダムに代わる治水対策の立案手法を来夏までに提示。ハツ場ダム（群馬県）を含め、再検証の対象とされた個別のダム事業にあてはめ、最終的に中止するか、継続するかを決める。

地元の知事の判断を尊重するとしてきた87カ所の道府県が進める補助ダムについて、前原国交相は「新しい考え方が定まれば、ぜひこの考え方を検討、採用してもらいたい」とし、来夏以降、見直しを求める可能性に触れた。

座長以外の委員は次の通り。

宇野尚雄（岐阜大名誉教授（地盤工学））▽三本木健治（海大名誉教授（行政法））▽鈴木雅一（東大大学院教授（森林科学））▽田中淳（東大総合防災情報研究センター長（災害心理学））▽辻本哲郎（京大大学院教授（河川工学））▽道上正規（鳥取大名誉教授（土砂水理学））▽森田朗（東大公共政策大学院教授（公共政策））▽山田正中央大教授（水工学））

平成21年11月20日 国土交通省発表

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」について

1. 趣旨

「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換を勧めるとの考えに基づき、今後の治水対策についての検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討すると共に、更にこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言する。

2. 主な検討課題

- (1) 幅広い治水対策の立案手法
- (2) 新たな評価軸の検討
- (3) 総合的な評価の考え方の整理
- (4) 今後の治水理念の構築

3. 委員

別紙の通り。なお、座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、会議に出席してその件を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4. 第1回会議

日 時 12月3日〔木〕 18:00～20:00 (予定)

場 所 中央合同庁舎3号館10階共用B会議室

その他 会議については傍聴不可、カメラ撮りは冒頭のみとします。

会議後、会議の様様を説明します(会見)

議事要旨を、後日、ホームページ上で公開します。

5. スケジュール

平成21年秋 有識者会議発足

平成22年夏頃 有識者会議中間取りまとめ(上記2.(1)～(3))
引き続き、有識者会議で討議

平成23年夏頃 有識者会議提言

<問い合わせ>

河川局 河川計画課 河川計画調整室長 泊(とまり) 宏

代表 03(5253)8111 内線 35361

直通 03(5253)8445

(別紙)

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」委員

平野 尚雄 岐阜大学名誉教授

三本木 健治 明海大学名誉教授

鈴木 雅一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

田中 淳 東京大学大学院情報学環
総合防災情報研究センター長・教授

辻本哲郎 名古屋大学大学院工学研究科教授

◎中川 博次 京都大学名誉教授

道上 正規(規:正しくは矢偏に見の文字) 鳥取大学名誉教授

森田 朗 東京大学公共政策大学院教授

山田 正 中央大学理工学部教授

◎:座長(予定)

(敬称略、五十音順)

水源連付記:記者会見後の質問に対して前原大臣は「ダム絶対反対派とダム絶対推進派は除外した」と回答しています。

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」委員に関する情報

番号	氏名	肩書 現職	専門分野	主な経歴	社会活動
1	宇野尚雄 1938(昭和13) 年10月	岐阜大学名誉教授 工学博士(京都大学) 広島工業大学工学部建設工 学科地盤工学教授 〒731-5193 広島市佐伯区三 宅2-1-1	河川堤防・ 安全問題 浸透水・地下 水 土質材料物 性 (堤防)	2002(平成14)年3月 岐阜大学定年退官(最 終講義2月19日 情報処理 C. ホームページに残 る) 2003(平成15)年4月 広島工業大学教授 (工学部建設工学科)	(平成時代) 平成18年5月 由良川堤防調査委員会・委員長 (～2006.7) 平成17年5月 地下水地盤環境に関する研究協議会・副座長 (～現在) 平成16年10月 円山川堤防調査委員会・委員長(～2006.3.) 平成16年9月 河川堤防のモニタリング委員会・委員長(～ 現在) 平成16年2月 河川構造物の耐震検討会・委員(～2005.3) 平成15年12月(財)日本地下水理化学研究所・所長 国際水法学会(在ローマ)理事
2	三本木 健治	明海大学名誉教授 〒279-8550 千葉県浦安市 明海1丁目 明海大学浦安キャンパス 不動産学部不動産学科 TEL 047-355-5111(代表)	開発行政法	1988年 建設省退官(河川局次長) 日本下水道事業団理事 国立国会図書館調査および立法考査局専門調査 員	
3	鈴木雅一	東京大学大学院農学生命科 学研究所教授 〒113-8657 東京都文京区弥 生1-1-1 東京大学農学部1 号館 (財)砂防フロンティア整 備推進機構 理事(非常勤)	森林水文学 砂防工学	1980 日本学術振興会 奨励研究員 1981 京都大学農学部 助手 1992 東京大学農学部 助教授 1996 東京大学大学院農学生命科学研究科 助教 授 1998 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	2004/04 丹沢大山総合調査実行委員会 調査副団長 2006/10 丹沢大山自然再生委員会 委員 川辺川ダム有識者会議での意見 現在のこう着状態を脱するには「治水上の安全度を満たすダ ムなし案」の提示が求められている。河川整備計画では、洪水 時に管理する整備目標流量を弾力的に設定でき、ダムなし案は 実現可能性がある。 現時点でダム案を選択する状況にない。
4	田中 淳 1954年生まれ	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センタ ー 長・教授 〒113-0033 文京区本郷 7-3-1	社会心理学 災害過程論	1981年 東京大学大学院社会学研究修士課程修了。 1981年 財団法人未来工学研究所研究員。 1990年 群馬大学教養部専任講師。 1992年 文教大学情報学部専任講師。 2000年 東洋大学社会学部助教授・教授(2001年) 2008年 東京大学大学院情報学環教授。	中央防災会議専門委員、文部科学省科学技術・学術審議会専門 委員、同地震調査研究推進本部専門委員、国土審議会専門委員 などを務める。
5	辻本哲郎 1949年生れ	名古屋大学大学院工学研究 科社会基盤工学専攻教授 〒464-8603 名古屋市千種区 不老町	河川工学 土砂水理学 河川水理学 河川生態学 防災水工学 河川計画学	昭和48年 京都大学工学部土木工学科卒業 昭和48年 京都大学工学部工学研究科修士課 程土木工学専攻入学 昭和53年 京都大学大学院工学研究科博士課 程土木工学専攻進学 昭和53年 同上単位取得退学	現在 内閣府総合科学技術会議社会基盤プロジェクトチーム員、河川 生態学術研究会木津川グループ代表、水源生態研究会委員、 社会資本整備審議会河川分科会基本方針検討小委員会委員、国 土審議会国土形成計画部会専門委員、自然再生専門家会議委員、 環境省環境影響評価制度総合研究会委員、矢作川流域委員会委

				昭和53年 京都大学助手 (工学部) 昭和54年 工学博士 (京都大学) 昭和59年 金沢大学助教授 (工学部) 平成09年 名古屋大学助教授 (大学院工学研究科) 平成11年 名古屋大学教授 (大学院工学研究科)	員長、天竜川流域委員会委員、天竜川ダム再編事業環境検討委員会委員、土木研究所研究評価委員会委員、国土技術政策総合研究所研究評価委員会委員、東海ネーデルラント高潮・洪水地域協議会総括ファシリテーター、日光川水閘門改築技術検討委員会委員、生物多様性なごや戦略会議委員ほか 歴任： 手取川流域委員会委員、土岐川・庄内川流域委員会委員、木曽川水系流域委員会委員、公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会委員、戦略的環境アセスメント総合研究会委員、河川環境目標検討委員会、河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会委員、ダム事業のプログラム評価に関する検討委員会委員、都市型水害対策検討委員会委員、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討委員会委員、ゼロメートル地帯の高潮対策検討委員会委員、東海豪雨土木学会調査団長、愛知県河川堤防緊急強化検討委員会委員、愛知県氾濫シミュレーション技術検討委員会委員ほか
6	◎中川博次	京都大学名誉教授 社団法人 ダム・堰施設技術協会 会長 〒112-0014 東京都文京区関口1丁目47番12号 江戸川橋ビル3F	水工学 水工水理学 土木環境システム (河床の流砂など)	1997～1999年 立命館大学 / 理工学部 / 教授 1986～1994年 京都大学 / 工学部 / 教授 1985年 京都大学 / 工 / 教授	2008年9月16日、京都府学術検討会を代表して中間報告 (3)京都府にとって望ましい整備計画の事業展開順位 以上の結果を総合的に判断すると、京都府に関連の深い事業の優先順位としては、緊急対応を迫られている桂川中、下流部の河道改修を最優先とし、次に、宇治川の河川改修と堤防強化、天ヶ瀬ダム再開発 (運用方法の改善を含む)、川上ダムによる木津川の洪水低減 (長寿命化対策を除く) である。 大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある。
7	道上 正規 1941年生れ	鳥取大学名誉教授 財団法人とっとり地域連携・総合研究センター 理事長 鳥取市本町三丁目201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル5階 財団法人 ダム水源環境整備センター非常勤理事	河川工学 河川災害 湖沼環境 (土砂崩壊)	2001年鳥取大学 / 工学部 / 学長・教授 1986年～2000年鳥取大学 / 工学部 / 教授	
8	森田 朗 1951年生れ	東京大学公共政策大学院教授 〒113-0033 東京都文京区本郷	行政学	1976年 東京大学法学部卒業 同学部助手 1981年 千葉大学法経学部助教授 1993年 同教授 1994年 東京大学大学院法学政治学研究科教授 2004年～ 東京大学公共政策大学院 (大学院公共	厚生労働省 中央社会保険医療協議会・公益委員 (2009/06/05-) 総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会 随時委員 (2009/01-) 国土交通省「都市再生・住宅セーフティネット」に関する検討会 (座長) (2008/09-)

				政策学連携研究部・教育部 教授 2004 年～08 年 3 月 同大学院院長 (連携研究部・教育部部長) 2005 年～09 年 3 月 総長特任補佐 2008 年～ 東京大学政策ビジョン研究センター 長	熊本県「川辺川ダム事業に関する有識者会議」(2008/05-08) 意見：球磨川流域の市町村は、人口減少などで存続が厳しくなる一方だ。自治体を維持する上で水害のダメージは大きい。だが住民から「洪水から身を守りたい」という声はあまり聞こえてこない。客観的な洪水のリスクを見るのか、住民の意思を尊重するのか。それは知事が判断するしかない。
					経済産業省資源エネルギー庁水力発電に関する研究会 (座長) (2008/1-) 総務省政策評価有識者会議座長 (2007-) 総務省「官民人事交流推進会議」委員 (2007/04-) 厚生労働省「中国残留邦人の支援に関する有識者会議」委員 (2007/04-06) 総務省「新しい地方財政再生制度研究会」委員 (2006/08-12) 財務省財政制度等審議会専門委員 財務省独立行政法人評価委員会委員 など
9	山田 正 1951 年生れ	中央大学理工学部教授 〒112-8551 東京都文京区春 日 1-13-27 財団法人河川環境管理財団 非常勤理事	水理学 (豪雨と洪水被害など)	中央大学理工学部教授(1992-) 中央大学理工学部助教授(1991-1992) 北海道大学工学部助教授(1986-1991) 防衛大学校土木工学教室助教授(1985-1986) 防衛大学校土木工学教室常勤講師(1981-1985) 東京工業大学工学部助手(1977-1981)	関東地方整備局利根川上流河川事務所 リバーカウンセラー 関東地方整備局荒川下流河川事務所 リバーカウンセラー 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 リバーカウンセラー 内閣官房：危機管理技術研究会 *10月20日の読売新聞でハツ場ダム必要論を展開。 *10月31日の産経新聞でハツ場ダム必要論を展開。

***10月20日の読売新聞 抜粋。**

山田正・中央大理工学部教授

(土木工学) の話「利根川下流の治水基準点の水位ばかりが注目され、支流の水位は議論されていない。吾妻川流域に洪水を制御できる施設はない。2日で計約1000、いいもの大雨を降らせた東海豪雨のように、近年は予測困難な気象現象が発生しており、それを考慮した治水対策が不可欠だ。長期的には堤防改修も必要だが、当面の費用対効果を考えれば、ダムを含めた治水対策の方が効果的だ。前原国交相は、中止を決めた過程の議論を公開しておらず、大臣自ら科学的根拠を示して説明すべきだ」

***10月31日の産経新聞 抜粋**

一方、下流域の自治体だけでなく河川工学の専門家などからも、中止した場合の負担が膨大となる可能性を指摘する声がある。中央大の山田正教授(土木工学)は『引き堤』に加え、堤防の整備計画自体もガラリと見直されることになる」と指摘する。

ハツ場ダムが調節しようとする利根川水系の水量は、既存の6つのダムが規制する「毎秒5500立方メートル」の半分近くに当たる「毎秒2400立方メートル」にもなる。これだけの水量が調整できないとなると、下流域の堤防計画は当然見直しが必要になる。

山田教授は「右岸と左岸でそれぞれ300キロの延長がある利根川水系。全部を整備し直すことは不可能に近い。堤防の強化とダムの両輪があって、やっと治水ができる」と指摘する。